

会 議 録

令 和 6 年 第 2 回 定 例 会

会期：令和6年6月 4日
令和6年6月14日
(11日間)

小 海 町 議 会

第2回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日（招集、上程、説明、議案質疑、委員会付託）	
開会	5
招集あいさつ・報告	6
議案第19号～20号（財産の取得）	11
議案第21号（事件）	13
承認第1号～5号（条例）	14
承認第6号～9号（補正予算）	15
議案第22号（事件）	22
議案第23号～28号（条例・補正予算）	23
陳情・請願等	29
第4日（一般質問）	
第1番 黒澤 敦史 議員	30
第5番 渡邊 晃子 議員	41
第4番 井出 和人 議員	58
第3番 篠原 哲雄 議員	69
第2番 鷹野 文則 議員	81
第6番 的埜美香子 議員	86
第11日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
開会・報告	100
議員派遣の件	101
承認第1号～5号（条例）	102
承認第6号～9号（補正予算）	105
議案第22号（事件）	106
議案第23号～26号（条例）	107
議案第27号～28号（補正予算）	110
陳情第1号・発議第2号	112
陳情第2号・発議第3号	113
陳情第3号	115
陳情第4号	117
同意第4号	118
議会改革特別委員会の設置	119
署名	121

令 6 年 第 2 回
小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和6年6月4日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和6年6月14日 午後4時00分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第1番議員、第2番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和6年6月4日 至 令和6年6月14日 11日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
議案第19号	財産の取得について	原案可決
議案第20号	財産の取得について	〃
議案第21号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止について	〃
承認第1号	小海町税条例の一部を改正する条例について	原案承認
承認第2号	小海町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
承認第3号	小海町指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
承認第4号	小海町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
承認第5号	小海町指定介護予防支援等の事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
承認第6号	令和5年度小海町一般会計補正予算(第9号)について	〃

承認第7号	令和5年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	原案承認
承認第8号	令和5年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	〃
承認第9号	令和5年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	〃
議案第22号	防災行政無線施設改修工事請負契約の締結について	原案可決
議案第23号	小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第24号	小海町給水条例の一部を改正する条例について	〃
議案第25号	小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第26号	小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	〃
議案第27号	令和6年度小海町一般会計補正予算(第1号)について	〃
議案第28号	令和6年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	〃
陳情第1号	「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書	採択
陳情第2号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書	採択
陳情第3号	訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める陳情書	趣旨採択
陳情第4号	マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書	継続審査

《追加議案》

発議第2号	「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書	採択
発議第3号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書	〃
同意第4号	監査委員の選任同意について	原案同意

会議の顛末	令和6年6月 4日 午前10時00分に始め
	令和6年6月14日 午後 4時00分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒 澤 弘	会計管理者 井出直人
		子育て支援課長 小 池 司
	教 育 長 黒澤五雄	教 育 次 長 小平文仁
	総 務 課 長 吉澤君雄	
	町 民 課 長 井出知之	やすらぎ園所長 井出重信
	産業建設課長 宮澤賢司	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 小平弘恵	
	書 記 中嶋晴基	

会 議 開 会 日 及 び 議 員 の 出 欠

議席番号	氏 名	6/4	6/7	6/10	6/11		6/12		6/14
					総産委	予決委	民文委	予決委	
第 1 番	黒澤 敦史								
第 2 番	鷹野 文則								
第 3 番	篠原 哲雄								
第 4 番	井出 和人				○				
第 5 番	渡邊 晃子								
第 6 番	的埜美香子				○				
第 7 番	井出 幸実								
第 8 番	品田 宗久								
第 9 番	小池 捨吉				○				
第10番	有坂 辰六								
第11番	篠原 伸男	○	○					○	○
第12番	欠 員								
計		11	11	11	7	11	5	11	11
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 1 番 黒澤敦史 議員							
		第 2 番 鷹野文則 議員							

令和 6 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和 6 年 6 月 4 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 6 年 6 月 4 日 午後 3 時 50 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
開 会	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>令和 6 年第 2 回小海町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>今回の定例会で、私たち 18 期の議員の任期は残すところ後 11 ヶ月余りとなりました。コロナなどで最初の 2 年間は思うような議員活動はできませんでしたが、昨年の秋ごろより行政視察や勉強会、そして常任委員会などの議会活動が活気を帯びてきました。最近では議員の皆さんにこの春よりタブレットの配布がなされ、議員の方の携帯など LINE でグループ配信をしたり、アップロードやダウンロードが行われるなど、タブレットで議会事務局とのやり取りが普通に行われているようであります。今日も実際に、300 ページ程のペーパーレスを試みています。また、9 月定例会までに議場のシステム改修が行われ、議会の状況などが配信できるようになるなど、議会の在り方が大きく変わろうとしています。今は試験的な形をとっていますが、小海町議会会議規則を整備し、来年の 4 月からは常態化したいと考えています。これからも議員定数や議員報酬の件など、いくつかの課題もありますが、私たちの議会活動も町民の皆さんの理解や応援を得られますよう積極的に取り組んでいく思いであります。</p> <p>ただいまの出席議員数は 11 人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 2 回小海町議会定例会を開会いたします。なお、議会の ICT 化推進の目的から、議場へのタブレットの持ち込みを許可します。これから本日の会議を開きます。暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。</p>
<u>日程第 1 「会議録署名議員の指名」</u>	
議 長	<p>日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、第 1 番 黒澤敦史君及び第 2 番 鷹野文則君を指名いたします。</p>

<u>日程第2 「会期の決定」</u>	
議 長	<p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきましては、去る5月20日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。</p> <p>議会運営委員長 井出幸実君。</p>
議会運営 委員長	<p>議会運営委員会からご報告いたします。</p> <p>本日招集の令和6年第2回小海町議会定例会の運営につきましては、去る5月20日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は専決処分9件、条例改正案5件、補正予算案2件、事件議決案3件、陳情4件の合計23件であり、会期は本日より6月14日までの11日間とする案を作成をいたしました。一般質問の通告は、本日、午後5時までとします。但し質疑が5時を過ぎた場合には質疑終了後としますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ一般質問が1日で済めば10日午前10時から合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですのでご承知おき下さい。なお、本日の昼休み12時30分から、議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり本日から6月14日までの11日間にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
(異議なしの声)	
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配付申し上げたとおりであります。</p>
<u>日程第3 「町長招集あいさつ」</u>	
議 長	<p>日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。</p> <p>黒澤町長。</p>
町 長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>令和6年第2回定例会を招集申し上げましたところ大変お忙しい中、全議員のご出席を賜り開会できますことに、心より厚く御礼を申し上げます。</p>

新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5類に移行し、ゴールデンウィーク明けの5月8日に、丸1年を迎えました。依然として流行の波を繰り返しており昨年夏に第9波、今年の冬1月に第10波となっております。また、4月からは治療薬や入院費の自己負担も増えております。

このような中ではありますが、マスクの着用者も次第に少なくなりつつあり、町内商業者の中には、コロナ前の売り上げに達したという事業者もあり、活気を取り戻してきているといえます。町関係の各行事につきましても感染対策に配慮しながら実施しており、新型コロナ前と同様に開催をしてきております。

さて、先日「人口戦略会議」という民間組織が、「消滅の可能性がある」として公表したリストにおいて、長野県では26市町村が該当し、その中で「自然減対策が必要で社会減対策は極めて必要」という20市町村の中に、小海町が名を連ねたことは大変残念でショッキングな報道でした。子育て支援策に傾注し、出産に対する支援金や住宅の取得、引っ越し費用などにも補助金を給付し、また、村上団地の宅地分譲など様々な施策を行ってきている中でこの報道は、まさに受け入れがたいものでありました。これまでの事業を総括し、今後策定していきます長期振興計画の後期計画に、改めて対策を盛り込んでいきたいと考えております。

また、町の基幹産業の一つである農業、高原野菜につきましては、ゴールデンウィーク明けから出荷が始まり、日増しに生産量が増加しております。2月下旬から3月の降雪による農作業の遅れは、1週間程度まで取り戻しつつあるようです。品不足による高値は次第に落ち着いてきており、品目によっては低価格のものあるとのことですが、今シーズン通して張り合いの持てる価格が継続してくれることを願うばかりでございます。

それでは続きまして、本定例会に提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に、総括的なご説明を申し上げます。

議案第19号 財産の取得についてであります。小型29人乗りバスの更新による購入です。4社の入札結果により(有)小海自動車修理工場が13,390千円で落札され、仮契約を締結しております。この仮契約に対し議会の議決をお願いするものでございます。

議案第20号 財産の取得についてであります。消防団第6分団親沢班の普通自動車ワンボックスタイプ6人乗りの小型動力ポンプ付積載車の購入につきまして、先日3社により入札を行い、(株)コウサカが消費税を含め12,210千円で落札され、仮契約を締結しております。この仮契約に対し議会の議決をお願いするものでございます。

議案第21号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止についてですが、令和元年から佐久地域2市2郡と東御市を含めた12市町村で戸籍事務を処理するコンピューターを共同利用してまいりましたが、今回全国的な規模の標準システムに移行することとなり、地方

自治法 252 条の 2 に規定されている「連携協約」を終了するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案 19 号、20 号、21 号ともに、本日審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

承認第 1 号小海町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の改正に伴い、主に定額減税関係の改正と、関連する条項の整備を行い、小海町税条例の一部を改正し、専決処分したものでございます。

承認第 2 号～承認第 5 号につきましては、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、町の該当条例の 4 条例を改正するものです。

承認第 6 号令和 5 年度小海町一般会計補正予算（第 9 号）については、歳入歳出予算の総額に 10,848 千円を追加し総額を 4,651,598 千円としたものでございます。主な要因は精算によるものです。

歳入につきましては、町税の確定により 12,998 千円の増額、地方交付税では特別交付税が確定したことにより 63,216 千円の増額となりました。

歳出につきましては、総務費が 43,920 千円の減額、民生費が 37,120 千円の減額、衛生費が 14,048 千円、農林水産費が 10,378 千円、商工費が 21,170 千円それぞれ減額、土木費が 926 千円の増額、消防費が 898 千円、教育費が 22,720 千円、災害復旧費が 3,002 千円、公債費が 795 千円それぞれ減額し精算を行い、予備費を 167,328 千円増額し、224,769 千円としたものでございます。

承認第 7 号令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、歳入歳出予算の総額から 31,557 千円を減額し、総額を 495,646 千円としたものでございます。主な要因は精算によるもので、歳入で県支出金を 35,392 千円の減額、歳出は保険給付費を 36,839 千円を減額したものでございます。

承認第 8 号令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、歳入歳出予算の総額から 8,354 千円を減額し、総額を 702,972 千円としたものでございます。主な要因は精算によるものでございます。

承認第 9 号令和 5 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入歳出予算の総額から 899 千円を減額し、総額を 79,303 千円としたもので、主な要因は精算によるものでございます。

以上 9 件につきましては 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

続きまして、議案について概要を申し上げます。

議案第 22 号防災行政無線施設 改修工事請負契約の締結についてですが、

保守期間の終了により設備の更新を行うもので、主に親局・中継局・屋外子局の工事を行います。一部更新ということで、随意契約によ

り、(株)日立国際電気 長野営業所と 181,500 千円で仮契約を締結しております。この仮契約に対し、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 23 号小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申をいただいた上で保険料率を改正する他、地方税法の改正に伴い関連する条項を改正するものです。

議案第 24 号小海町給水条例の一部を改正する条例については、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政について、国土交通省に移管されたため所要の改正をするものです。

議案第 25 号小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員の定数を実団員数に合わせるため 145 人から 6 人減らし 139 人に改めるものであります。

議案第 26 号小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等の損害補償にかかる補償基準額について所要の改正を行うものです。

議案第 27 号令和 6 年度小海町一般会計補正予算（第 1 号）については、歳入歳出予算の総額に 38,357 千円を追加し、総額を 4,463,357 千円とするものでございます。主な補正内容につきましては、

歳入では、町税において、定額減税見込み分 27,651 千円を減額し、その分の補填として地方特例交付金を同額計上します。また、地方交付税 18,525 千円の増額を見込み、国庫支出金では、戸籍システムの改修が令和 7 年度に大きくズレ込むことから 26,224 千円の減額と物価高騰対応重点支援事業の増額 37,253 千円との合計額 11,029 千円を計上させていただきました。

歳出では、総務費のうち賦課徴収費において、定額減税補足給付費 37,253 千円を計上しました。また、戸籍住民登録費において、システム改修が遅れることから令和 6 年度分として 26,224 千円を減額し、国の指導により令和 7 年度に債務負担行為を計上するものです。

衛生費では住宅管理費に町営住宅小海団地と馬流団地の耐震調査費を 7,700 千円計上しました。農林水産費では、畜産振興費に畜産農家の配合飼料価格高騰対策補助金等 3,882 千円、山村振興費に直売所の指定管理料令和 5 年度決算見込みによる不足分 2,884 千円を計上させていただきました。土木費では、道路維持費に本間、八那池、宮下、東馬流 4 地区の除雪機 4 台分 5,820 千円を計上しました。

その他人事異動に伴う職員人件費の補正でございます。

議案第 28 号小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入歳出予算に 1,234 千円を追加し、総額を 518,234 千円としたもので、マイナンバーカードと保険証の一体化に関わるシステム改修費用でございます。

以上本定例会にご提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げました。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申

	<p>し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p><u>日程第4 「諸般の報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げますので、ご確認のほどお願いいたします。そのほか、報告事項のある方はお願いします。 総務産業常任委員長 井出和人君</p>
<p>(総務産業常任委員会調査報告)</p>	
議 長	<p>続いて、民生文教常任委員長 鷹野文則君</p>
<p>(民生文教常任委員会調査報告)</p>	
議 長	<p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第5 「行政報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第5、「行政報告」を行います。町長から行政報告をお願いいたします。 黒澤町長。</p>
町 長	<p>では行政報告3件につきまして報告いたします。 能登半島地震にかかる「チームながの」の活動につきまして報告いたします。 「チームながの」につきましては、長野県と市町村が協力し石川県の羽咋市と輪島市の災害支援に対応してまいりました。避難所の支援、廃棄物の受入れ、被害認定調査などを行い、5月末までの延べ人数は5,139人でした。小海町におきましては、3月に3名、4月に2名が約1週間の日程で避難所の運営の支援に派遣しました。 このチームながのにつきまして、5月31日をもって終了となりました。今後は、石川県や市町村で対応していくとのことです。昨日3日、震度5強の地震が起きたばかりであります、今のところはこのような連絡であります。 もう1件は、先月最終週の土曜日に行われた小学校の運動会です。今回は議員の皆様はじめ多くの来賓のみなさんにもご臨席いただき、保護者、関係者でグラウンドがいっぱいとなる中での開催となりました。 令和6年度が始まり2か月足らずの間でありましたが、1年生の成長には驚くばかりでした。5,6年生による組体操も「練習の成果と真剣さ」が、周囲の皆さん全員に感動を与えたことと思います。 3件目は、4月3日に放映されました「笑ってこらえて」の日本列島ダーツの旅で小海町が紹介されました。約1時間の番組で町内各店舗が取材を受けその反響は大きなものでした。</p>

	飲み物や食べ物が紹介され、松原湖も取り上げられていましたが、人の温かさも感じた映像でした。日頃の広報宣伝もしっかりと進めつつ、改めてマスコミへの宣伝の必要性を再確認したところです。以上報告でございます。
議長	以上で町長の報告を終わります。 ほかに行政報告がありましたらお願いいたします。
	総務課長【4月人事異動職員自己紹介】 【令和5年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告】 【佐久広域連合議会定例会の報告】 【長期振興計画審議会の報告】 町民課長【佐久環境衛生組合議会第1回臨時会の報告】 【小海町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】 【交通政策審議会の報告】 子育て支援課長【小海町子育て支援推進委員会の報告】 【小海町結婚推進委員会の報告】 産業建設課長【中小企業振興資金あつ旋審査委員会の報告】 教育長【中学校組合議会第1回定例会の報告】
議長	以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。 ここで産業建設課長より発言を求められておりますので、これを許します。 宮澤産業建設課長
産業建設課長	大変に申し訳ございません。議案綴の差替えの件でございます。ちょっと私失敗をしてしまいまして、小海町給水条例の一部を改正する条例ということで、ページ数で言いますと議案綴の108ページでございます。こちらの方の移管に関する手続き上の条例のところ、ちょっと省庁を1個落としてしまいまして、差し替えをお願いしたいということで、大変に図々しいお話ですがよろしくお願いいたします。
議長	これより11時10分まで休憩といたします。 (ときに10時53分)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第19号から議案第21号は上程から採決まで、承認第1号から議案第28号、請願・陳情等につきまして上程から付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第6「議案第19号」</u>	
議長	日程第6、議案第19号 「財産の取得について」を議題とします。

	事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。 提出者に提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 6番 的埜美香子君
6番議員	はい、6番的埜です。お願いします。 小型のバスということなのですが、どこの路線で利用するかということは決まっているのかどうか。ちょっとその辺りを教えてください。
町民課長	はい。町営バス6路線ありますが、その中で全部使用する予定ではありません。基本的には、今中型・小型・ワゴン等9台というところですが、通常は10台を所有するというようなかたちで、この小型につままして非常時というか何かあったときのための予備という部分も含まれた車両になります。概ね全路線で昼間等の運行等に当たるというようなかたちでございます。
議長	他に質疑のある方はございますか。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第19号を採決いたします。 議案第19号を原案のとおり、賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第19号は、原案のとおり可決されました。
<u>日程第7「議案第20号」</u>	
議長	日程第7、議案第20号 「財産の取得について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。 提出者に提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	

議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 6 番 的 埜美香子君
6 番議員	はい、6 番的埜です。お願いします。 先ほど令和 5 年の一般会計の繰越明許ということで、その中で小型動力ポンプの積載車ということで更新が第 3 分団にありました。その中で確か資材不足か何かで遅れが出たということだったんですけど、今回そういった心配はないのかどうか、そのあたりお願いします。
町民課長	はい。こちらはまだメーカーとの最終的な打ち合わせはしてございませんが、なるべく年度内の購入ということでメーカーのほうには伝えてございます。
議 長	他に質疑のある方はございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 20 号を採決いたします。議案第 20 号を原案のとおり、賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。
<u>日程第 8 「議案第 21 号」</u>	
議 長	日程第 8、議案第 21 号 「戸籍に係る電子情報処理組織の委託の廃止について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 提出者に提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 21 号を採決いたします。

	議案第 21 号を原案のとおり、賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。
<u>日程第 9 「承認第 1 号」</u>	
議 長	日程第 9、承認第 1 号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 10～13 「承認第 2～5 号」</u>	
議 長	日程第 10、承認第 2 号 「小海町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」から、 日程第 13、承認第 5 号 「小海町指定介護予防支援等の事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」までを一括議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

議 長	これより1時まで休憩といたします。 (ときに11時59分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 議事に入ります前に、先ほど12時30分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告を願います。 議会運営委員長 井出幸実君。
議会運営 委員 長	ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。 6月11日(火)午後1時30分より総務産業常任委員会、視察なし。 午後2時より予算決算常任委員会、視察なし。6月12日(水)午後1時30分より民生文教常任委員会、視察なし。午後3時より予算決算常任委員会、視察なし。また、午前中も申し上げましたとおり、全員協議会につきましては、6月10日に行いますのでよろしく願いいたします。 以上で、報告を終わります。
日程第14 「承認第6号」	
議 長	日程第14、承認第6号「令和5年度小海町一般会計補正予算(第9号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出ともページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 7ページ、第2表繰越明許費補正。
11番議員	11番、篠原伸男です。 7ページ繰越明許費補正ということでありませうけれども、これは何が原因でこれだけ繰越になってきたんですか。社会福祉費においても1,580万。当初1億3,200万だったものが1億7,265万に減額補正されてきて、なおかつ1,500万からが次年度に繰越されてくるということは、1割以上が当年度で出来ずにおくられてきたりとか、それからまた商工業の振興費、これらについてもまちまち出ているわけですが

	れども、どういったことが原因でこのようになったかご説明願います。
町民課長	<p>お答え申し上げます。</p> <p>民生費、社会福祉費の町民生活応援事業につきましては、2万円のP券につきまして3月31日まで使用期間であるというふうにしてございましたので、それが終了した後、商工会のほうでその券の清算、その他等の部分がございますので、およそこのぐらいの経費が掛かるところでマックスの数字で1,509万8千円を繰り越すというような形でお願いするものであります。</p> <p>以下民生費その他につきましては、物価高騰の交付金ということでございます。こちらはもうすでに清算が済んでおりますが、国のほうの指示によりまして清算が済んだ残金につきましては翌年度で利用させていただきたいということで繰り越すものであります。</p> <p>以上です。</p>
11番議員	<p>3月31日までに締めて、それから出納閉鎖期間は2ヶ月あるだよね。その間にこういう清算はできないわけ。何で次年度までこれをおこくらなければ、そのために3月31日までに締めたものも2ヶ月の間に清算するために出納閉鎖期間が設けてあるわけですから、その辺のところをもうちょっとスムーズにやっていくべきではないかなと。それから商工業振興費においても、これもちょっとあれなんですけど、原油価格物価高騰対応支援金と書いてありますけど、この予算書の中のあれ見ると物価高騰対応重点支援事業で減額されたいというかたちででてるわけですから、こういう名前は統一しておいてもらいたいですね。国会予算にのったものにつきましては。はてな、新しい何かかなと思っちゃうわけですけども。この商工振興費の中の408万、これ2,287万が1,340万に減額補正されてるわけですよ。その内、400万が次年度におこくられていくというと、正味令和5年度においては900万しか物価高騰の事業に扱われてないと。この辺のところも何でこんなに。それこそあれですよ。生活にみんな応援する銭だから、1日も早く税金の督促状出すと同じくらいこれ関係ある人には通知を出してやって、年度内に処理してやるべきじゃないですかねこれ。先ほど町民課長の話聞いていれば、国のほうの指示によってじゃあこれ以外にも使ってもいいってことになるんかね。そんなことはないと思うんですけど、その辺のところでもちょっとスムーズに何でも繰越じゃなくて、3月31日に締めれば2ヶ月の出納閉鎖期間があるわけですから、その辺のことをスムーズに対応していくように要望としておきます。以上です。</p>
議長	<p>歳入10ページ、款1町税、項1町民税、項2固定資産税、項3軽自動車税。</p> <p>11ページ、軽自動車税続き、項4市町村たばこ税、項5入湯税、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税。</p> <p>12ページ、項2自動車重量譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交</p>

	<p>付金、款 5 株式等譲渡所得割交付金。 13 ページ、款 6 法人事業税交付金、款 8 ゴルフ場利用税交付金、款 9 環境性能割交付金、款 10 地方特例交付金。 14 ページ、款 11 地方交付税、款 12 交通安全対策特別交付金、款 13 分担金及び負担金。 15 ページ、分担金及び負担金続き、款 14 使用料及び手数料、項 1 使用料。 16 ページ、使用料続き、項 2 手数料。 17 ページ、款 15 国庫支出金、項 1 国庫負担金、項 2 国庫補助金。 18 ページ、項 3 国庫委託金、款 16 県支出金、項 1 県負担金、項 2 県補助金。 19 ページ、県補助金つづき、項 3 県委託金。 20 ページ、款 17 財産収入、項 1 財産運用収入、項 2 財産売払収入、款 18 寄付金。</p>
6 番議員	<p>6 番的埜です。お願いします。 項 1 の関係で、1 目の財産貸付収入の中の事業承継機材貸付料の関係ですけど、この機材というものにはこういったものが含まれるのか。 お願いします。</p>
総務課長	<p>すいません。確認してございませんので、委員会の時に報告させていただきます。</p>
議 長	<p>次 21 ページ、寄付金つづき、款 19 繰入金、項 1 特別会計繰入金、項 2 財産区繰入金、項 3 基金繰入金。</p>
6 番議員	<p>6 番です。 基金繰入金の関係で、財政調整基金のことでこのところ色々議論しているんですが、この財政調整金の目的ということをこれまで何回もちよっとね、確かめているというか議論してきてるんですけど。このマイナス 7,311 万という額をまた繰り越すということになるんですけど、この内訳というか、まあ根拠というか、そのあたり詳細は委員会でも出していただけますでしょうか。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。 5 年度の中でもこの内容についてということで、財政調整基金のそれぞれ事業に充てた内容をお示ししているところでございますので、それは作成については出来ると思いますので用意させていただきます。 この金額についてということですが、こちらの方につきましては、昨年決算監査等の意見もございまして、繰越金 2 億円程度に抑えるということをする関係で、歳入歳出の精査によりまして財政調整基金からの繰入金を減らす方向で最終決定をしたということでございます。以上です。</p>
6 番議員	<p>下の森林環境譲与税の関係も併せてお願いします。委員会のほうで。</p>
総務課長	<p>内容につきましてはこちらもご報告させていただきます。5 款の農林水産費と 7 款の土木費、この 2 カ所に充てておるといことです。資</p>

	料はいずれ提出させていただきます。
議 長	<p>21 ページ他に。</p> <p>次 22 ページ、款 21 諸収入、項 3 受託事業収入、項 4 雑入。</p> <p>23 ページ、雑入つづき、項 5 延滞金加算金及び過料。</p> <p>24 ページ、款 22 町債。</p> <p>歳出に移ります。</p> <p>25 ページ、款 1 議会費。</p> <p>26 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費。</p> <p>27 ページ、一般管理費続き、目 2 財産管理費。</p> <p>28 ページ、財産管理費続き、目 3 広報費、目 4 企画費。</p> <p>29 ページ、企画費続き、目 5 地域振興費、目 6 積立金。</p> <p>30 ページ、積立金続き、目 7 総合センター運営費、目 8 駅周辺運営費。</p> <p>31 ページ、駅周辺運営費つづき、項 2 徴税费、目 1 税務総務費、目 2 賦課徴収費。</p> <p>32 ページ、項 3 戸籍住民登録費、項 4 選挙費。</p> <p>33 ページ、選挙費続き、項 6 監査費、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費。</p> <p>34 ページ、社会福祉総務費つづき。</p> <p>35 ページ、社会福祉総務費つづき、目 2 老人福祉費、目 3 やすらぎ園運営費、目 4 心身障害者福祉費。</p> <p>36 ページ、心身障害者福祉費つづき、目 5 あゆみ園運営費、項 2 児童福祉費、目 1 保育所費。</p> <p>37 ページ、保育所費つづき、目 2 児童措置費。</p> <p>38 ページ、児童措置費つづき、目 3 児童館運営費、目 4 結婚推進・子育て支援費。</p> <p>39 ページ、結婚推進・子育て支援費つづき、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、目 2 予防費。</p> <p>40 ページ、予防費つづき、目 2 保健事業と介護予防の一体的実施事業費、項 2 生活環境衛生費、目 1 生活環境衛生総務費。</p> <p>41 ページ、生活環境衛生費つづき、目 2 塵芥処理費、目 4 住宅管理費。</p> <p>42 ページ、目 5 町営バス運行管理費、款 5 農林水産費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費。</p> <p>43 ページ、農業委員会費つづき、目 2 農業振興費。</p> <p>44 ページ、目 3 畜産振興費、4 目 農地費、目 5 山村振興事業費。</p> <p>45 ページ、項 2 林業費、目 1 林業振興費、目 3 林道費、款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工業振興費。</p> <p>46 ページ、商工業振興費つづき、目 2 観光費。</p> <p>47 ページ、観光費つづき、目 3 国際交流センター運営費、目 4 松原湖高原観光交流センター運営費。</p> <p>48 ページ、款 7 土木費、項 1 土木管理費、項 2 道路橋梁費、目 1 道</p>

	<p>路維持費。 49 ページ、道路維持費続き、目 2 道路改良舗装費、款 8 消防費。 50 ページ、款 9 教育費、項 1 教育総務費、項 2 小海小学校費、目 1 学校管理費。 51 ページ、学校管理費つづき、目 2 教育振興費 52 ページ、教育振興費続き、項 3 社会教育費、目 1 社会教育総務費、目 2 公民館費。 53 ページ、目 3 美術館運営費、目 4 音楽堂運営費。 54 ページ、項 4 保健体育費、目 1 保健体育総務費、目 2 小海小校学校給食費、目 3 スケートセンター運営費。 55 ページ、款 10 災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、項 2 農林施設災害復旧費、款 11 公債費。 56 ページ、款 12 予備費。</p>
議 長	その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
5 番議員	<p>5 番渡邊です。お願いします。 令和 5 年度に町民アンケートを取られたと思うんですけども、その結果をぜひもう出ているのか、出ていれば資料、全協の協議事項になるのか資料は出るのか。そのあたりお願いします。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。 アンケートというのは長期振興計画の関係のアンケートのことだと思いますが、こちらにつきましては、今全員協議会の時の資料として準備していますので、よろしくお願いします。</p>
5 番議員	それと別で聞き損ねてしまったのですが、26 ページをお願いします。総務費総務管理費の一般管理費。8 節の旅費なんですけど、職員の旅費、町長の旅費共に減となっていますが、この詳細資料でも結構ですが委員会をお願いできないでしょうか。
総務課長	<p>こちらにつきましては、それぞれ回数それから行先によりまして費用異なるわけですけども、毎年確実に同じというわけにはいきませんので、金額的には上下するものでございます。資料として作成しているものが適切かどうかわかりませんが、説明は出来るようにさせていただきます。以上です。</p>
議 長	他にございませんか。
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより 2 時 05 分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 13 時 49 分)</p>
日程第 15 「承認第 7 号」	
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第 15、承認第 7 号「令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会</p>

	計補正予算（第4号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
（町民課長説明）	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入、7ページ、款1国民健康保険税。款2使用料及び手数料、款3 県支出金。 8ページ、款4財産収入、款5繰入金。款7諸収入、項1延滞金及び 過料。 9ページ、項2雑入、款8国庫支出金。 歳出、10ページ、款1総務費、項1総務管理費、項2運営協議会 費、項3趣旨普及費。 11ページ、款2保険給付費、項1療養諸費。 12ページ、項2高額療養費、項3出産育児諸費。 13ページ、項4葬祭諸費、項5移送費、款3国民健康保険事業費納 付金。 14ページ、款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費、項2保健 事業費。 15ページ、款5基金積立金、款6諸支出金、款7予備費。 全体を通じて質疑のある方はございますか。
（質疑なし）	
議 長	これで質疑を終わります。
日程第16 「承認第8号」	
議 長	日程第16、承認第8号「令和5年度小海町介護保険事業特別会計補 正予算（第4号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
（町民課長説明）	

議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入、6ページ、款1保険料、款2使用料及び手数料、項1手数料、項2使用料。 7ページ、款3国庫支出金、款4支払基金交付金。 8ページ、款5県支出金、款6サービス収入、款7財産収入。 9ページ、款8繰入金、款10諸収入。 歳出に移ります。 10ページ、款1総務費、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費。 11ページ、介護サービス等諸費つづき。 12ページ、介護サービス等諸費つづき。</p>
11番議員	<p>4目の介護老人福祉施設それから介護老人保健施設。1年間の延べ利用者数と、それから例えば3月31日付で結構ですけど入所者数をそれぞれわかりましたらお願いします。</p>
町民課長	<p>今手元に資料がないので、また調べましてご連絡申し上げます。</p>
議長	<p>他に12ページ。 13ページ。 14ページ。 15ページ。 16ページ。 17ページ、項3その他諸費。 18ページ、項4高額介護サービス費、項5高額医療合算介護サービス等費。 19ページ、高額医療合算介護サービス等費つづき、項6特定入所者介護サービス等費。 20ページ、特定入所者介護サービス等費つづき。 21ページ、特定入所者介護サービス等費つづき、款3地域支援事業費、項1日常生活支援総合事業費。 22ページ、日常生活支援総合事業費つづき。 23ページ、項2一般介護予防事業費、項3包括的支援事業任意事業費。 24ページ、包括的支援事業任意事業費続き。 25ページ、項4その他諸費、款4基金積立金、款5諸支出金。 26ページ、款6予備費。 全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
(質疑なし)	
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
日程第17 「承認第9号」	

議 長	日程第 17、承認第 9 号「令和 5 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
（町民課長説明）	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入、5 ページ、款 1 後期高齢者医療保険料、款 2 使用料及び手数料、款 3 繰入金。 6 ページ、款 5 諸収入、項 1 償還金及び還付加算金、項 2 雑入。 歳出に移ります。 7 ページ、款 1 総務費、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金。 8 ページ、款 3 諸支出金、款 4 予備費。 その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
（質疑なし）	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 18 「議案第 22 号」</u>	
議 長	日程第 18、議案第 22 号「防災行政無線施設改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
（総務課長説明）	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
（質疑なし）	
議 長	これで質疑を終わります。

<u>日程第 19 「議案第 23 号」</u>	
議 長	日程第 19、議案第 23 号「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 20 「議案第 24 号」</u>	
議 長	日程第 20、議案第 24 号「小海町給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 宮澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 21 「議案第 25 号」</u>	
議 長	日程第 21、議案第 25 号「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 22 「議案第 26 号」</u>	
議 長	日程第 22、議案第 26 号「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 ここで 3 時 10 分まで休憩とします。 (ときに 14 時 55 分)
<u>日程第 23 「議案第 27 号」</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第 23、議案第 27 号「令和 6 年度小海町一般会計補正予算(第 1 号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。

(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 5 ページ、第 2 表債務負担行為。
11 番議員	はい、11 番篠原です。 先ほど課長の説明で 2,622 万 4 千円、債務負担行為にもってつたって いうことで、当初予算に載っております標準化を全て債務負担行為に もってつて、法制化それからクラウド化は今年度行うという解釈によ るしいわけですね。
総務課長	当初の予算書には、標準化の予算は 2,941 万 4 千円計上されておしま す。そしてその減額または債務負担行為をした金額というのは 2,622 万 4 千円ですので、その差額は 319 万円。こちらにつきましては令和 6 年度で標準化につきまして債務負担行為の分と合わせまして契約をし ていくということになりますので、総額は変わらないわけですがけれ どもそのような処理をさせていただくということです。 以上です。
11 番議員	先ほど条例改正で南牧村の委託するのが、クラウド化によって 10 月 31 日までにこの 901 万当初予算のあれで完成して、町独自でできると いう解釈でよろしいわけですね。それともう一つ、来年度国庫補助金 が結局 2,622 万 4 千円減になったわけですけど、6 年度だって実際 には予算化してあるだから 7 年度におこった分なんですけども、こ れは間違いなく国庫補助で、まあ国の法律改正に伴うものだから、間 違いなく国から来年度も補助金として入ってくると。そういう解釈で よろしいわけですね。
総務課長	議員さんおっしゃられるように、国の補助金、それが法務省であつた り総務省であつたり大変込み入った内容となっておりますわけですが けれども、いずれ国でみるということ聞いておりますので、随時申請をし て補助金をもらっていくということになります。それからこの事業に つきまして、繰越の関係で戸籍の読み仮名に対応する。それから、標 準化をする。それから、クラウド化をする。それぞれ分けてはあるわ けですがけれども、いずれ戸籍のシステムとして動かしていくというこ とで、見た目にはそのソフトの関係が主になりますので、それほど区 分される作業というのは無いんですけれども、それを個別に分けてそ して補助金の申請先も総務省であつたり法務省であつたり、そういう ふうに分けて進めてまいります。 以上です。
11 番議員	それで町が債務負担行為を起こしたということは相手方、町が来年度 間違いなくやりますよということで、多分相手方のほうもしっかり受 けてやってくると思うんですけど、それはもう相手方は決まってるわ けですか。それかこれからやるんですかね。それともう一つ、これは

	<p>令和5年度分なんだけど、8号補正で800万ちょっと。このシステム改修で繰越しているんだよね。これとのからみ。確か予算上はシステム改修で460何万、それから後は確か保守だけだから400何万だから300あれして予算上のつかっているわけですけども、改修としては8号補正でやったときは800万ちょっと繰越してるだけども、改修の金としては確か400何万位しか残ってないんだけどね。その辺とも絡まして同じ仕事っていう解釈でいいのかな。それとも全く違うあれかな。同じシステム改修とそういうことでよろしいですかね。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。 まず債務負担行為に関係する6年度の事業ということですが、こちらは債務負担行為の手続きも各市町村今回の定例会で議決をいただくということで、そうしますとこれからいよいよ契約の作業に入ることです。相手方はこれを扱う業者さんになるわけですが、窓口とすると(株)電算ということになっていきますが、こちらのほうとの話を進めてまいります。そしてもう一つ、繰越に関わるものと令和5年度の予算書の中でも、予算の説明の中でも繰越について800万の計上がございます。こちらのほうも未契約繰越の状態であり、その内容については、繰越の分については戸籍にフリガナを登録するという事務でございます。こちらの方は、戸籍にそのまま漢字のところをフリガナを付けるという作業なんですけれども、その保守というのはございまして、内容を申し上げますと戸籍本体及び戸籍附票のフリガナの登録。そしてそれに絡むシステム改修、それと読み仮名についての附票ですとか情報システム、やっぱり登録するための機械に登録するという作業なんですけれども、こちらの方4項目で804万4千円だったと思うんですけども、その内容で繰り越ししています。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>5ページ他に。 歳入、8ページ、款1町税、項1町民税、項2固定資産税、款10地方特例交付金、款11地方交付税。 9ページ、款13分担金及び負担金、款15国庫支出金、款16県支出金。 10ページ、款18寄付金。 歳出、11ページ、款1議会費、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。 12ページ、目4企画費、目5地域振興費、目8駅周辺運営費。 13ページ、項2徴税費、目1税務総務費、目2賦課徴収費、項3戸籍住民登録費。 14ページ、戸籍住民登録費つづき、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、目3やすらぎ園運営費、目5あゆみ園運営費。 15ページ、項2児童福祉費、目1保育所費、目3児童館運営費、目4結婚推進・子育て支援費。</p>

	<p>16 ページ、結婚推進・子育て支援費つづき、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、目3 保健事業と介護予防の一体的実施事業費。</p> <p>17 ページ、項2 生活環境衛生費、目1 生活環境衛生総務費、目2 塵芥処理費、目4 住宅管理費、目5 町営バス運行管理費、款5 農林水産費、項1 農業費、目2 農業振興費。</p>
6 番議員	<p>はい6 番です。</p> <p>生活環境衛生費の4 目住宅管理費の関係ですけど、耐震の調査委託ということで馬流団地小海団地ということで説明があったんですが、馬流団地と小海団地全体をやるのか。あと町営住宅全体の計画はどのようになっているのかお願いします。</p>
町民課長	<p>町営住宅耐震診断ということでございますが、予算の当初の説明資料のほうで出てございます馬流団地と小海団地、昭和55年に造りました馬流団地の10棟と、56年建設の小海団地の16棟。56年丁度狭間ですのやっておいた方がいいんじゃないかということで、この両団地のこの戸数だけは耐震診断を行うということでございます。また、今現在グループホーム含めまして町営住宅老朽化に伴う移転問題ということで、町民課のほうで今協議したりしておりまして、また候補地等選定しているという状況でございますので、この耐震診断の結果も踏まえまして移転またはそういう良い工法があればというような所を検討した中で、早急な対応をしていきたいというふうに考えています。</p>
6 番議員	<p>そうしますと、診断結果によってはまだこの2カ所は使い続けるという、そういうような計画でしょうか。</p>
町民課長	<p>耐震診断でまだ使えますよということではありますけども、耐用年数かなり経っておりますので、この馬流団地等については移転ということもまず中心的に考えていきたいので、これをこのまま継続して耐震診断が良いからといって使うと、継続して使っていくという方向ではなく、移転を考えていきたいかなというところが、まず第一の方向性であります。</p>
議 長	<p>17 ページ他に。</p> <p>18 ページ、農業振興費つづき、目3 畜産振興費、目4 農地費、目5 山村振興事業費、項2 林業費。</p> <p>19 ページ、林業費つづき、款6 商工費、項1 商工費、目2 観光費、目4 松原湖高原観光交流センター運営費。</p> <p>20 ページ、款7 土木費、項1 土木管理費、項2 道路橋梁費。</p>
9 番議員	<p>9 番小池です。</p> <p>土木費のところですね、除雪機4台ということですが、どの程度の大きさとかだいたい馬力数ということであると思いますが、馬力数とだいたいどのけんの幅のロータリーが付いているかということがわかれば教えていただきたい。</p>

産業建設課長	除雪機についてでございますが、4月に区長会等で要望のあった先ほど総務課長から説明があった4地区。その中で要望の中に歩道をはきたいという要望地区がございまして、その歩道の幅が狭いところについては幅の狭い除雪機をお願いと。あと通常の除雪機ということで1台あたり145万5千円で計画をしているんですが、はく道路幅で機種等変わってくるというふうに考えています。
9番議員	そうすると今の回答ではあれですね。機種は、平均するとこれ132万ぐらいだけんど、45万とかその小さいのもあるということで、あとは大きいのもという解釈でいいですかね。
産業建設課長	私が伺っているところで1台は幅が狭いものということなんですが、この6月に補正計上させていただいたものが発注をして納期がやっぱり数か月かかるということでやっていくもんで、これから要望のあった各地区にどのようなものがってということで最終決定をしていくんですが、あとの3台は通常の広さの除雪機になると思われます。以上です。
議長	20ページ他に。 21ページ、項3都市計画費、款8消防費、項1消防費。 22ページ、款9教育費、項1教育総務費、項2小海小学校費。 23ページ、項3社会教育費、目1社会教育総務費、目3美術館運営費。 24ページ、款10災害復旧費。 25ページから29ページ、補正予算給与費明細書。 25ページ。26ページ。27ページ。28ページ。29ページ。
議長	その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。
日程第24 「議案第28号」	
議長	日程第24、議案第28号「令和6年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。

	歳入、4ページ、款3 国庫支出金。 歳出、4ページ、款1 総務費、項1 総務管理費。
議 長	全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 25 「請願・陳情等」</u>	
議 長	日程第 25、陳情第 1 号から陳情第 4 号についてを議題といたします。今定例会で受理した陳情はお手元に配布したとおりであります。陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。
<u>質疑終了</u>	
議 長	以上をもちまして、承認、議案、陳情に対する質疑を終結いたします。
<u>常任委員会付託</u>	
議 長	本日議題としてまいりました承認第 1 号から議案第 28 号と、陳情第 1 号から陳情第 4 号につきましては、会議規則第 39 条の規定により、お配りした議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、議案付託表のとおり付託しますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。
<u>散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程は全て終了いたしました。一般質問は 7 日、午前 10 時から行います。これにて本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに 15 時 50 分)

令和 6 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 4 日」	
* 開会年月日時	令和 6 年 6 月 7 日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和 6 年 6 月 7 日 午後 4 時20分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。今日は一般質問であります。</p> <p>今回は6人の議員の方が一般質問を行います。18期の議員の皆さんによる一般質問は、今回を含めて、残りあと4回となりました。</p> <p>一般質問は、議員の皆さんにとって、町民の皆さんから重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場であると、議員必携の質問の取扱い153ページにあります。これからも、残り僅かではありますが、多くの議員の皆さんによる積極的な一般質問を期待いたすところであります。</p> <p>議員の皆さん1人に当てられた質疑の時間は60分であります。質疑の時間制限と休憩時間を考えますと、今日1日で終わらせるのは難しいのではないかと思いますので、早速であります、一般質問に入りますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>定刻になりました。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p> <p>なお、議会のICT化推進の目的から、議場へのタブレットの持込みを許可します。</p>
<u>議事日程の報告</u>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。</p> <p>本日答弁のため出席を求めた者は、町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。</p> <p>なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいで結構であります。</p>

日程第1 「一般質問」

議 長	日程第1、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、同63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは順次質問を許します。
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

第1番 黒澤 敦史 議員

議 長	初めに第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。
-----	------------------------------

1番議員	1番、黒澤敦史です。通告に従い、質問させていただきます。よろしくお願 いいたします。 今回の私の一般質問では、駅周辺活性化事業の現在の状況と体制について お聞きいたします。 昨年度、ジェイアール東日本企画によって、駅舎2階を活用した中高生な ど、子供たちのための待合スペース、学習スペースの開放が行われました。 年度末の3月14日に開催されたこの（仮称）小海エキウエ学習室の事業成 果報告会では、学習室を利用した中学生から、バス待合時間の居場所や自 習の場として使わせてもらった。特に寒い日には、居場所として、とても 有り難かったといった声がありました。利用者数は、期間も短く、周知が 行き届かなかったこともあって、少なかったようですが、実際に活用した 中学生からこのような声があったのは、ジェイアール東日本企画によっ てなされた駅舎とアルルの空きスペースを中高生等を対象とした公設塾、自 習スペースとして活用するという提案の有効性を裏づけるものではなか ったかと思えます。 まず、ここで聞きしたいと思いますが、町長は、このジェイアール東日 本企画が運営した小海エキウエ学習室について、どのように評価されてお りますでしょうか。そして、その評価は、幹部職員の皆様も共有してい るかどうかということも教えてください。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

町 長	お答えを申し上げます。 大変我が町のとっても重い、そして中心をなす計画であります。そうした 中、ジェイアール東日本企画という大変大きな組織で企画もすばらしい企 画を日本全国で多々しておられる、その組織が小海にアドバイスしてくれ
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>るという大変有り難い、私は非常に喜びました。そして、たまたまその担当者が小海町出身であるということを知りましたが、そうした中で、この町を十分把握して、そして、親身になって計画していただいたということは確かであります。</p> <p>そして、プロジェクト会議の中でその方法を発表していただきまして、当初、今キッズスペースになっている部分を塾で使ったらどうかという提案をいただきまして、会議の中で、そこではやはりお店に来た皆さんとか、そういう皆さんとバッティングするということで、2階を有効利用した中でその塾というものを進めていったらという結論に至りました。そして、ジェイアール企画のやはり提案はすごいものでありまして、その塾の先生たちの教育、あるいはその塾の講師の面倒は見るよというような大変有り難い、心強いご意見をいただきました。そうした中ではございますけれども、やはり1階のスペースで授業をやるというものは抵抗があるということで、2階にさせていただきました。</p> <p>しかし、その利用の中でも、ジェイアール東日本企画のご提案、あるいは指導をいただきながら進めたことは確かであります。やはりすごい組織であるなということを感じたわけですが、なかなかこの数千人の町の企画をやっていただけるといえるものは珍しい、まれであるというものもお聞きいたしました。そうしたことでありますので、この企画がぜひ前に進むよう、私も自分でその会議等で積極的に申し上げたわけでございますけれども、今、黒澤議員のおっしゃった、ちょっと短い期間ではありましたが、11月から3月まで開かせていただきまして、その成果は十分にあり、そして、今の運営に十分寄与しているということは私も痛感しております。こうした中のものを今後、せっかくいただいたアンケート等々がありますので、そういったものを生かしながら、今後も進めていく予定でございます。</p> <p>評価とすれば、十分にジェイアール東日本企画のご提案、大変素晴らしいものであり、今後この町のための役に立っていく企画であるというふうに評価しています。</p> <p>以上です。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>ちなみにその評価も、幹部職員の方々、皆さん、町長と同じ考えというか、伝わっているということによろしいですかね。</p>
町 長	<p>すみません、質問にお答えできておりませんでした。</p>

	<p>その件につきましては、プロジェクト会議等々で管理職、最低管理職プラス、係長以上の関わっている皆さんは、全部周知しているということでございます。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>町長おっしゃいましたけれども、残念ながら同社運営の学習室は、僅か数か月で終了となりました。後ほど触れますが、町はこの学習室を自ら運営していくこととし、準備が整うまでの間、中断されているかと思えます。私としては、学習室の運営は、このような地域活性化のための事業を立ち上げ、実行していく専門プロフェッショナル集団である同社に引き続き担当していただき、迅速かつ継続的に進めていただきたかったという思いを持ってはおります。</p> <p>半面、この学習室は、駅周辺地域の活性化を進めていく全体の中の第一弾として始まったものですから、これだけに固執するつもりはなく、駅周辺地域の活性化を意図した全体としての雰囲気重要であると考えていることから、全体事業の一部である学習室の運営方法について、町の判断に反対する考えはありません。町が同社による継続を選ばなかったのにはそれなりの理由があるのでしょうかし、役場内でも活発な議論がなされ、その議論を踏まえて、方針が決まったものと推察いたします。そして、何より、今まで何度も駅周辺地域の活性化について取り上げてきました私の一般質問に対し、町長は、駅周辺地域の活性化を力強く進めていきたい旨、ご答弁いただいております。</p> <p>以上のことを前提とした上で今後のためにお聞きしますが、なぜ同社による学習室運営はそのまま継続することにならなかったのか、その理由をお聞かせいただけますでしょうか。</p>
町 長	<p>その件につきましては、先ほども申したとおり、ジェイアール東日本企画のご意見、そしてご指導は、いまだにまだ仰いでいるわけでございます。ただ、その運営に対するものは、いただいた企画、あるいは指導のものを我が町の行っております地域おこし協力隊を利用した中でこれを進めていけると判断いたしました。そういうことで、大変すばらしい案をいただいたわけなんですけれども、そういった形で、その指導をまた受けながら、参考にさせていただきながら、地域おこし協力隊の下、進めていくということでございますので、ぜひご理解を願いたいと思えます。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>1点、冒頭に述べたジェイアール東日本企画によるエキウエに関する事業</p>

	<p>報告会に課長と幹部職員の方々の出席がなかったということには言及しておきたいと思います。揚げ足を取るということでは決してなく、私が言いたいことは、町長がこの課題の解決に対して、いかに積極的であっても、実際に事業を進めていくのは、町長自身ではなく、幹部以下の職員であり、彼らがこの課題にいかに熱心に向き合おうとするかどうかによって、事業のスピードも成果も変わってくるものではないかということです。幹部職員の方々の出席がなかったということは、はたから見れば、ささいなことのように思われるかもしれませんが、成果報告会に参加せず、学習室を使った子供たちの声を実際に聞くことなく、事業に対して適切な評価はできるものでしょうか。私はここに、事業に対する町の姿勢、熱量の実態が一部かいま見えたと考えており、学習室を含めた、駅周辺地域の活性化全体の今後にいささかの心配をしてしまいます。</p> <p>事業の今後についてお伺いいたします。駅周辺地域の活性化について、ジェイアール東日本企画の提案の本旨は、まず、中高生が集まる学習室の設置を起点とし、将来の町を担っていく若者と地域との接点をつくり、常に人がいる状態をつくっていくことで活性化を進めていくというものでした。そして、そのためにはある程度の施設改修が必要であることから、アルル・駅舎の改修を行っていくことも併せて提案されていたかと思えます。新たな取組の運用のための改修に加え、周知の事実のとおり、アルルと駅舎には、例えばトイレなど、老朽化により改修が必要である箇所が幾つもあります。</p> <p>ここで、質問をさせていただきますが、アルルの空きスペース及び駅2階の改修や整備について、昨年度議会へお示しいただいた予定では、本年度、設計を行い、来年度、施設整備を行いたいとの説明があったかと思いますが、現在のところ、この内容についての進捗状況はいかがででしょうか。また、ソフト面においては、目下、学習室以外ではどのような取組を予定されていますでしょうか。本年度予算の額だけを見れば、積極的な予算が計上されているわけでもありませんので、今後、補正での計上を予定されているかもしれません。4月以降も役場内でプロジェクト会議は開催されているのでしょうかから、今年度の取組内容についても議論がなされているかと思えます。ハード・ソフトの両面についてお聞かせください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お疲れさまです。お答えいたします。</p> <p>アルルの改修等の整備の進捗、それから、ソフト事業についてもどのような計画かという内容でございます。</p>

	<p>令和6年度につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金事業、これで小海駅及びアルル関係の予算を頂戴しております。この中で展開できるものがございますので、それを進めているところでございます。消防設備など建物の具体的な調査、また、詳細な、利用する場合のレイアウト図面等の作成を計画しております。</p> <p>また、2階のエキウエの運営では、昨年よりも開放日を増やし、学習室や生徒の待合室、コミュニケーションづくりの場、生徒のいない昼間の有効的な活用も視野に入れて、運営を行ってまいりたいと思います。夕方のみならず、昼間の利用も何か考えたいというような考えであります。</p> <p>ハード面につきましては、駅の2階のスペース、これについては、当面クロスの貼り換え、床の補修などを予定しまして、アルルの空きスペースでは、照明の交換工事ですとか、授乳室、おむつ交換台の設置などを、また、フリーWi-Fiの工事を計画しております。</p> <p>当初予算の中で対応可能なもの、不可能なもの、また、補助事業の対象になるもの、ならないものを判別しながら、実施してまいります。</p> <p>また、これまで話に出ておりましたトイレの改修については、将来構想も踏まえ、じっくり検討していきたいと考えております。しばらくの間は、現状利用という考えをしております。</p> <p>なお、ソフト面につきましては、アルルにつきましては、JRの小海線小海駅の駅舎と一体化しているということもありまして、鉄道に特化した企画はどうかと検討しております。キッズスペースにおいて、保育園児、小学生など集まりますので、興味のありそうなものであると考えます。また、中高生の作品展示、それから発表の場、駅の待合としての利用も考えてまいります。</p> <p>また、今年度、企業版のふるさと納税を利用した小海小学校の児童とオペラ歌手による公演が8月9日に予定されております。この会場として、アルル内と、それから小海駅のホームの利用を予定しております。過日の5月には、小海高校生の地域探求授業の町民向けの発表の場で利用させていただきまし、また、移動児童館事業として、5月23日にお子さんとお母さん、お父さんに、キッズスペースを利用して、手遊びや絵本の読み聞かせなどを実施しております。まだ目に見えて利用が多くはありませんが、今後しっかり計画をして、進めてまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
1 番議員	ありがとうございました。

	<p>先ほど申し上げたとおり、ジェイアール東日本企画への委託事業が3月に終了し、駅舎2階が再び使われなくなってからはや2か月がたとうとしております。率直な感想を申し上げて、閉められたままの駅の2階や薄暗いアルルの空きスペースを見ますと、先ほど事業成果報告会について触れたときに申し上げましたが、町の駅周辺地域の活性化に対する意識・熱意へ若干の不安を覚えてしまいます。もちろん町にも事情があるとは思いますが、一刻も早く事業を開始・再開していただきたいと思っております。</p> <p>さて、学習室運用やアルルの空きスペースの活用について、新たに採用する地域おこし協力隊が主として担当する予定になっているかと思っております。現在のところ、この事業を担う協力隊の着任予定と事業再開の予定はどのようになっていますでしょうか。加えて、この事業を担う協力隊を採用するに当たって、どのような業務内容として募集したのか、どのようなミッション、役割を担ってほしいと募集し、どのようなセンス・能力を期待したのか、併せてお聞かせください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>地域おこし協力隊につきましては、5月に募集がございました。ちょっと遅めであったために、また打合せ等も遅くなってしまいうわけですが、先日6月3日に町長面接も行いまして、やっと採用決定となったということでございます。着任につきましては、7月1日の予定でございます。あわせて、エキウエの運営も7月からを予定しております。</p> <p>業務の内容ということですが、エキウエの運営として、管理的な立場、開放をするに当たっての管理、それから中高生と世代が近いということもありますので、そんな利用者へのヒアリングも実施してまいります。</p> <p>今回の協力隊員は東京出身の方でございます。学生時代に利用してきた、図書館ほかいろんな施設を利用してきたということです。利用者目線によりよい運営や利用方法を検討してもらうことで、3年間の任期中にエキウエやアルルに幅広い世代が交流する居場所づくり、小海駅やアルルに人が集まる仕組みを職員とともに担っていただければと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>協力隊の件は今、すみません、初めてお伺いしたので、ちょっと事前の通告ないんですけども、今のお話だと、3年間かけて、駅舎だったり、アルルの有効活用を協力隊と一緒に考えていくということかと思うんですが、その協力隊の方、任期は当然3年ということもありますし、協力隊の任期</p>

	<p>の3年が終わった後は、当然その方、自立しなきゃいけないかと思うんですね。駅舎の2階であり、アルルの有効活用を図る中で、それは決して、民間として、自立して、収益を得られるものでは決して、今のところないと思いますので、その後、どういうふうな自走の仕方、その協力隊の方の自走の仕方というのをよくよく考えてあげないと、国のお金でそういう運営をやってくださる方が3年間いるということにただなってしまうので、その辺は役場としても、3年間終わった後のこともよくよく考えて、うまく協力隊の方と協力しなきゃいけないのかなというふうなことはちょっと申し上げておきたいと思います。</p> <p>地域おこし協力隊という制度は、都市部から地方への人材の移動を意図した事業だと理解しております。この制度が始まってから10年以上がたち、都市部出身の多くの若者が地方で活躍し、移住する重要なきっかけとなっております。当町でも何人もの地域おこし協力隊が活動してきましたし、よく知られるところでは、ワイン用ブドウの協力隊の活動は、町外からも注目を集めています。</p> <p>制度に対する評価はそれぞれであります。私はこの制度の費用をほぼ全額負担する国の意図は、地方にとって使い勝手のよい人を都市部から調達しなさい、国の財源で見てくださいよということではなく、都市部に偏在する人的資源を移転させ、永続的に稼ぎ、生活し、地方の力となれるような活動のスタートを国の財源で支援しますということだと理解しています。それを踏まえると、待合スペース、自習室の運営などは、目的も内容も相当公共的なものであり、将来にわたっても、なかなか収益化できるものではありませんから、任期後、地域で自立して生きていくことを期待されている地域おこし協力隊が担うべきものであるかどうか、疑問があります。さらに3年の期限は、事業の継続性という面で大きなネックになるかと思えます。</p> <p>以上について、町はどのようにお考えになりますでしょうか。これを地域おこし協力隊へ担わせようとする理由も含めてお聞かせください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>黒澤議員のおっしゃるとおり、エキウエ、またはアルルの今回やろうとしているプロジェクト関係の業務につきましては、公共的で収益性が少ない、小さい業務だと思います。しかしながら、地域おこし協力隊が小海町の駅関連業務として、そこを、目的を絞った中で選んでいただいたということにつきましては、私たちは大変な魅力を感じました。他の市町村よりも</p>

	<p>事業に魅力ややりがいがあって、それで選択をしてくれたんだなと受け止めております。協力隊員が都市部で育った感性、または行動力、そういうものを生かしていただき、小海駅を中心としたエリアに人と人との活発な交流が生まれるような活動をしていただいて、そして、これが町の活性化や町民の生きがいにつながりまして、小海の元気につながる、そのように考えております。</p> <p>隊員が小海町を好きになっていただければ、3年後の業務は仮に別となっても、定住をして、そして、また関わりがあれば、この事業にも取り組んでもらうことができると思います。そんな意味で、活躍を期待したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>過去の一般質問でも取り上げたことがあります。この事業に限らず、法定受託事務のような、国・県のルールに基づいて行われる事業以外のもの、特に地域活性化のための事業のような、それぞれの地域が抱える課題に対応した事業について、私は、町は事業の継続性に慢性的な課題を抱えているように思います。駅周辺地域の活性化については、これまで何度もお示しやご答弁いただいてきたとおり、活性化に向けた青写真があり、昨年度にはその第一弾として、まず駅舎2階の自習室としての活用に取り組んだわけですが、事業は中断してしまっています。もちろん事業を進めていくに当たり、担当の決定、工程の決定、段取りから予算、資金の検討、そして、実行まで幾つかの段階を経る必要があり、一時中断することは往々にしてあることと理解しています。</p> <p>それらを踏まえた上で私が問題だと感じていることは、他の事業にも総じて言えることですが、町長のお考えの意図、真意が幹部職員以下に本質まで浸透されておらず、本来であれば、町長の考え、方針を幹として据え、職員は命令に従い、その幹の枝葉となる事業を考え、実行していくべきなのですが、それができていないために、町長の掛け声で事業は一旦開始されても、立ち上げること、そのみか目的化され、継続性が担保できていないのではないかというものです。</p> <p>そして、その本質的原因は、組織統一の問題、また、事業によっては、全体の奉仕者として、ジェネラリストであることを求められている公務員という職によるものと考えています。事業当初の問題はどの会社にもある問題です。特に自治体のように町長が定期的に代わるような組織において、</p>

そのトップ、または幹部職員を含めた理事側の意思が末端まで浸透することは容易なことではありません。しかし、町長は町民から選挙で選ばれた政治家です。この民意を体現する町長が決定したことは、それを実現する手段の検討は十分に行われるべきですが、政治家ではなく、従業員の立場である職員は、その内心のいかにかわらず、若干極端かもしれませんが、法令に反しない限り、全力でこの実現に当たる必要があると思います。私は、町の職員は全て、この町のために全力を尽くしている、努力していると評価しています。私の佐久市の勤務先から私が自宅に帰る際には、役場の前を、国道を通りますが、ほぼ毎日電気がついております。職員の多くが毎晩残業し、職務遂行に努力していると承知しております。

職員の職務に対する努力を認めている前提で申し上げますが、駅周辺地域の活性化といった複雑な課題は、果たして様々な業務を担当し、ジェネラリストであることが求められてきた職員が努力して、解決できる問題でしょうか。職員を見くびったり、軽んじているわけでは決してありませんが、求められる専門性が著しく高い地域活性化のような困難な課題については、プロフェッショナルな人材や会社、優秀なコンサルタントと職員が二人三脚で進めていくことが近道でもあるし、実現性、継続性が高い成果を出すことになるのではないかと思います。

当町における一つの例として、町が進めている憩うまちこうみ事業は、コロナ禍に始まった停滞を脱出し、再び活発に動いていると承知しています。協定企業と連携しながら、町の自然など、魅力を活用し、町民がセラピストとして協力するシステムを構築し、生きがいから外貨を獲得している成功例であると、私は評価しています。今この事業は、事務局として地域おこし協力隊が活動していますが、この事業の創生は株式会社さとゆめさんであり、また、町に駐在していただいたさとゆめ社員など、地域活性化の優秀なコンサルタントと歴代担当職員の二人三脚で実現されました。そして、特に立ち上げのタイミングには、同社へかなり大きな部分を委託して、事業設計がなされました。このような優秀なコンサルタントと歴代担当職員の二人三脚による事業開始は、まさに困難極まりない駅周辺地域の活性化に当たる体制として、参考にすべき例ではないでしょうか。

繰り返しますが、そもそも公務員、特に一般的な地方の行政職員は、同じ業務を長期間担うことを前提として、設計されておりません。行政全般についてある程度精通し、広く住民のニーズに応えることを期待されており、それにより、定期的な人事異動が行われています。よって、職員が一

	<p>つの事業、特に駅周辺地域の活性化のような複層的な、多面的な課題を内包した課題に対処することは困難であると思います。このことが事業の継続性の制約となってしまっている面があるように思います。先ほど述べたとおり、憩うまちこうみ事業の場合には、全国の地方の課題、それに対する取組に精通し、国の補助金についても詳しいさとゆめさんが事業の設計を担当し、その事業を町内に落とし込む部分、細かい調整や町内への浸透への歴代担当職員が担当し、今のような継続可能な形に成長させてきました。職員が人事異動で代わろうとも、事業の属人性がさとゆめにあるため、コロナ禍による中断や人事異動による担当職員の異動後も活発に継続できているのではないかと思います。私は、この憩うまちこうみ事業の経過は、駅周辺地域の活性化についても参考にするべきだと思います。</p> <p>そこで、質問ですが、駅前活性化のための事業の進め方について、町長、町の設定する駅前のあってほしい姿を明確にして、それについて、優秀なコンサルタントが事業設計を行い、伴走いただきながら、職員と二人三脚で実行していくという形は、事業の実現性のためにも、継続性のためにも有益だと考えますが、町長はいかがお考えになりますでしょうか。</p>
町長	<p>黒澤議員の質問というか、ご意見拝聴しました。</p> <p>その中で、優秀なコンサルト会社ということで、先ほどお名前も出ました株式会社さとゆめ、そしてあと2社、ジェイアール東日本企画を含めて3社の皆様に総合的に協力していただいているということで進めております。そうした中、芯をつかさどるのは株式会社さとゆめでございます。これは、長年にわたりまして、我が町の実態をよく把握している。そして、意見交換がスムーズにいくという部分でさとゆめを選びました。</p> <p>そうした中ではありますが、やはり黒澤議員おっしゃるように、職員がジェネラリストであるということが、これがまず前提でございます。それがなければ、先ほどからおっしゃるとおり、全然前へ進まないわけでありまして、今回のデジタル田園都市国家構想交付金を獲得したということは、職員を私は大変褒めます。しかし、その中で、国が進めている、指導している部分をうのみにしますと、これ日本中同じことをやるようになっているものであり、私は非常に疑問を呈しておりました。会議の中で、こんな金返してもいいから、自分の考えを持ってやれ、そういうことを常々言っております。そうした気持ちを持って、取り組むことがこの町のジェネラリストになるという真髓だというふうに考えております。</p> <p>したがって、この二人三脚で進めるということは、大変これ基本中の基本</p>

	<p>でありまして、職員もいろいろな仕事を抱いており、その中で次から次へと新しい構想ということをしていっても、これは無理でございます。こうした交付金を利用した中で優秀なコンサルを選びまして、二人三脚で進めていくというつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>今まで何度も申し上げておりますが、駅舎・アルルは町の中心玄関として、また、今後の住民の生活を支える拠点、中高生など当町の若い世代が集い、愛郷心を高め、住民と接し、交流を持つための場所として、当町の貴重な資源です。この資源をどのように磨いていくか、アルルの町有化を実現した今がまさに絶好のタイミングであるし、今この問題に真摯に熱心に取り組まなければ、駅前、ひいては小海町の活性化はあり得ないとすら私は思います。</p> <p>町長におかれましては、この事業をまさに町の再重要課題として設定していただき、さらに力強く取り組んでいただきますよう要望し、質問を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で、第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。</p> <p>これより10時55分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">（ときに10時39分）</p>
<p><u>第5番 渡邊 晃子 議員</u></p>	
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。</p>
5 番議員	<p>5番、渡邊晃子です。よろしく申し上げます。今日は、傍聴にたくさんの方においでいただき、ありがとうございます。多少緊張もありますけれども、早速質問していきたいと思っております。</p> <p>1つ目、自衛隊への名簿提供についてです。</p> <p>早速、概要からお聞きしたいと思います。いつから、町民誰のどんな情報を、また、形態は紙か電子媒体なのか、そのあたり、まずご答弁お願いします。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>かなり以前のことになりますが、昭和29年から提供しているということです。内容につきましては、18歳になる男女の名簿で、氏名、住所等が掲載</p>

	<p>されています。令和元年からは、22歳になる男女についても併せて提供をしております。年度によりますが、30人前後ということで、紙ベースで小海の場合は提供しております。</p> <p>以上でございます。</p>
5 番議員	確認です、昭和29年から。
総務課長	はい、そうです。
5 番議員	<p>衝撃を今受けております。</p> <p>全国の自治体も提供、最近結構増えているわけですがけれども、全国的には、2020年12月18日閣議決定を受けて、翌年、令和でいうと3年2月5日付で自衛官、または自衛官候補生の募集に関する資料の提出という通知が来た。それで、自治体提供も6割以上になっているということですが、小海では何と昭和29年から提供をしているということで本当に衝撃です。</p> <p>そして、確認です。これ、提供ですが、情報の内容も、などではなく、もう一度お願いしたいんですが、住所、氏名、生年月日、性別でいいか。そして、本人、または親権者の同意を取っているのか、いないのか、そこお願いします。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど昭和29年、こちらの29年というのは、自衛隊法が法律として定められた年でありまして、提供について、再度確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>そして、内容についてですがけれども、こちらは、項目が定められております。氏名、生年月日、男女の別、そして住所ということです。</p> <p>それから、同意につきましては、この法律の中で提供をすることができる、また協力するということがございますので、それに従いまして、提出しているということでございます。</p> <p>以上です。</p>
5 番議員	2番の提供の根拠はというところで今少し触れられましたけれども、資料もお出しいただきました。ちょっと改めて提供の根拠、法令の根拠のところをご説明お願いします。
総務課長	<p>資料つづりの1ページをご覧くださいと思います。こちらが依頼の文書、令和6年3月に依頼されたものです。小海町長宛てということで、差し出しは自衛隊長野地方協力本部長名で来ております。募集対象者情報の提出についてということでもあります。</p> <p>この文書の中の中段、下線が引かれておるところがございます。自衛隊法</p>

	<p>第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うということが決められております。そして、その後です。自衛隊法施行令の第120条の規定に基づきということがありまして、市町村でも、依頼を受けて、この情報を提出しているということが1ページでご覧になれます。</p> <p>それから、2ページにつきましては、これは、実際の提供承認申請書ということで、本年度の場合には4月に来たものでございます。やはり同じ長野の地方協力本部長から発出されております。</p> <p>次の3ページに根拠法令ということで、上のほうから、自衛隊法の第97条が記載されておりまして、知事及び市長村長は、政令で定めるところにより、自衛官、自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うということで、町の広報等でもこういう募集をしておるところでございます。</p> <p>そして、次の施行令のほうですけれども、第120条、こちらのほうには、必要があると認めるときは、登録県知事、または市町村に対し、必要な報告、また資料の提供を求めることができるというふうになってございます。</p> <p>自衛隊からの申請理由というのが下段のほうに書いてございます。29条の1項というところは、町における渉外及び広報で自衛官及び候補生の募集というような内容で利用されるということです。</p> <p>その下にも自衛隊法の第35条、こういう採用についてということで記載がございまして、これらの条文等ございまして、これに従って、事務を行っているということでございます。</p> <p>以上です。</p>
5 番議員	<p>すみません、もう一度確認なんですけれども、戻ってすみませんが、本人、または親権者への同意は取っているか、いないのかと除外申請制度があるか、あるとすれば、周知方法がどうなっているか、お願いします。</p>
総務課長	<p>同意等の事務は行っておりません。</p> <p>また、提出するに当たりましては、この文書のやり取りと、それから法律に基づいてということで行っております。</p> <p>以上です。</p>
5 番議員	<p>いや、本人、提供、その情報を持っている本人、情報本人ですね、18歳、22歳の、本人と親権者への同意は取っていないのかということをお聞きしているのと、それをやめてくださいという除外の申請制度は小海にあるのかどうか、お聞きしているんですが。</p>
総務課長	<p>行ってない、両方とも行っておりません。資料で説明をさせていただい</p>

	<p>た、こういうものによって、直接やり取りをしているということでございますので、町民の皆さんとのやり取り、ございません。以上です。</p>
5 番議員	<p>大変重要な答弁だと思います。</p> <p>自衛隊法97条1項、提出根拠に挙げていらっしゃるけれども、これには、募集事務の具体的内容は示されていませんし、また、個人情報の取得に対して、一切触れられていません。したがって、その下の法第97条の下に当たる自衛隊法施行令第120条、これに対しても同じことが言えると、根拠にはならないと思います。</p> <p>これに対して、自衛隊法施行令120条に対して、遡りますが、2003年、石破防衛庁長官、当時ですね、市町村は法定受託事務を行っているわけで、私どもが依頼をしても応える義務というのは必ずしもございませんとなっています。義務ではない、どこにも義務とは書いていません。これ、大問題だと思うんですが、憲法で保障されているプライバシー権の侵害ではないのかということをお聞きしたい。プライバシー権は、憲法第13条によって保障される基本的人権です。憲法第13条に定める幸福追求権の具体的内容の一つとして位置づけられている。個人の尊厳の根幹をなす極めて重要な権利であり、現在では、自己の情報をコントロールする権利として捉えられている。プライバシー権の侵害になると、本人にも親権者にも同意を取っていない、また除外申請制度も設置していないということで、プライバシー権侵害になるとは考えませんか。</p>
総務課長	<p>近年、法律、または条例等で行われている個人情報の扱い、これについては、もちろん私たち公務員でございますので重々承知をした上で事務をしておるところでございます。その個人情報の中でも、このように国として、確かに法定受託事務であるとの指摘は否めませんが、そのとおりですけれども、法律によって、これを提供して、自衛官募集の一翼を担うという制度ですので、そこに従って、例外の扱いとして実施をしております。以上です。</p>
5 番議員	<p>全国的に見ると、これ訴訟問題になっています。奈良市では、18歳の高校生が自分の個人情報を事前の承諾なく、市が自衛隊奈良地方協力本部に提供したのは違法、違憲だとして、今年3月29日、市と国を相手取り、国家賠償を求める訴訟を奈良地裁に起こしています。神戸市でも、遡って、今年2月26日、市民6名が原告となり、神戸市民の個人情報を自衛隊に提供する神戸市の行為が憲法13条のプライバシー権を侵害するなどとして、住民訴</p>

	<p>訟を起こしています。</p> <p>この訴訟問題になっていることはご存じか、またそれをどう捉えるか、町長にお聞きします。</p>
町長	<p>その訴訟問題につきましては、私は初めて知りました。しかし、大変デリケートな問題であり、こうしたのは世相でだんだん出てきているというような状況ではございますが、自衛隊の在り方そのものについては、私どもが言及することではないというふうに感じております。</p>
5番議員	<p>自衛隊の在り方そのものについて、後で言っていきますけれども、そうではなくて、個人の、若い皆さんの個人情報勝手に提供されているということの問題にしています。</p> <p>憲法13条、今、連続テレビ小説「虎に翼」でも憲法は本当にクローズアップされていますけれども、そこでも13条、14条が非常に重要に描かれています。改めて日本国憲法第13条、全て国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。弁護士の方は、つまりこれは、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されることを規定していると。個人の私生活上の自由の一つとして、何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示、または公表されない自由を有するという見解を示しています。除外申請制度もない、情報を提供しているということも周知していない、プライバシー権を侵害していると言わざるを得ないと思います。</p> <p>3番目の自衛隊という組織についての認識について伺います。町長、自衛隊という組織について、認識、どうお考えですか。</p>
町長	<p>自衛隊というものは、日本の有事に一番活躍している組織だと私は認識しております。先般のコロナ蔓延のとき、あんなに多くのお医者さんやあんなに多くの設備が自衛隊にあるとは思いませんでした。いわゆる専守防衛という、そういう理念だけではなく、日本の国を真から守るという組織だと私は認識しております。それについての方法論や様々あるかと思えますけれども、私個人としては、とても有り難い組織であるというふうに感じております。</p> <p>先般の台風19号時、それ災害ですね、そのときの出勤、それから、平成の最後ですかね、大雪のあったときなど、率先して活躍していただいたことは、私の脳裏にも焼き付いております。そういったことも含めて、日頃の有事の用意として、自衛隊というものは私は必要であるというふうに思っ</p>

	ております。
5 番議員	<p>町長の見解を伺いました。</p> <p>私も、もちろん災害時だとか、本当に活躍していただいている、それに関しては本当に敬意を表したいと思いますし、このたびの能登半島地震でもっともっと活躍の場があると思うのに、なぜそれをさせないのかという国の姿勢にも疑問を持っているところです。そういうところは、有事の際に一番活躍するというのは当たり前でして、それは同じ見解ですけれども、そもそも、では、自衛隊というのはどういうものかというのをちょっと述べさせていただきたいと思います。</p> <p>自衛隊法52条は、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂を努めることを求め、53条では、サービスの宣誓を行わせている。これによって、国家は、特定の個人に対して、自己の生命を国家のために犠牲にするように命じることができます。自衛官は、入隊直後から相手をせん滅、殺傷し、賭命義務、命を賭ける義務を遂行する兵士養成の厳しい教育訓練が始まり、上命、敬服、上司の命令絶対服従の絶対的な規律の下で勤務生活を送ると。サービスハンドブックでは、規律が舞台の生命、命であること、規律の基礎が戦闘にあること、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成することなどが規制をされています。</p> <p>それでも、国のため、もちろん愛する人たちを守りたい、災害から国民を守りたいと志願する人はいるでしょうし、その自発的な意思を私は否定するつもりはありません。しかし、今新たに問題となっているのは、自衛隊が変質してきているということです。2014年に閣議決定で集団的自衛権の行使を容認し、翌年、いわゆる新安保法制を強行採決しました。自衛隊が自衛ではない、海外での戦争に参戦できることになりました。さらに2022年、いわゆる安保三文書を改定、これも閣議決定でした。反撃能力の保有を認め、攻撃されていないにもかかわらず、自衛隊が他国の領域で武力行使もできることになった。さらに今年に入り、バイデン米大統領が日米同盟が始まって以来、最も重要なアップグレードだと絶賛したとおり、自衛隊が米軍の事実上の指揮下に置かれ、米軍は、主権の一部まで切り離すよう公然と求めているという、そういう実態も明らかになっています。岸田首相は、国会で自衛隊は独立した指揮系統だと言いますが、繰り返しましたが、根拠は一切示せませんでした。北海道の札幌市では、こども食堂で自衛隊が広報活動として、中学生や保護者を勧誘していることも明らかになりました。教科書でも、一部は災害救助で活躍するなど、部分的しか、自衛隊</p>

	<p>のきれいなところしか記載していないなど、危険な実態が隠されています。</p> <p>こういった自衛隊も変質してきているという実態があるという、そういう認識がないまま、若い町民の皆さんの情報をやすやすと私言います、やすやすと提供しているというのは、本当に大問題だと思います。これ、即時中止を求めますが、町長いかがでしょうか。</p>
町長	<p>名簿というか、資料の提出については、そういったご意見、あって当たり前前だと思いますが、募集というものは、募集された側が自分の意思を持って、入るわけです。そういったことを行政が止めることもできないし、そこで大成する皆さんも必ずや出てくるかというふうに思っております。それは、まさに個人の自由であり、生きる権利ではないかというふうに思います。</p> <p>また、今、専守防衛が少々崩れているという話ですけれども、今の世界の情勢を考えますと、致し方ない部分も多少はあろうかと思えます。私どもの隣国でございます半島から打ち上げられたミサイルというものが排他的圏内に落ちている場面もございます。あれが大都市、東京まで届く距離までをもう十分に確保しているわけです。そういった場合に、何の抵抗もなく、私は、黙っているというものは、これは逆におかしいのではないかというふうに思います。手前どもの力ではなかなかそういったものに届く意見はないわけでございますけれども、やはり国を守るというものは、これは、日本人の共通の考えではないかというふうに私は認識しております。</p> <p>以上でございます。</p>
5番議員	<p>国防のことをここで論戦するつもりはありませんので、個人情報の問題をやっぱり改めて言いたいと思います。募集された側が応えると、それはそうですね、個人の自由、生きる権利だということ、町長おっしゃいました。そうです、自衛隊の募集については、もう広報でもやられているわけですし、町のあちこちにも貼られていると。それを見たり、自衛隊の活動をメディアなども通して、自分で見て、自分で志願するというのを私は止めません。しかし、行政が自分の個人情報を勝手に、承諾なく、自衛隊という組織に提供している、義務もないのに提供しているということには、本当におかしいと思いますし、即時中止を改めて求めたいと思います。</p> <p>改めて、先ほど紹介した奈良市の高校生の起こした訴訟の連合団事務局長、諸富健さんの言葉を引いて、名簿提供の問題をまとめます。1つ目、自</p>

	<p>立的判断が十分できず、要保護性の高い未成年者を含む個人情報が提供された。2つ目、高校生に対する就職勧誘活動については、厳格な規制があるにもかかわらず、配慮が全くなされないままに個人情報が提供された。3つ目、提供先が自衛隊という特殊な組織であるにもかかわらず、その点の説明も一切ないままに情報提供がされた。4つ目、本人にも親権者にも何らの通知もなく、目的を示した上での同意を取る手続も取られず、個人情報が提供をされた。5つ目、町が法的根拠、先ほどお示しいただきましたけれども、根拠ありません。1から4を、それを乗り越えて個人情報を提供してしまったということです。重ね重ね言いますが、要請に応える義務、どこにも書いてありません。町長の裁量です。改めて即時名簿提供の中止を強く求めます。</p> <p>そして、先ほどの高校生の声を紹介したいと思います。彼の下には、実際に自衛隊からはがきが届きました。この彼は、彼か彼女かですが、原告は、自衛隊からの勧誘のはがきが届いたことはやっぱり怖いなと思っています。全国で自分と同じような年齢の若者の個人情報が自衛隊に提供されるのはおかしいと感じています。自分が原告になることで、若者の個人情報提供を止めるようにするために少しでも役に立てるならという気持ちで原告になるということを決意しましたとコメントしています。また、このご家族は、保護者の承諾なく、未成年の子供にこのようなことを行った奈良市と自衛隊に怒りを覚えます。自衛隊に個人情報を提供する前に、本人や保護者に自衛隊に個人情報を提供することに同意を取るべきですとコメントしました。</p> <p>改めて中止を求めますが、提供するか否か、それをせめてと言ってはあれですけれども、その対象者、そして親権者に同意を得るべきではないでしょうか。そこはいかがでしょうか、お願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>今後につきましては、法令根拠に基づきというところで提供していく、そういうことになろうかと思います。これは、確かに関西で除外申請をしている、そういうこともあるようだということは聞いております。現在の状況を申し上げますと、県内では問題起きていないということを上田本部でも話しているところです。そういった問題が生じるということであれば、それはまた考え方も変わってこようと思いますので、対応につきましては、今後の状況を見ながらということになろうかと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>引き続きということですが、問題は起きていないとおっしゃいますが、名</p>

	<p>簿を提供されていることも知らされていないわけですから、問題も起きようは、今のところですけども、ないのではないかと思います。私も、このことを広く知らせて、町民の皆さんと中止を求めるように、強く、さらにやっていきたいと思います。引き続きこの問題はやっていきますので、よろしくお願いします。中止を強く、重ねて重ねて、強く求めて、次の質問に移ります。</p> <p>次の質問、大きな2番、町の人権政策や取組についてです。</p> <p>昨年12月付で行われた、私、通告ではアンケートとしてしまいましたけれども、人権意識調査について、資料を提出していただきましたので、まずそのご説明をお願いします。</p>
町民課長	<p>よろしくお願いします。</p> <p>今回は、長期振興計画のアンケートと同時に人権に関するアンケート、町民の皆様をお願いをいたしました。人権アンケートにつきましては、今回、小海町の部落差別の解消の推進に関する条例の中に実施、調査の項目がございましたので、策定後、実施していなかったという部分もございましたので、今回実施させていただきました。内容につきましては、この条例に基づくものでございますので、部落差別等についてのアンケートが中心ということになってございます。</p> <p>町といたしましても、今課題となっておりますようなLGBTや子供のいじめ、DVなどの人権問題に関してもアンケートの中に盛り込んでいければよかったかなというふうには今思っております。今後実施するアンケートがあるとすれば、そこに生かしていきたいというような形で考えてございます。</p> <p>アンケートにつきましては、本日提供しました資料の4ページ以降にアンケートについて載せてございます。こちらのほうをご覧ください、結果が出ているというような状況でございます。</p>
5 番議員	<p>今ご説明ありましたけれども、町では、令和3年12月18日付で小海町部落差別の解消の推進に関する条例を施行したと。ただ、このアンケートに条例制定されましたとかも一言もないんですね。それも抜けているんじゃないかと思います。なので、部落差別のことばかり書いてある。どういうアンケートなんだという声が結構私たちの下にも届きました。どういうアンケートというか意識調査なのか、もっと明確にするべきではないかと思えますし、私と的埜議員は、この条例が、小海町差別撤廃人権擁護に関する条例があるので十分だとして、部落差別に特化する、解消に推進する条</p>

	<p>例には反対をした経緯もありますけれども、改めてお聞かせいただきたい。</p> <p>町はなぜ部落差別を特化するのか。部落差別があるとか、いいとか、もちろんそんなことは絶対言いません。差別は絶対にいけないものですが、今差別というといろんな問題がありますし、アンケートでも、障害に関する部分ですね、そこが一番関心のあるもので1番になっています。部落差別2番目で女性が3番目となっていますけれども、なぜ部落差別をこのように特化するのか。条例も制定したということでもいいんではないかと思うんですけども、ちょっと改めて、なぜ特化するのか、この意識調査は、どこへ持っていくのか、何にどう使われていくのか、改めてお願いします。</p>
町民課長	<p>部落差別に特化するということでございますが、この条例制定の中で部落差別というものも解消していかなくちゃいけないという部分がございます。その中で、今回につきましては、ちょっと特化した調査という内容になってございます。今言われましたように、確かにアンケートの中では、部落差別以外の項目での人権差別というものもございます。この条例の中で部落差別というものをなくしていくということが根幹にありますので、その部落差別をなくしていくという中での意識調査というものを今回実施したという部分がございます。これも含めまして、人権問題、差別というものに関しては、改めて、ここに載っておりますようなLGBTとか、子供のいじめ、DVなど、今課題となっていることも人権差別というものでは重要でございますので、こちらの部落差別という問題に特化せず、今後は、こういうアンケートの中に出た項目についても、十分にアンケートした中で推進していきたいというふうに思っております。</p>
5 番議員	<p>町の差別撤廃、人権擁護に関する条例の目的にのっとり、しっかりと柱のある政策を打ち出してほしいと思います。</p> <p>改めて条例の目的ですが、この条例は、全ての国民が基本的人権を共有し、法の下に平等であるとした日本国憲法と全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言を基本理念として、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と自由人権思想の高揚を図り、もって平和で明るい小海町の実現に寄与することを目的とすると。まさにこの目的にのっとり、部落差別だけといわず、先ほど町民課長おっしゃられましたけれども、様々な人権問題について光を当てて、進めていっていただきたいと思います。</p> <p>次、3番になります。</p>

	<p>3番も、これ全然違うようで、人権についての問題ですので、3番に移らせていただきます。</p> <p>町による結婚推進についてです。</p> <p>1つ目、子育て支援課が受け持つ意味とは。子育て支援事業そのものに弊害がないかという趣旨では、私は何回か疑問を呈して、先日の子育て支援推進委員会でも質問をさせていただきました。結婚推進事業としては、先月にも「こうみですてきなマッチングセラピーウォーク」が行われたり、バレーボールがあったりと、このところ頻繁にイベントを開催しているかと思えます。子育て支援課、児童館の職員が頻繁に電話対応したり、イベント企画・実行をしていると。それと同時に、もちろん子供たちのことも考えなければいけない。町職員としての業務を遂行しているということですから、本当に大変なご苦労をされていると私は受け取りました。</p> <p>まず、確認ですけれども、そもそもいつから、どのような経緯で子育て支援課が結婚推進担当になったのか。また、率直に子育て支援課長、まだ就任されて2か月余りですけれども、どのように現場の状況を捉えていらっしゃるか、お聞かせください。</p>
<p>子 育 て 支 援 課 長</p>	<p>お疲れさまです。</p> <p>子育て支援課のほうで結婚推進を実際にやってはいるんですけれども、子供の関係、それから結婚という形で、係での業務を幾つも掛け持つということは、子育て支援に限った話ではなく、多数の課で、係でやっているのが現状です。実際、係内、もしくは委員の中でそういう事業に関して意見交換を行い、いろんな知恵を絞って、今回いろんなイベントを最近やっているんですけれども、それ前、コロナの間で少しそういう過程ができなかったという部分も踏まえて、現状できるだけやっていきたいと思いますという形で、町でも、結婚、それから子育てという切れ目のない支援をしていくよというような状況もありますので、町、それから近隣の佐久穂、南相木、3町村で協力して、独身の方への支援、それから出会いの場等を創出しているのが現状でありまして、このほか、毎月第3日曜日に各町村持ち回りで結婚相談会を開催したり、出会いの場の親睦を深める場のイベントというような形で現状はやっております。</p>
<p>5 番 議 員</p>	<p>今回、初日の委員会報告、意見、要望においても記載と報告をしていただきました。子育て支援に力を注いでほしいので、結婚推進の在り方を検討されたいというふうに記載されたんですけれども、私も、先ほども言いましたが、これまでもその観点で、つまり子育て支援に力を注いでほしいとし</p>

	<p>か言ってこなかったんですけども、ちょっと反省の意味も込めて、今回は違う観点で議論をしていきたいと思うんです。</p> <p>先ほどおっしゃられたような出会いの場の創設ですとか、そういうことに異を唱えるつもりはないんですけども、子育て支援課で結婚推進をするというのは、つまり戦時中の産めよ増やせよ的な、結婚したら子供を産まなければいけないのというふうにも捉えられてしまうのではないかということなんです。</p> <p>長野市は、そういう印象を与えかねないとして、2014年度には、未婚化・晩婚化が少子化の一因として、こども未来部所管で結婚支援事業を始めたものを2019年度には企画政策部に移管したということです。けれども、財源には少子化対策交付金が使われているという。長野市は、こういう考え、産めよ増やせよというような考え方を与えられるのではないかということで担当課を変えていますけれども、この考え方、まずは担当を変えるという考えはどうですか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>子育て支援、義務教育、いろいろな関係がありますから、私が答弁させていただきます。</p> <p>やはり子育て支援、これにつきましては、先般5番、渡邊議員さん、結婚をされて、そして子供を欲しいんだけど授からない、そういう皆さんがいる、そして子育て支援という言葉がその皆さんに失礼に当たる、そういうことを発言いただいております。それはそのとおりでありまして、そういうことも踏まえまして、子育て支援という言葉は使わせていただきたいということを報告させていただきます。</p> <p>そういう中で、やはり子供たちの成長、そういうものに対して、何に注力を注ぐかという問題でございます。先ほど子育て支援に注力を注ぐ、それと同時に、結婚推進、それがてんびんにかかって、同じものでいいかどうかというご指摘だと感じております。やはり小海町、子育て支援には力を入れております。そういう中において、零歳から18歳まで、この皆さんがしっかりと自立をし、生活をしていく、そういうことを子育て支援として捉えなければならない。そして、それには、義務教育課程もありますし、幼児教育もあります、高等教育もあります、そういうものを一貫して行っていく、それに付随した中で結婚相談、そういうものを担当するのか、それともまた別のポジションで行うのかということは、今後しっかりと議論をさせていただきたいということは感じております。</p>

	<p>そして、過去には社会福祉協議会でこの事務を担当していたこともございます。過去のことで、どういう経過で町でやるようになったか、これは私は十分承知はしてございませんが、いずれ、現在はそういう状況であるということはそのものでございます。</p> <p>そういう中でありますから、本年度、しっかりと事務の見直しといえれば失礼なんですけど、あるべき姿、そういうものを検討して、やっていきたいということを考えております。ちなみに5月1日の課長会議において、このような議論を課長の者でしてございます。そして、6月3日の課長会議では、それに対して、いろいろな異論だとか、それぞれの考え、そういうものが改まった発言はございませんので、今後、今年度かけて、しっかりと取り組んでまいりたいという気持ちでおりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
5 番議員	<p>教育長からのご答弁でした。</p> <p>ちょっと子育てと結婚推進をてんびんにつけて、同じものでいいのかというご指摘だったというのは、ちょっと違いますということをお願いしたいと思います。</p> <p>それは、これからお話しすることで分かっただけだと思うんですけども、そういうことではなくて、そもそも、やはり生き方の押しつけになるのではないかということなんです。それを行政として、先頭に立って、やり続けていいのかということです。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、性と生殖に関する健康と権利は、子供を産む、産まない、いつ何人産むかを女性が自分で決める基本的人権です。それを侵害することに、行政がこの結婚推進をするということがつながるのではないかということを行っています。先ほど私、課を変えるという考えはどうかと聞いてしまったのであいうご答弁だったんですけども、そもそも行政がやる必要はないと私は考えています。</p> <p>社会学者の斉藤正美さん、信毎の記事に載っていたんですけども、少数派の人の居場所、行政が結婚、官製結婚ですね、行政が結婚を推進するというのは、少数派の人の居場所をなくし、子宝が絶対で異を唱えられなくする、人権を侵害しており、行政が行うのは罪づくりだとおっしゃっております。痛烈なんですけれども、このご意見、見解に町長はどのように答えられますか。</p>
町 長	それは学者の意見でありまして、実働しているこの社会の中で、そう言っ

	<p>ては何ですが、おせっかいのおばさんが一人いることによって、何組かの結婚が成立しているというような形もあろうかと思えます。そうした中で、町の姿勢として、結婚を推進するんだよというものは、これは遂行すべきだというふうに私は思っております。</p> <p>また、子育て支援のほうでやっているということは、どの課もみんなたくさん仕事を持っているわけでございます。新たな組織づくりということも考えられますが、そういった意見のあるということは、十分私が認識させていただきたいというふうに思っております。</p>
5 番議員	<p>だから、やめてしまえばいいと思うんですね。</p> <p>話続けます。町長の初日の挨拶の中でも触れられました消滅可能性自治体に小海が入ってしまったという件、受け入れ難いと町長おっしゃいました。様々な施策を講じている努力のさなかでのこのように評価されたことへの憤りを感じました。</p> <p>ここでもう一度、その消滅可能性自治体というものに小海がなったという、これに関して、町長の見解、再確認したいと思えます。</p>
町 長	<p>あくまでも民間の調査機関でありまして、これは、どこにその根拠があるかというものを私自身が本当に、例えば行政に対しても、そういった理解の得られるものではないという認識であります。そこに名が挙がったということは、まさに私は、本当にその機関に対して、あるいは自分の町に対しての再認識というものは、これは必要ではないかということで思っております。そういった意見は、あるということは十分認識し、そして、じゃ、どうすればいいかという話になってこようかと思えますので、それを進めていくのが町の仕事であり、行政の仕事であるのではないかというふうに思っております。</p> <p>これは、少子化は本当に否めない問題でありまして、なかなかいろんな策をしているわけですけれども、前へ進まないというのが実態でございます。しかし、これに対して、私なり行政がとにかく努力をするということは、何かの方策を取っていくということは、絶対に必要であります。渡邊議員、やめてしまえばいいとおっしゃいますけれども、やめてしまって、果たしてその結果を誰がどうするかということは、私であり、行政であります。したがって、そういった形で、今後とも、消滅というふうにならぬよう努力をするということではないかというふうに私は認識しております。</p>
5 番議員	<p>先ほどの、あくまで本当に民間の機関の調査です。国が教育や社会保障を</p>

切り捨てて、市町村に責任を押しつけた結果、財政力の強い都市に人口が集まって、地方が衰退してしまっていると、そういう国の責任もあると思うと。その辺は、はい、そう思います。

それで、町長には、違う観点でも怒ってほしかったんです。全国町村会の吉田隆行会長は、20歳から39歳の女性人口が半減するという一面的な指標を持って線引きしているとして、一部の地方の問題であるかのように矮小化されてはならないと言っています。そして、リストの公表以来、若い女性から、人口減少の責任は私たちのせいじゃない。これから大学の奨学金を返さないといけないのに、今度は子供を産めというの。女性に責任を押しつけ過ぎなど、怒りの声が挙がっています。

ちょうど昨日の報道でも、厚生労働省が2023年の人口統計を公表しました。出生率が1.20で過去最低を更新、長野県でも1.34と過去最低と出ました。この出生率についても、世界人口白書は、出生率の増減を目標に掲げた人口政策について、人権の侵害や効果がないとの研究を挙げて、問題を指摘しております。厚生労働省の担当者自身も、経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、様々な要因が複雑に絡み合っていると分析しているとのこと。結婚したくても、その選択ができない。子供を産みたくてもできない、その自由がない。そもそもその自由を奪われた旧優生保護法による強制不妊手術の被害者は2万5,000人にも及んでいます。被害者の方の悲痛な訴えを聞くたびに本当に胸が潰れる思いです。そんな社会を許してきた、つくってきた、そしていまだにつくってしまっている、そのことに、国はもちろんですけれども、私たち地方自治体も真剣に向き合わねばならないと思います。

さて、具体的に町でどういった、じゃ、政策を打ち出せるのかと。これ、2番、3番につながっていくんですけれども、これも最近の報道で、長崎県大村市で男性の同性カップルが先月2日、住民票の続柄欄に、夫（見届）と記載して申請し、受理されたとのこと。異性、異なる性の事実婚に利用されてきたこの表記が同性のカップルにも適用されました。栃木県鹿沼市も、この大村市の対応が後押しになったとして、この7月から、これまで同性カップルへの住民票には同居人と記載していたものを夫（見届）、妻（見届）と表記する。さらに既に申請した方への住民票の変更も認めると表明しました。当事者の方は、同じように続く自治体が出てきて、性的マイノリティーが住みやすい社会になってほしいと話しておられます。

小海町へ聞きたいんですけれども、小海町としては、同性のカップルが申

	<p>請をしてきた際、どのような対応をしていますか、また、しますか、お願いします。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先日、議員さんおっしゃられた長崎県の大村市の大変話題になった記事がございました。まだ市町村においては、そういった例がなかったからこそ、話題になったということでございます。</p> <p>小海町の事務におきましては、実際には届出はないわけですがけれども、もし来たらどうするか、それは、これまでの事務のように同居人、あるいは縁故者というような表記になるということですので、今支障があるのかわからないのか、実際に届出がないわけですから、支障があるないは言えないわけですがけれども、適切に対応をしてみたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
5 番議員	<p>同性婚が地裁の段階では違憲と判決されている例もありますけれども、最近の例でいうと札幌地裁、また、残念ながら、いまだにこの国では同性婚は認められていない中において、同性同士の事実婚が認められれば、様々な権利が使えるようになると、当事者の方もこれを歓迎しているわけです。ぜひ大村市や鹿沼市に倣って、小海町でもぜひ実施していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>先ほどのとおりでございます。そういった事例も問い合わせも現状ないわけでありまして、周囲の、例えば郡内、県内の状況などをお聞きしながら、また、もし該当がありましたら、考えて、検討していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
5 番議員	<p>今、問合せがある、ないとかではなくて、これから小海に住んでもらう方たちのためにも、ぜひ率先して、こういうことを進めていっていただきたいと思っております。</p> <p>次の、3番目のパートナーシップ制度についても同じです。去年の3月定例会でも質問をさせていただきました。パートナーシップ制度、2015年に渋谷区と世田谷区から始まった制度です。全国では、この5月13日の時点で導入自体は450を超えて、人口カバー率は84.971%です。結婚とは違い、法的拘束力もなく、相続などの問題も解決はしませんけれども、行政が同性カップルの存在を正面から認めるということは、同性カップルがもう既に今、共に生きているということに町民が気づくきっかけにもなるし、意義は大きいというふうにされています。長野県では、昨年8月からパートナーシップ制度が導入されているわけですがけれども、町でも導入はしません</p>

	か、お願いします。
総務課長	<p>長野県のパートナーシップの届出受領書が発行され、県内各市町村で、例えば公営住宅への申込み、それから罹災証明の代理申請など可能になっております。小海町におきましても同様でして、長野県が主導していただいて、各自治体でこの県で行うパートナーシップの証明書によって、様々なものを可能にしていってくださいということで、小海でも実際には行っているわけです。自治体でこの制度を取り入れなくても、長野県の場合には、そういった県が主導してやっていただいているので大変有り難いということでございます。</p> <p>この長野県の制度につきましても、申請者からして、県庁ということなので大変かといえますと、届出の順序、今は、電話でまず事前の調整のための連絡をする。そして、その後、必要な書類をお知らせいただいて、その書類を送る、郵送すれば、可能です。そして本人確認というものも必要なのですが、これは原則がオンラインということになっているようです。ですので、もちろん対面でも可能とは言っておりましたけれども、オンラインということになれば、県庁に窓口はありますが、そこへ出向かなくてもいいということですので、県のパートナーシップの受領書が頂けることで県内どこの市町村でも支障がないというような状況に現在なっておりますので、県内では今4市がこの制度を進めているということを知っておりますけれども、今、困った案件はないというような状況ですので、今後の動向に合わせて、対応してまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
5 番議員	<p>今おっしゃられたとおり、県内市町村では、長野市、松本市、須坂市、駒ヶ根市が導入しています。制度的には、おっしゃられたとおりで、県が導入しているので町でもそれに準じてというか、できるんだよということは、それは当然なんですけれども、メッセージとして、前回も言いましたけれども、小海町性的マイノリティーの方も、誰もが生きやすい、そういう町なんだよという、そういう一歩として、そのメッセージとして、ぜひ導入を図っていただきたいと思うんです。</p> <p>先ほど来の議論でもありました、いろんなあれがあります。町でも、昨年LGBTQ当事者の方に講師になっていただいて、職員と議員とでお話を聞きました。また、ほかの権利等々についても、特に子供の権利に特化したような講習も私たち一緒に受けました。それで終わってしまっただけでないと、何のための研修だったのか、それや、また人権に関する調査を行</p>

	<p>っているわけです。調査の内容は疑問があるわけですがけれども、そういうことをやっている。人権に対して、小海町、どんな町を目指すのかが問われていると思うんです。</p> <p>今回質問させていただきました、1、2、3と、表記で見ると全然違いますけれども、どれもが人権の問題です。人権ということはどういうことなのか、様々なものがある、私もまだまだ勉強不足ですがけれども、職員の皆さんと一緒に向き合って、真剣にこのことを考えて、職員の皆さん、本当にいろんな業務があって大変だということは重々理解をしておりますけれども、そういう重いものを扱っているということ、特に1番目の自衛隊の個人情報を取扱いですけれども、本当に本当に重いものを扱っているということをもう心に据えて、もちろん私たち議員もですがけれども、一緒に行政前に進めていきたいと思えます。このことを申し上げて、私の一般質問は終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で、第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。</p> <p>これより1時まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">（ときに11時51分）</p>
<h3><u>第4番 井出 和人 議員</u></h3>	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>次に、第4番 井出和人議員の質問を許します。井出和人君。</p>
4番議員	<p>4番、井出和人です。通告に従いまして質問をさせていただきます。</p> <p>午後の大変な時間ではありますが、しばらくの間、お付き合いをお願いいたします。</p> <p>まず最初に、大畑の「監的壕」を発見以来、既に4年がたちました。この間、町のほうでは一切手を入れない、そういった状況が続いておりまして、現在、ボランティアの皆さんが草刈りであったり、雑木の除去等していただいております。</p> <p>この壕については、新聞等で皆さんご承知のとおり、長野県では最初に発見され、関東甲信越でも埼玉県の飯能市にあるだけ。長野県では、木島平村、望月町と当小海にあるような状況でございます。戦争の遺構、遺産ではあるとはいえ、こういった施設について町として何らかの方法で保存をしていくということが必要ではなからうかというふうに考えております。</p>

	<p>何百万もお金をかけるのではなくて、現状よりもちょっと手を加えただけで施設として、よそから見学に来た皆さんも分かりやすく説明ができる状況になるかというふうに思っております。</p> <p>まず最初に、この監的壕の保存について町の考えをお伺いします。お願いします。</p>
教育次長	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>この町の監的壕につきましては、令和4年に大畑地区の監的壕、そして令和5年に馬流の木の木沢にあります監的壕、そちらのほうを2年間をかけまして文化財調査委員会の皆さんを中心として専門家を交えた中で調査を実施してございます。また、現地の測量もしております。</p> <p>その調査当初につきましては、まず文化財に適するかどうかというところで調査に入ったわけですが、調査の結果、当時を知る一級の資料的価値がある貴重な存在といえるというふうに結論づけられました。そういったことを受けまして、今後、町の文化財としての指定につきまして、文化財調査委員の皆さんと協議をしまいるという予定でございます。よろしくをお願いします。</p>
4 番議員	<p>文化財として保護をしていくというようなことでございます。当然のことながら、長くなればなるほど遺構が、建築物が壊れていく可能性がある。できるだけボランティアをお願いするのではなくて、指定をしていただきたいというふうに考えます。</p> <p>その間に、せめて地元の皆さんが草刈りや除伐をしているに当たって、お客さん、見学者が来たときに毎回説明に出ることは不可能だということで、せめて説明の設置板ぐらいは大至急作っていただきたいというふうに考えますが、この件についてはいかがでしょうか。</p>
教育次長	<p>まず、今現在、地元有志の皆さんに草刈りですとかご案内ですとか、お力をいただいていることに対しましては、改めてここで感謝を申し上げるところでございます。そして、調査によりまして、この監的壕、貴重な存在ということで確認されておりますので、この管理につきましても、今後具体的な方策をいろんな皆様と協議を重ねた中で検討してまいるというところでございます。</p> <p>また、看板の設置につきましても、文化財指定の手続ですとか、そういった状況を踏まえた中で、土地所有者の方との協議、そういったものもありますので、そういった皆様と文化財調査委員の皆さん、関係する皆さんと協議を重ねながら進めてまいるというつもりでございます。よろしくお願</p>

	いします。
4 番議員	<p>できるだけ早い時間をお願いしたいと、このように考えます。</p> <p>木島平の村長さんは、小海の遺構が発見された次の週に木島平でも発見されましたけれども、その席で文化財として大至急保護しますという発言をなさっておりますし、それからもう一か所、坂城町の町長さんも、間を入れず、貴重な遺構であるということから、やっぱり記者会見の中で町の文化財に即座に指定されますというお話が新聞に載っております。既に、さっき言ったように、何年もたって慎重に審査したということは、十分理解しますけれども、できるだけ早い時間にそういった措置を取ってほしい。</p> <p>それからもう一点、現在、着弾地点の立木が生い茂っておりまして、非常に見通しが悪い。どこに何があるか分からない状況が続いております。先ほど、指定しますということですがけれども、それより以前に土地の買上げであったり、借り上げ等を大至急行って、現場に立っている立木についても倒すなり処置をしていただければ、大変いいことだというふうに考えます。</p> <p>どうしても私有地でありますし、ほっておくと、幸い地主さんが理解のある皆さんで苦情は言いませんが、不特定多数の皆さんが現場に立ち入れれば、不法侵入にもなってしまうというのが現状であります。</p> <p>そこで、そういった苦情がないうちに許可を得て、応急な措置をするというようなことはできないでしょうか。</p>
教育次長	<p>町には指定文化財といわれるものが35、今現在指定をしております。この35の中で、貸借ですとか、買取りですとか、そういった事例というのが今までございません。土地所有者ですとか、実際の所有者、地権者、そういった皆さんにご理解をいただいた中で、文化財の保護をしているということが現状でございます。</p> <p>おっしゃられるように、立木等、繁茂しているという状況でありますので、こちらに関しましても適切な保存をしていくというところは重要でありますので、文化財調査委員会の皆さんと協議をした中で、ご意見等も拝聴しながら、まずは所有者の方のご理解をいただくという方向で対応していくということになるかと思われまます。</p>
4 番議員	<p>手順を踏んでいくのは当然でありますけれども、皆さんご承知のとおり、発射地点から着弾点が見えない、それからせっかくのコンクリートで造ってある遺構についてもなかなか見ることができない。そんな中で、町長に</p>

	<p>お伺いしますが、町長は当時、小海原線から着弾地点までの道路の構想を個人の頭の中に描いていた経過があるかと思いますが、現在でもそれについてはお考えは変わりませんか。</p>
町長	<p>ご指摘のとおり、時間がかかっていることは、これは本当に申し訳ございません。私の頭の中では、これはもちろんございます。そして、何度か調査、見学に行かせていただいた中で、これは本当に貴重なものだという認識は、私はございます。手順を踏んでいるところではございますが、早めに、できるだけ迅速に文化財への指定、そして現地の整備というものに心がけていきたいと、そういうふうに思っています。</p>
4番議員	<p>検討もいろいろあるかと思いますが、迅速な対応が必要だということで、ぜひとも早急な手配をお願いしたい。</p> <p>この遺構については、何回も言いますが、戦争の遺物、遺構ということで、貴重なのか、あるいは他の町村でもあったように伺いますが、壊した経過もあるというようなお話もございます。そういった中で、きちんと管理をして子どもたちの平和教育という面からも、大至急整備をしていただきたい。このことがいいか悪いか別にして、戦争というものを考える機会になる大変重要なことではないかというふうに考えております。</p> <p>当然、いろんな研究者の間では、さっき言いましたように、関東甲信でも数少ない遺構である。しかも完全な形で残っているというような中から、考えますとか、近いうちにやりますではなくて、できるところから速やかに実行していってもらいたいというのが私の希望でございます。子どもたちが見て分かりやすい施設、授業の中で平和とは何かといった題材に対して、見ただけで実感できる施設だというふうに思います。それから、これに関わった皆さんは、既にほとんどの皆さんが亡くなられておりまして、どこからどういったふうに来て、訓練をしたのかも分からないのが現状かというふうに聞いております。こういったことも含めて、ぜひとも2年、3年先ではなくて、今年の予算、あるいは来年度予算に整備費用がのっかるような方向でご検討いただければ幸いです。</p> <p>こういった監的壕というものが、他の町村では見られない。これでまた文化財に指定され、周辺が整理できて報道等で伝えられますと、多くの皆さんが見学に来る。そういった中で、進入路についても、あるいは見学路についても大きなものでなくていい、大仕掛けなものではなくてもいいから、相応した施設を造ることを希望いたします。</p>

	もう一度確認しますが、早い時期に保存について検討されるということですのでよろしいでしょうか。
教育次長	指定に関しましては、一朝一夕というわけにはいきませんが、速やかに文化財調査委員のほうと相談を重ねていくというつもりでありますので、よろしく申し上げます。
4番議員	指定については後でもよろしいかと思いますが、環境の整備については、急いでやっていただきたい。何回も言いますが、この点は確認をしておきたいと思いますが、年度内に話が進みますか。お願いします。
教育長	お疲れさまでございます。 監的壕、貴重な財産であるということでございます。そして、整備に時間がかかっている。もう少しスピード感を持ってというご指摘をいただきました。そして、平和教育、戦争の在り方、そういうものにしっかり役立てる、そういう利用もしていくべきだというご提案でございます。 行政、時間がかかるという言葉もありますが、今、ご指摘をいただきましたそういう内容をしっかりかみ砕きまして、補正予算で許される範囲があれば、それに対応してまいりたい、そして、全体の方向づけ、そういうものは、やはり文化財調査委員会の皆さん、専門的な知識がある皆さんのご意見を拝聴して適切に対応してまいりたいというようなことを考えております。 また何かお気づきの点がありましたら、ご指摘をいただきたいということをお願い申し上げます。なるべく迅速に対応してまいります。よろしくようお願い申し上げます。
4番議員	ありがとうございます。迅速ということで改めてお願いを申し上げます。続きまして、現在、報道等で森林税が直接税として今月から国民の皆さんから徴収されるという話題が大変出ております。国で実施する森林環境譲与税と県の森林税が長野県では2か所と申しますか、2度取られております。県の森林税については、使い道が細かく提示されておまして、ここに書いてあるとおり、再生林の促進、担い手の確保、育成、多くの人を利用する木造の施設、木質化、それから河川沿いの支障木の伐採などが、利用してもいいですよという指示があります。 小海では、再生林については、カラマツかさ上げ事業で使っております。それから、林業の担い手について、確保、育成等は、この辺はちょっと私には分かりませんが、木造、木質化についても進んでいない。 先日、長和町の役場を視察しましたがけれども、役場の庁舎が集成材を使っ

	<p>た立派なものがありました。鉄骨は一切見えない、木質の柱だけが見えているというような造りでありました。この点についても町で一考をお願いしたい。身近なところでは、川上の小学校、北相木の公民館等々、地元産のカラマツ材を使った建設があります。</p> <p>それから、河川沿いの障害木の伐採については、昨年度、本間と笠原で実施をされております。そういった事業を国の補助金と県の補助金を分けて使うのか、あるいは今年どういった事業が予定されているのか、ご質問いたします。お願いします。</p>
<p>産業建設 課 長</p>	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>まず、長野県森林づくり県民税、いわゆる森林税ですが、平成20年度から1期を5年ごとの区切りとして第1期、第2期、第3期と取り組んでまいりました。第4期が今、令和5年度から5年間で行われている事業でございます。第1期から3期で、事業結果を基に県民の説明会ですとか、パブリックコメント、そういうもので、どういうふうに第4期はやるかということで、事業が始まっております。</p> <p>また、森林環境税及び森林環境譲与税の活用策は平成30年度から始まっております。これはご指摘のとおり、これは今年の令和6年度から国税として徴収される森林税が全額森林譲与税として県、市町村へ譲与される仕組みになっています。ですから、5年前倒しで行ったという事業でございます。</p> <p>そして、両税の事業の違いですが、大まかに言うと、長野県の森林税は5年間で取り組むべき喫緊の課題への対応を目的としていると。ちょっと分かりづらいんですが、全県で政策的、先導的に取り組むべき施策、森林等に関連した県民の暮らしの向上につながる施策、そして、県民が森林や緑の恩恵を身近に感じることができる施策となっております。</p> <p>一方、森林環境譲与税は、市町村が主体となり、これまで森林所有者が手入れができなかった森林管理を持続的に進めるという活用施策となっております。ただ、小海町は持ち主が分からない森林ですとか、そういうものがほとんどありません。ということで、個人が所有している森林を意向調査ということを行いまして、集約して森林整備をしていくという事業になっていくわけなんです。それよりも森林整備や人材育成、木材の普及といった施策に活用されるようになります。</p> <p>森林に関する事業としては、県の森林税と森林環境譲与税については、基本的に視点が違うのですが、事業の柱は同じ方向を向いていると考えられ</p>

ます。森林づくりを効果的に行っていくには、県の事業、そして町の事業、これをそれぞれの役割に応じて適切に連携させてやっていくことが大切だと考えております。

具体的に申しますと、県の森林税は井出議員のご指摘の から までのいろいろな事業のほかにもありまして、例えば、防災・減災のための里山整備、それから、木のぬくもりに親しむことができる環境づくり等々ございます。そして、先ほどの木造、木質化の話でございますが、施設ですとか、そういったものに県産材、日本産材を使っていくという事業もございませす。そして、森林整備に取り組む人材の確保、そして、事業体への支援、様々な団体への支援など担い手を支援する事業もございませす。

そして、市町村と連携した森林等に関する課題の解決ということで、先ほど出てまいりました河川沿いの支障木の伐採、これが先ほどありました本間、宿渡でありました河畔林の整備事業ということで300万円かけまして、270万円の森林税をいただいております。

そして、観光地の景観整備というのもございませす。昨年度、300万円をかけまして、これも松原高原のガトーキングダムの上の景観整備ということで、雑草木を刈りました。そして、緩衝帯の整備ということで、鳥獣被害の防止のために森林と里地との緩衝帯整備、やぶ刈りでございます。小海町は令和5年度耕作農地の周辺の立木を伐採し、緩衝帯を整備いたしました。これは小海原で行いました。

そして、また病害虫の被害対策ということで、マツクイムシ、それから病害虫の監視や初期段階における対応、公園などの森林以外のエリアの討伐処理、枯れた樹木の利活用等に取り組んでおります。

それでは、森林環境譲与税については、これも同じようなメニューになるんですが、森林整備、林道、林業専用道の整備、それから維持管理、新たな森林の管理システム、森林整備、私有林の整備、所有者が管理できない森林において、町が実施する間伐等でございます。小海町については、林道の草刈りの委託、それから林道八ヶ岳線の改良工事などを行ってきました。人材育成の確保という事業も森林環境譲与税にはございませす。林業の中核的担い手である事業体やそこで従事する人材への支援。ただ、小海町は人材育成には予算的には現在充当しておりませせん。

それから、普及啓発、地域材の活用促進事業、小海町は地域産の松等の活用事例のPR活動を行っております。それから、木材利用、木造公共建築物等の整備、内装、木質、主に町の住民の皆さんが利用する施設の木造、

	<p>木質化を図りますということでございます。小海町は備品購入費として、八峰の温泉の中にあるんですが、陳列棚、これをカラマツで作って、現在陳列しております。</p> <p>今後予定される事業ですが、2つの事業を連携させて、活用してまいりたいと考えております。令和2年度から実施してきている森林管理システムによる森林台帳の更新事業や八峰温泉の施設の木材を使った施設整備、木材利用、普及啓発を図る事業、また林道の草刈り、これは従来もやっておりますが、事業でございます。それから林道改良事業、中部電力等と連携したライフライン、電線ですとか、そういうものに、支障木が引っかかる、こういうものを除去していく事業でございます。</p> <p>事業の趣旨を鑑みると、どうしても森林管理制度という意向調査、集約をやっていくということが大切になってくるということですが、小海町はほぼ、こういうことが半ばできてきていると、ただやらないわけにもいかないということで、意向調査もやって、実施、集約化を進めることもこれからやっていくことだということで考えております。以上でございます。</p>
4 番議員	<p>大変難しい問題です。この補助事業について、目的のない積立ては好ましくないですよという通達もあろうかと思えます。もう一点、林道整備について、広域林道については、点ではなくて、近隣町村と線になる事業を行ってくださいという注意もあったように私は記憶しております。なかなか森林の持ち主に返す目的でつくった法律等々でありますけれども、補助金であります。再造林について、先ほど言いましたように、町ではカラマツ事業のかさ上げ事業の補助金にほんの少し使っているだけ。何とかこのかさ上げ事業の増額ができないのかどうか、この辺についてはいかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>森林環境譲与税を国から頂いて、要は、ずっと基金で積み立てております。その中から、主要な事業をとということでということで、5年間やってきましたが、まだ残額が2,000万円ほど、令和5年度末であります。こういうものをかさ上げの事業に使っていくような方向を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
4 番議員	<p>考えるのではなくて、これはかさ上げ事業全額使っても、そうそう大金ではないと思います。一つは、地主が皆伐を希望しても、森林組合、あるいは林業業者の手が回らないというのも現状でありますし、年間申請数は、恐らく一定量しか上がってこない、それ以上の事業はできていないというふうに私は考えております。</p>

	<p>かさ上げ事業の総額、本当に前課長、ご承知のとおり、微々たるものだというふうに思います。このことは、林を持っている皆さんが、少額でも交付されることによって、ああ、税金を払って返ってきたんだと、あるいは、植林をしてよかったなというような考えに至るかもしれません。</p> <p>実は、私はこの秋、自分の林を切ってもらう予定になっていまして、3町歩ほどですが、売上金額1,000万円近くになります。森林組合の人足賃、重機借り上げ料、そのほかで500万円ほどかかります。残った500万円から、森林組合は事業者ですから30%、私が30%、残った金額は向こう10年間の管理料で取られてしまう。言うほど林を売っても値上がりをしたとはいえ、実際に手に入るお金は微々たるものです。</p> <p>そんなことから、いろんな意向調査をやって分かるのとおり、自然林のままでおきますという方が大変多くあります。私の地区のお話を聞きますと40%の皆さんが、後継者がいないのがまず第一、それからお金をかけて植林するなら、自然林でいいよという人が2番目です。この2つを合わせると売った皆さんの40%は自然林として放置されるということで、この環境税、森林税の一番の目的である再造林には一向に向かっていかない。何回もこのご質問をしておりますけれども、再造林がいかに大切かということは、先ほど宮澤課長言ったように、防災面であったり、あるいは小海でやっているセラピーの運動であったり、オンライン、オフラインの整備等々、広範囲に使われてはおりますが、目的の一番であった、森林所有者の再造林にはつながっていかない。これが現実です。</p> <p>だから、何回も言いますように、せめてカラマツ林の整備、棚上げ整備事業について、もうちょっとかさ上げをしていただけないかなというふうに質問しているわけです。この辺についてはいかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>私、前任ですので、ちょっと分かる範囲でお答えしたいと思います。</p> <p>確かに、今、議員さんおっしゃられるように、一番何が課題か。山の所有者がもっと整備をすることで収入につながる、そこが本当におっしゃられるとおり、課題であります。今、小海町でも中部森林組合ですけれども、組合のほうもやっぱり、所有者の方が森林整備を進めたいというふうに思うような取組、所有者の負担、先ほど、先10年の育林、造林のために係る費用、そういうものを減らすための計画をどうもしているということもお聞きしました。</p> <p>町では何ができるか。国と県とはもともと補助金が出ているわけですがけれども、町もかさ上げを増やしてきた経緯はありますけれども、もっと所有</p>

	<p>者の利益につながるように、かさ上げの分を増やす、そういう方向はできると思っていますので、要綱等の整備を進めるということがこれからの課題だと思っています。以上です。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>本当にそのとおりで、山林の持ち主の皆さんは、多分、私であっても後継者がいても森林整備って向いていかないというふうなのが実感です。もう一つは、似たような税金を取られ、似たような交付金に来て、このことは町民の皆さん、ご承知いただけない方が多いかと思えます。それは、使い方がきちんと使っているのに、こういうお金で、こういう事業をしましたという周知がなされていない。今年から森林環境税、全員が取られますよ、1,000円ですよ、このこともあまり知られていない。四六、広報をしると言ってもこれ難しい問題があるかと思えますけれども、横浜市では、環境譲与税、市の森林税、もう一つ、CO₂を減らす税金、3重に取られているそうです。長野県では、小海を含め、多くのほとんどの全町村が2重の税金を納めて、納めるのはいいんですが、使った結果がなかなか館報であったり、議会だよりであったり、あるいは町で流す広報紙の中に入っていないのが現状です。納めたお金を無駄遣いしなということではなくて、きちんと広報することも交付された皆さんのこれも一つの仕事ではなかろうかというふうに考えます。</p> <p>県の5期目の県森林税については、かなり以前からいろんな事業に使われ、成果も上がっていることも承知はしております。環境税についても、大変高額なお金が出て、使われているもの承知しています。では林道整備というのはどうなの、広域林道はこういったお金で整備するのではなくて、先ほど言いましたように、近隣町村と相談をし、点から線になるような事業をなささいというふうにありますけれども、一番必要な地元の林道について、手が入っていない。例えば、川平相木線の白岩に出る林道、相木側は境の250メートルぐらいまで舗装がしてあります。小海側といいますと、水上の集落以上、一切舗装はしてありません。舗装するのが事業の一つではなくて、舗装をするようなお金をかけないで、定期的に手を入れれば、重機が1回通れば、立派な林道になります。このことも2,000万円、3,000万円のお金があるならば、町内のそういった林道に毎年でなくて結構です、周期的にそのお金で手を入れていくということも必要ではなかろうかというふうに考えますが。一番痛んでいるのが稲子という入り口から稲子集落の公民館の前に出てくる林道、名前は分かりませんが、この林道は、大変多くの皆さんが利用しています。一部に、急な坂のコンクリの舗装があ</p>

	<p>るところです。これもほとんど手が入っていない。それから、橋が上流に3か所か4か所かありますが、2トンのロングは曲がれません。これが林道として地元の皆さんに利用されていながら、材が搬出されるときになると、使えない道路、これは作業用の林道であって、搬出用の林道ではなくなってしまう。こういった現状もあります。地区、地区を分けてそういった林道整備、これも大切ではなからうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>今、ご指摘の場所とかを実際に現地を見まして、そして、この森林環境譲与税、それから県の森林税を連携させまして、整備をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。</p>
4番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>そういったように、納めた皆さんが目に見える事業をちょっとでもやっていただければ、ああ、税金納めてよかったなということになりますが、目に見えない事業を幾らやっても皆さん納得しないというふうに私は考えております。</p> <p>環境税の使い方、あるいは森林税の使い方等々、細かく県から配布されている文書がいっぱいありまして、担当の皆さんは、それぞれ承知かと思えます。</p> <p>もう一点、町では、若い人たちへの教育だとか担い手の育成等々は現在行っていないということです。担い手といっても専業の皆さんから勤めをしながら年に1回だけ林に行く人たちまで幅広く、とても学習をさせるような雰囲気ではありませんが、せめて森林台帳を、前回質問したときはほぼ出来上がっていますということですが、こういったものを参考にして、所有者の皆さんにいろんな事業があります。今やればこういった利点がありますというのを広報で何かのついでに出してくださいとお願いした経過がありますが、1度だけ公民館報に記事が出たことがありますけれども、こういった広報を根気よくやっていかないと皆さんが想像するよりも早くこの地域の林業が劣化してしまうおそれがある。目に見える庁舎の周りの林については、私も覚えがありますが、手入れが入っています。目に見えない、本当の山の中は、先週まで藤が満開でした。遠くから藤の満開が見えるような林では、手が入っていないということです。この点についても税金を頂いて、こういった事業をしていて、必要ならばこういった事業ありますということを広報するもの大事な仕事ではなからうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。</p>
産業建設	<p>大変に税金の使われ方というものは大切なことで、広報、館報を使ったり、</p>

課長	<p>いろいろな事業で住民の皆様知らしめていくということは、大変に大切なことだと考えております。それが目に見えるような使い方の広報をここはこういうふうなのによって森林環境譲与税が使われているとか、そういうふうに分かるように広報をしていきたいと思っております。以上です。</p>
4番議員	<p>ありがとうございました。大変な貴重な時間を割いていただきましてありがとうございました。</p> <p>文化財につきましても、あるいは森林税につきましても、分かりやすい広報、あるいは分かりやすい説明、大変大事かと思えます。そういったことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第4番 井出和人議員の質問を終わります。</p> <p>これより、2時まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">（ときに13時48分）</p>
<h3><u>第3番 篠原 哲雄 議員</u></h3>	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>次に第3番 篠原哲雄議員の質問を許します。篠原哲雄君。</p>
3番議員	<p>3番、篠原哲雄です。通告に従いまして一般質問を行います。</p> <p>本日は通告のとおり、スクールロイヤー制度についてとスクールカウンセラーの有効活用について、また、学校現場における災害対応等について、教育関係に特化して一般質問をさせていただきます。</p> <p>まず最初に、スクールロイヤー制度についてということですが、このスクールロイヤー制度という言葉は、あまり皆さん耳にすることがなかったかと思いますが、最近、新聞報道とか、色々にして、非常にこのスクールロイヤーという言葉がマスコミの中で出てきていることが多くなってまいりました。そういったことで、スクールロイヤー制度導入について、教育委員会のまずお考えをお聞きします。</p> <p>まず、スクールロイヤーとは、学校、教育委員会、学校法人に対して、学校で発生するいじめ、不登校、学校事故、保護者などとの様々な問題について助言、アドバイス等を法律にて解決する弁護士のことです。早い話が弁護士さんのことです。</p> <p>文部科学省が2020年度からスクールロイヤーを全国に300人配置する方針を示したわけですが、長野県教育委員会も2024年度4月から公立小学校が弁護士に相談して法律的助言を受けられるスクールロイヤーの制度化、学</p>

	<p>校現場で児童・生徒や保護者、教職員との間で生じるトラブルなどに対し、専門家に直接相談して法的なアドバイスを受ける仕組みをつくることで教職員の負担軽減につながる制度導入は、教職員の業務削減に向けた働き方改革の一環として導入が進むスクールロイヤー制度であります。県内では、もう早くに長野市、松本市が既にスクールロイヤー制度を導入しております。今年度他にも導入を予定している自治体があるようであります。長野市教育委員会によると、20年度は30件、23年度は47件、松本市は毎年度20件前後で推移しているようです。県教育委員会は、2月8日、県弁護士会と連携協定を結びました、昨今、教育現場において虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要する機会が増加しております。</p> <p>平成31年3月、文部科学省調べによりますと、76%の市町村教育委員会が法的な専門知識を有する者が必要であると回答をしております。このスクールロイヤー制度は、弁護士と相談できるのは学校側のみで、保護者や児童との接点はなく、あくまでも学校の後ろ盾となる制度です。そうすることで、先生方が安心して子どもたちの教育に専念できるということでありす。</p> <p>それでは質問ですが、当町の小中学校では、スクールロイヤーを必要とするような事案が発生したことがあるのか、ないとしても今後起き得る可能性があると思いますが、スクールロイヤー制度の導入をどのように考えますか。教育長の答弁をお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>スクールロイヤー、先ほどご説明をいただきました。本年2月8日に長野県の教育委員会そして、長野県の弁護士会と連携協定を結ばれたという内容でございます。そして、この手続、これにつきましては、まず学校側から市町村教育委員会にこういう手だてが必要だということを申し入れ、そして市町村教育委員会は、県のほうへ伝達をして県から派遣をされるという制度でございます。実際には、費用面、そういうものも考慮しまして、オンラインだとか、電話でも相談で行う予定だという県教育委員会の報告でございます。</p> <p>ご質問の当教育委員会としてどのように考えているかということでありす。小学校、中学校ともに、やはり学校現場としっかりと連絡調整をした中で、そして校長先生をはじめとする教職員の皆様の意向、そういうものを尊重して対応してまいると、そういう考えでありますので、よろしく</p>

	<p>お願い申し上げます。以上でございます。</p>
3番議員	<p>対応は県に従ってということで、教育長の答弁ではありますが、先ほど言いましたけれども、今までこういったスクールロイヤー的な事案を抱えるような事案は学校の中ではあったかないか、ちょっとお聞きしたいと思えます。</p>
教育長	<p>答弁不足で申し訳ございませんでした。</p> <p>それぞれの学校でスクールロイヤーの方をお願いして法的に対応しましょうという相談、またこちらからのアドバイスというか、提案、そういうことは、まだ私2か月しかたっておりませんが、ございません。以上でございます。</p>
3番議員	<p>こういった昨今ですね、小海町なんかでしたらそういった事案が少ないかと思うんですけれども、大都市、それから大規模校というところになると、いろいろな学校への保護者の苦情ですとか、いろいろな案件があるということが多いようでございます。そういった中で、このスクールロイヤー的な弁護士さん、こういう方が後ろ盾になって、学校等の現場、校長先生、教職員の皆さんと常に連絡を取り合って、進めていっていただける、そういった中で次の質問の中で、今、申しましたように、スクールロイヤーの必要性と期待される役割についてということで、通告をさせていただきましたのでお聞きしますが、スクールロイヤーが注目されるようになった経緯からも分かるように、先ほど私申しましたとおり、学校にはいじめがあったり、いろんな不登校、児童虐待、保護者からの過剰要求など、子どもやその保護者をめぐる問題を学校だけで対応するのは困難です。また、教育分野の法律も踏まえて業務に当たらなければならない、そういった中で、スクールロイヤーが必要とされるようになります。また、スクールロイヤーが期待される役割として、現場で発生する様々な問題について、いじめや不当な要求などに限らず、あらゆる問題について、子どもにとっての最善の利益を最優先に活動することが期待されます。</p> <p>スクールロイヤーにも課題があります。学校側の代理人として活動してよいのかどうかの場面でも活用できるのか、また、制度が学校現場にふさわしいのか分かりづらい。学校現場を取り巻く現状を見る限り、学校と弁護士の連携が非常に必要であります。学校がスクールロイヤーを上手に活用して、学校現場の負担が軽減されることはもとより、子どもたちが安心して学校に通えるようなことが必要です。教育委員会としてスクールロイヤーの必要性と期待される役割ということで、お考えを教育長のほうか</p>

	らお聞かせ願いたいと思います。
教育長	<p>ただいま申された内容が全てでございます。子どもたちの教育を受ける権利、この権利が脅かされる、そのようなクラス、また正常な学校運営が難しい、疎外されてしまうような状況、そういう状況に陥らない、学校現場で発生する問題を速やかに解決に結びつける、その目的でスクールロイヤーが非常に大切に今後はなってくるのではないかと考えております。そして、議員さんのご発言の中にもありましたが、保護者側からしてみれば、学校側からお願いをした弁護士、そのように捉えられてトラブルが大きくなるというか、深くなるというか、そういう印象を与えないようにすることが大切でございます。そのように期待されるわけでありまして、しかし、学校現場としましては、学校と子どもや保護者、その皆さんがしっかりと対話をする、そのことを怠ってはいけない、しっかり話をした中で、自分たちで解決をする、そういう姿勢は基本として持っていなければならないということを考えております。以上でございます。</p>
3番議員	<p>ありがとうございます。確かにそのとおりでありまして、教育現場と教育委員会、また保護者と非常に話し合うことでもあります。</p> <p>それでは、次の2番目のスクールカウンセラーの有効活用という面でも同じようなことがいえますので、またそれはそれでお願いしたいと思います。そういった中で、先ほどもありましたけれども、このスクールロイヤー、弁護士の先生の費用というものは派遣は県の教育委員会のほうからなんですけれども、費用に関しては地元の自治体の使用した実績に応じて払うということになっているわけなんですけれども、そういった中で、スクールロイヤーの配置状況については、県教育委員会が単独での弁護士での確保が難しい自治体の相談体制を構築しようと制度化されております。県内を4地区に分けて3から8人の弁護士を配置し、公立小学校でのいじめや保護者対応、教職員の指導上の問題などを受付け、費用は市町村教育委員会が実績に応じて負担するというので、先ほど私が説明したとおりになっております。大きなトラブルに発展する前に、学校、スクールロイヤー、教育委員会、またスクールカウンセラーも交えた対応が必要ではないかと考えます。</p> <p>そこで、3番目の質問になりますが、スクールロイヤーの報酬は各自治体の負担にはなりますが、ぜひスクールロイヤー、南佐久郡で1名配置するというような方法もあると思います。先般、現場の先生にお聞きしたところ、ぜひこういった南佐久で1人の配置というものを実現してほしいとい</p>

	<p>う要望がありました。佐久校長会の中でもそんなような話があって、佐久市なんかでもあるし、そういった中で、南佐久という6町村の1つの小さなくくりの中で、今後の対応をとということの中で、そういった予算面のこともありますけれども、南佐久で1名、配置するというような考えをぜひ南佐久教育長会で検討してもらえないか、その辺は教育長、いかがなものでしょうか。お願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>県教育委員会で窓口になってやっておるという内容でございますが、実際の依頼の件数、これについては、4月、5月で件数はゼロということのよう であります。そして、相談は数件あるということでございます。 そして、相談の料金であります、30分5,000円、議員さん申されるとおり、市町村の教育委員会で支弁をするという内容であります。 そして、先ほどのご発言の中で、佐久の教育長会、その会合の中でそのような意向が示されているということ、私今初めてお伺いをしました。そういう中ではありますが、校長会で話が出ているもの、その母体が県の教育委員会でございます。県の教育委員会にしっかりと校長会としてこの意見を伝える、これは一つの大切な行為だということを確認しております。そして、県の教育委員会がどうにも手が回らない、それぞれの地区ごとで、教育事務所ごとで何とかしてほしい、そういう意向になりますと、それはそれぞれで対応すべきであると考えますが、現在、弁護士会と連携協定をしまして、弁護士会それぞれの地区に数名、弁護士さんおるようであります。そして実績が現段階でこのような状況でありますので、今後の動向を見て対応してまいるといことになろうかと思っております。以上でございます。</p>
<p>3番議員</p>	<p>まだこういった制度が長野県教育委員会でまだ2か月ほどしかたつてはいないということで、なかなかそういった部分が浸透していないのではないかなと思っておりますが、先ほども申しましたとおり、現場の先生方にしてみれば、できれば、こういった小さな地域にも1人スクールロイヤーが欲しいというようなこともありました。ぜひそういった部分も南佐久の教育長会、もしくはそこで進めていけば、ぜひ町村会のほうにも上げていただいて、そういった予算的なこともあるでしょうけれども、こういったものを現場の先生のほうからもありますので、ぜひお願いしたいと思っております。 続きまして、2番目のスクールカウンセラーの有効活用ということについて 続きまして、2番目のスクールカウンセラーの有効活用ということについて スクールカウンセラーはどのような役割があり、どのようなことを相談できるのか、児童・生徒へのスクールカウンセリング、教職員に対する助言、</p>

	<p>研修、保護者に対する助言、援助、ストレスチェックや授業観察等の予防観察、事件、事故等の緊急対応における児童・生徒等の心のケアなど、また、いじめ、暴力や不登校のほか、発達の課題や精神科領域の課題、家庭環境や親子関係の課題など多岐にわたります。</p> <p>スクールカウンセラーは外部から派遣される専門家であるため、相談する児童・生徒や保護者などにとっても全く第三者であるということでもあり、担任の先生に相談できないこともしやすいメリットがあります。</p> <p>スクールロイヤーとスクールカウンセラーの大きな違いはスクールロイヤーは法律的なことになりますが、スクールカウンセラーはじかに学校へ派遣されて、子どもたち、または親子の直接的な接点において、いかに速やかに状況を把握して、学校へ知らせるかというようなことになると思います。</p> <p>スクールカウンセラーの配置なんですけれども、文部科学省の調べによると2020年の配置状況は全国で約3万人となっています。令和2年度の長野県のスクールカウンセラーの配置状況は、小学校で49.6%、中学校で59.9%、高等学校で48.6%、全体で52.7%であります。今現在はもっと増えているのではないかなとは思いますが、そういった中で質問なんですけど、当町のまず小学校のスクールカウンセラーの配置ということで、私も孫が小海小学校行っているものですから、その学校だよりの中で、スクールカウンセラーの先生の来校という部分がありましたので、この部分、ちょっとメモしてきたんですけれども、5月に1回行われていまして、あと6月、8月、9月、10月ということで、年5回の午前9時から12時に学校に訪問して、児童、保護者の相談に乗ってくださっていただいております。</p> <p>そういった中で、スクールカウンセラーの内容をお聞かせいただきたいと思えます。差し支えない程度で相談内容も聞かせていただければありがたいと思えます。あわせて、中学校のスクールカウンセラーの内容も教えていただければと思えますが、教育長、いかがでしょうか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>スクールカウンセラー、このカウンセラーにつきましては、県の教育委員会が任命をしまして、それぞれの教育事務所に配置をしております。この地区は小諸にございます東信教育事務所、19名のカウンセラーが配置をされております。そして、その中のお一人が掛け持ちではありますが、小海小学校、小海中学校の専属という状況でございます。そして、先ほど議員さん、5回というお言葉ございましたが、令和5年の活動の状況でございますが、小海小学校につきましては、月に1回程度、年間9回ほどが来校さ</p>

	<p>れ、それぞれの児童の相談に当たっております。具体的には、5、6年生は全員がカウンセラーと個人面談を行いまして、アドバイスをいただく。また、ほかの学年では希望の児童や保護者の皆さん、面談を行っているという内容でございます。</p> <p>児童、延べにしまして59名の皆さんが面談をしたと。それで子どもたちからは将来、困ったときにSOSの出し方が分かってよかった、カウンセラーの先生がいろいろお話を聞いてくれてうれしかった、そんな反省というか、声が聞こえているという総括でございます。</p> <p>また保護者、希望者、母親からの相談、不登校に関してが2件、家庭環境、これが2件、そして教職員との関係が1件、心身の健康、そういう部分が1件で、全体で6件でございます。また、父親からの相談が3件ありまして、全てが発達障害の関係の相談でございます。そのほか、教職員からの相談が1件あったという状況でございます。</p> <p>中学につきましても、月に1回程度、中学校の場合は11回訪問をされております。面談をされた生徒、これは全員でなく、希望をされる悩みがある、そういう生徒であります。相談の内容、友達の関係、家庭の関係、環境、心身の健康、そういうものが主でありまして、特定の生徒が複数回相談をされているという状況でございます。また、母親からは家庭環境についてお一人から相談があった。そのほか、教職員4人の方がせっかくの機会ですということで相談をされたということでございます。</p> <p>そして、中学生の相談をされた生徒、自分の心の中で解決ができるようになったということを担任の先生に伝えることができた、それだけ心身の成長が促されたという結果が総括をされております。以上でございます。</p>
3 番議員	<p>ありがとうございました。ちょっと先日私、学校で聞いたよりは小学校も大分カウンセラーの先生入って、大分面談をされて、子どもたちの意見を聞いたり、親御さんの気持ちを聞いたりということで、そういった中で、何人かそういった相談があったということになっております。中学校にしても11か月という形で希望された方が7名ということなんですけれども、お聞きしたいんですけども、時間的には小学校は9時から12時なんですけれども、中学校も大体同じぐらいの時間帯で約3時間ぐらいでやっているのか、そういった中で、小学校は月1回という形なんですけれども、中学校も月1回というような感じでしょうか。お願いします。</p>
教 育 長	<p>時間的には半日程度ずつ、月に1回、年間にしまして9回と11回ありますが、長期休暇、いろいろございますので、1回程度という割り振りでござい</p>

	ます。
3番議員	<p>それで、こういった小学校などの活動内容の中で、今、私も次のあれで言おうと思ったんですけども、教育長おっしゃったように、5、6年生等の面談も1人5分程度ぐらいで一人一人と面談をして、学校生活で困っていることなどを聞き取りし、その内容を教頭先生、もしくは保健室の先生にスクールカウンセラーの先生から調査の内容を報告され、子どもたちの状態を早期に対応に当たっているというようなことであります。</p> <p>こういったことは、大規模校ですとなかなか対応できないということみたいで、小海町のように小規模校ならではのきめ細かい対応が小海小学校でなされているということで、校長先生も非常にこういったきめ細かい対応ができるということは、小海小学校でなされていることは素晴らしいことだと思いますというようにおっしゃってありました。なかなか今の大規模校、1,000人からの学校になると、こういった細かい対応ができないんじゃないかなと思います。</p> <p>続きまして、スクールカウンセラーは、児童、保護者と直接話合いができるという面では非常に大切な役割を果たしています。学校関係者、スクールカウンセラー、教育委員会等の各関係者が情報交換を行うなど、チーム、学校として問題に取り組むことが必要ではないかと思います。スクールカウンセラーの効果的な活用をしてほしいと思いますが、質問の学校、スクールカウンセラー、教育委員会、三者で取り組んでこれからの学校の状態をうまくしていただきたいと思いますと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。</p>
教育長	<p>学校、スクールカウンセラー、教育委員会、三者がそれぞれということでもあります。それは、そのとおりでございます。いじめ、不登校、虐待、心に関わる問題、そういうものに対しまして、悩みを解決するため、幅広い場面において、スクールカウンセラーの援助が必要だということを考えております。スクールカウンセラー、子どもたち、大人も、教職員もそうですが、その悩み、そういうものを解決する。それと同時に、町は、スクールカウンセラー、心の悩み、そういうことだけでなく、ほかにもいろいろな問題があると私は感じております。町の子育て支援、先ほど、前段の5番、渡邊議員の一般質問にも若干ありましたが、多岐にわたる子育て支援策が必要であるということを思っていると、就学支援、不登校、こういうものに対して、行政としてどう対応していくべきか、非常に大きい問題でございます。現在、保育所の年長児、来年入学、就学する皆さんでありま</p>

	<p>すが、今現段階において、支援が必要だと思われる子どもさんが複数人おります。年長32名、クラスにおりますが、その2割ほど、片手では数え切れないそれだけの子どもたちが支援が必要かなという状況でございます。そして、その皆さん全員が特別支援学級に通級するものではないと思っておりますが、やはり小さいうちからあゆみ園、そのような施設を効果的に活用をしまして、幼児からの対応、そういうことが非常に重要になってくると、こんなことを考えております。</p> <p>また、就学後の不登校の児童への対応、国は不登校の対策として、誰一人取り残されない学び、こんな言葉でいろいろな施策を打ち出しておりますが、町におきましても何らかの対応が必要でございます。乳児はともあれ、母子保健の範疇はともあれ、幼児、それから成人18歳まで、このような皆さんを一括して連続的に支援をしてまいる一体型の子育て支援、総合的な窓口、そのような形で町民の皆様にはしっかりと支援をしていく役場の組織体制、そういうものを検討してまいりたいという考えを持っておりますので、またよろしくお願いいいたします。以上でございます。</p>
3番議員	<p>今、教育長言ったとおり、学校なり保育園、それから教育委員会、スクールカウンセラーという三者、先日も私も子育て支援審議会の会議の中でも、やっぱりスクールカウンセラーというですね、部署が入って、そういった相談のある方にはスクールカウンセラーと相談というような形ものっております。これからの中で三者一体となった取組をしていただきたいと思えます。</p> <p>そういった中で、スクールカウンセラー19名ということで、非常にうちの教育事務所の人数的には少ないわけですが、できれば学校へ、小学校が9回、中学校が11回というような形であるんですけども、時間も午前中の限られた時間ということになっておりますので、できれば、こういった回数を増やし、時間も取りたいと、いただければということ。それから、小学校の中では、5、6年生を中心ということではありますが、できれば3、4年生にも面接を広げていくような体制を取っていったらどうかと思えます。</p> <p>そういう中で、スクールカウンセラーは、教育事務所の中で運営されているわけで、予算のこともありますが、人的に不足していることであれば、前、私、教育に特化した地域おこし協力隊を募集したらどうかという提案をしたことがあります。先ほどの最初の黒澤敦史議員の質問の中で、この7月1日から地域おこし協力隊、駅前に関して着任するという話がありま</p>

	<p>したが、こういった学校現場のできればバックアップ体制とか、ますますスクールカウンセラーの役割というものが非常に大きくなると思いますので、こういった協力隊をぜひ募っていただければと思います。こういった教育に特化された協力隊の人たちなんか、できれば教育学部を出た方なんかですとスクールカウンセラーの資格を取得している人がいますし、あと人的な資格として心理に関して専門的な知識、技術を有する者という形があって、公認心理士、臨床心理士というような資格を持った方も当然いらっしゃると思うんですよ。それで、福祉大学、福祉学部なんかを出た方でしたらこういった資格も持っていると思いますので、ぜひ町の協力隊の募集もこういった方を教育委員会、総務課の垣根を越えてぜひそういった中で進めてもらえないかだと思いますので、この辺はいかがでしょうか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>地域おこし協力隊を募集してスクールカウンセラーのような形のサポートしてもらったらどうかというご提案でございます。</p> <p>これは学校現場、教職員、教育のプロとして活躍をされております。そして、その皆さんが不足だ、必要だ、こういう人が欲しい、その教育のプロとして活躍されている先生方がしっかりと実力を発揮できる環境を整えることが教育委員会の一つの仕事だと思っております。そういう面から学校現場と調整をした中で、対応してまいるという結論にはなるとは思いますが、恒常的に何か不安定な子どもが多いとかいろいろある、そういうことになりますと、地域おこし協力隊、その部分に限らず、具体的に対応しなければいけないということを考えております。</p> <p>ご提案の地域おこし協力隊、いろいろな知識を持った方がおられるということですから、そのご提案も一つの手法としてまた学校との協議の中で提案させていただきたいということを感じております。以上でございます。</p>
<p>3 番 議 員</p>	<p>ありがとうございます。ぜひあれですね、学校の現場でもそういった中で、5年生、3、4年生、できれば週2回とか、時間の延長もしてほしいというような意見もでございますので、今後の中で十分検討して実現をしていただけるようお願いをしたいと思います。</p> <p>それから、続いて3番の学校現場における災害対応というような形で質問をさせていただきたいと思います。昨今、能登半島地震、あるいは13年前の2011年の東日本大震災など、日本列島各地で大地震が発生しております。数日前にも能登半島で地震があり、元日に被害を受けた家屋がまた倒壊しておるといようなニュースもありました。地震もですが、最近は温暖化の影響等で線状降水帯の発生により、河川の氾濫など激甚災害が発生</p>

	<p>しております。学校現場も災害に対応した取組を実施していかなければならないと思います。</p> <p>5月20日の午後3時ぐらい、大雨による川の氾濫で通学路が危険だということで、小海小学校、小海中学校、北相木小学校、南相木小学校との4校合同で児童・生徒の引渡し訓練が実施されました。</p> <p>小海中学校では昨年に引き続き行われたようであります。小海小学校では聞くところによると久しぶりの訓練のようであります。それで、小海小学校の事例では、避難訓練は年3回ほど実施され、4月、教室の火災等に対する訓練、9月は地震、10月、11月は休み時間内の避難というようなことで行われております。避難場所は一時避難場所がグラウンド、二次避難場所は上の高台の道路、三次避難場所は土村公園で今年度は土村公園の避難訓練も行う予定をしているようであります。小海小学校のすぐ隣は相木川が流れていて、2019年の台風19号災害のときには非常に学校のほうまで水位が上がるようなことがありまして、非常にそういった部分は心配されるところであります。</p> <p>先生方が心配されているのは大雨による洪水被害、それから地震による、まずはないとは思いますが、南相木ダムの決壊のおそれとか、そういう心配もされているようであります。そういった中で、グラウンドより一層高いところへの避難が必要になると思います。大雨の場合は事前に予報立つ、線状降水帯もかなりの確率で予想が立つため、避難も早めに対応できる。しかし、地震については予測が立たない。小学校の両側にはトンネルがあり、トンネルがもし万が一崩壊していることになれば、孤立状態に陥ってしまう可能性もあるわけです。</p> <p>そこで、前に東日本大震災のときに大川小学校の痛ましい事例がありますが、災害の発生時、誘導を誰が判断するのか、今回、児童引渡し場所は体育館ですが、災害によってどこにするのか、高い道路なのか、土村公園なのか、学校と教育委員会が情報を共有して避難訓練を実施していただくということも必要ではないかと思っております。そういった中で、避難場所、避難訓練等の内容は学校のみで決めているのか、また、教育委員会も入ってそういった訓練の内容等の打合せをしているのか、教育長のほうで聞かせていただきたいと思っております。お願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>避難訓練、先ほど議員さん申されたとおりの回数、内容でやられているということでもあります。そして、その手法というか、やり方、それを協議をどこまでされているかということでございますが、ご指摘のとおり、非常</p>

	<p>にパイプが細い、これが現実でございます。</p> <p>例えば、先ほどの5月20日の引渡し訓練、大雨で相木川の洪水、そのようなことを想定した、また不測の事態を想定したものであります。そのときに、給食室の裏の堤防沿いの道路を一方通行で、運動会のとりのように自動車が通って子どもさんを迎えに行く、これは通常では考えられない、また大水が出たときにあの部分を自動車はもとより、歩いて通っただけで目が回る、そういうところをそのように使うということは、やはり家庭の皆さんにそういう事態があったら迎えに来てほしい、そういう意味も込めての訓練だと、私はよいほうに理解をしたわけでありましたが、実際には、土村公園まで行くかどうかは分かりませんが、正面の旧県道、そこまでは大水が予測されるときは上がるということは先ほどの令和元年の台風19号、その後、いろいろな議論もございましたが、議会でも一般質問もございました。そしてそのように当時の教育長もお答えをしておりますが、学校ともそういうことは確認をしておるといった内容でございます。今後、不測の事態、そういうものに備えて、それぞれの中学校、小学校と確認をしながら進めてまいりたいということを感じたところであります。以上でございます。</p>
3 番議員	<p>そういったこと、できるだけ学校と教育委員会とで情報を共有して、本当に不測の事態に備えるという形を取っていただきたいと思っております。中学校では、グラウンドから入ってきて、剣道場のところで引渡しというような形を取られたようですが、小学校の場合は、非常にそういった部分で近くに、教育長が言ったように相木川が流れていて、そのところを使うというのは非常に常識では考えられないような形になり、今後の中で、そういったものを細かく精査して不測の事態にぜひ備えていっていただきたいと思っております。</p> <p>もう一つ、最後なんですけれども東日本大震災後、教育現場で防災訓練はもとより、防災教育が盛んに行われておりますが、小海小中学校では、防災教育等は行われているのでありましょうか、また、見ますと小学校低学年、1、2年生、3、4年で、5、6年生と高学年の児童、それから中学校の生徒という中で、防災訓練の教育というものが若干、いろいろ変わっているみたいなんですけれども、そういった中で、こういった防災教育というのが行われているのか、もしあれでしたら、今後の中で、こういった対応をされているのか、お聞かせいただければと思っております。</p>
教 育 長	<p>防災に対する教育、これについては、避難訓練、そういう訓練を通じて</p>

	<p>教育をしていくということでございます。そして、その機会に消防署、そういう専門的な知識がある皆さんに実際の火災のときの逃げ方だとか、傷病者の手当、過去にはプールが夏休み中、プールを開放していたときは心肺蘇生法の講習会をやっていたこともございます。今はプールが解放されていないから、そういうことはやられていないようではありますが、そういう訓練、また校長講話、そういう機会を通じて、防災意識を高揚していくということになっておると、こういうことで理解しております。以上でございます。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。こういった災害教育というのは、学校の中でもありますし、地域の皆さんも、もし中学校、高学年の児童、生徒なんかも地域の皆さんとの協力した防災訓練とかそういうこともできるかと思えますので、そういったことも今後の中でぜひ教育現場で検討していただきたいと思えます。</p> <p>それでは、いろいろ提案等、お願いしてまいりましたが、まずは学校の中が平穏で子どもたちが安心して学校生活を送れる環境を常につくるということで、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールロイヤーと、各機関が情報を共有して早めの対応を進めていくということが必要ではないかと思えます。そういった環境をぜひつくっていただいて、今後の中で教育委員会のほうでもぜひ進めていって、学校との情報共有をしていただきたいと思いますと思えますが、よろしくお願いたします。</p> <p>以上で、私の一般質問を終わりにします。どうもありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第3番 篠原哲雄議員の質問を終わりにします。</p> <p>これより3時5分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">（ときに14時50分）</p>
<p>第2番 鷹野 文則 議員</p>	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に第2番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。</p>
2番議員	<p>2番鷹野文則です。通告に従い、質問させていただきます。</p> <p>湖沼の環境保全については、町では従前よりいろいろな取組をされております。最近では、松原湖における湖沼環境保全の取組として、猪名湖水辺公園のヨシ駆除、そして長湖におけるコカナダモの駆除です。コカナダモについては、令和3年にスウェーデン製の水陸両用水草刈り船を投入して</p>

	<p>いただきまして、除草していただきました。そして昨年度、令和5年には、自前で浮き桟橋を活用したいかだで作業船を造っていただきました。浮き桟橋ではいまいちということで、その後、作業船を造っていただき、松原湖を美しくする会において、草の除去を行っております。町の取組には、地元民としまして、大変ありがたく感謝しているところであります。</p> <p>しかしながら、なかなかこのコカナダモの駆除というのは進んでいかないというのが現状でございます。というのは、我々人間の頭よりコカナダモの増殖する力のほうが非常に強いという状況であります。</p> <p>湖沼は古来、人々の生活と生活活動を支えてきたかけがえのない資源であります。水資源、水産資源、良好な景観等を有し、治水でも重要な役割を有しています。しかし、湖沼は水質の汚濁が進みやすく、全国においても閉鎖性水域である湖沼の水質は、改善が進んでいない状況にあります。環境基準の達成状況は、河川の9割に対して、湖沼は5割にすぎない状況であります。このような状況の中、町として湖沼の環境保全対策として、今後どのように進めていくのか、お考えをお尋ねします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>ご苦労さまでございます。コカナ...すみません、呼びにくくて、呼びにくいぐらい厄介な代物だというふうに考えております。また、松原区の皆さん、それから松原湖を美しくする会、鷹野議員、いろんな皆さんがご尽力されて解決策を図ろうとしているんですが、なかなか難しい厄介な水草でございまして、長湖のコカナダモの除去については、令和3年の4月に松原区長から相談がありました。そして、同年の9月に島根県の業者に依頼し、町と地元負担で専門業者に依頼をしました。このときの駆除費用が350万円ほどかかっております。その後、いろいろな駆除の方法を検討してまいりました。そのような中で除去用の、先ほどもお話しありました、ダイセンを町と松原湖を美しくする会で製作し、松原湖を美しくする会の皆様を中心に除去活動を行っていただきました。今年も実施しているところでございます。</p> <p>コカナダモは、水路ですとかため池など多様な水域に生育し、日当たりのよい場所、水深の浅い場所の環境を好み、水域や流れの穏やかな流水で繁殖するということで、松原湖の中の長湖は絶好の繁殖の条件の湖沼だというふうに考えております。それに伴って、水質汚濁や低水温にも強く冬も枯れないということで、そのまま冬越しをし、水温の上昇とともに水面近くまで伸長してくるということでございます。</p> <p>私、小学校のときに猪名湖が凍る前に長湖でスケートの練習をした。あの</p>

	<p>長湖がこの間も見に行ったら、ああいう状態になっていまして、ちょっとショックを受けました。そんなことで、何とかせねばならんということで考えております。</p> <p>生態系の被害防止外来リストにも載っているという大変な厄介者のシヨク種でございまして、重点対策外来種にも指定されていると。除去に当たっては、物理的な方法として手で刈る。地上の草を刈るのも厄介なのに、水中の中の草を刈る。手動で除去、機械除去、それから水面に遮光シートを敷くなどいろいろな方法があります。また、化学的な方法として、専用の水草用除草剤を使用する方法もあるということですが、化学物質の使用は、ほかの水生生物や環境に影響を及ぼすという可能性があるため、慎重に選択する必要があります。</p> <p>関係機関と協議しながら考えていかなければならないですが、その中で管理・予防として定期的な監視水域の定期的な監視を行い、早期にコカナダモの繁殖を確認し、対策を講じるよう水域の管理養分の流入を抑制したりだとか、コカナダモの成長を促進する栄養過多の状態を防ぐなど、流域全体で対策が必要になるということですが。</p> <p>長湖のコカナダモに広くこういうことが起こっているということ、私も知らなくて、町民に皆さんに周知し、広域的な対策として進めなければならないと思っています。除去方法については、引き続き調査、研究をしてみたいと思います。環境保全計画についても、各種団体と連携をしながら情報を共有し、地元地区の皆様と協議しながら考えていきたいというふうに考えています。</p> <p>ただ、長湖の性質上、湖沼が浅いということで、この繁殖にはかなりの力が働くということで、いろいろな私的に考えますと、やっぱり丁寧に水草を刈っていくしかないかなということで、鷹野議員さんからも今度はバンダイ船に鎖を引っ張っていただけでなく、水中草刈り機を導入したりとか、いろいろな方法があると思いますので、そのところをこれから協議して、考えていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
2 番議員	<p>今、総合的な計画とおっしゃいまして、そこら辺のところ非常に重要なと思っております。コカナダモだけでなく、松原湖という状況で今、話ししていますので、そこでの話になりますけれども、まず、町として総合的にいろいろな、コカナダモ以外にもヨシが繁茂して陸地化していっちゃうとか、あと、ごみの問題だとかいろいろあるんで、まず、町のほうとし</p>

	<p>てこうだよという総合的な計画をお互いにつくって、下の我々組織と連携を取って進めていくのが大切なのかなというふうに思うのですが、すぐに計画をつくれというわけじゃないですけども、先ほどおっしゃった総合的な計画というのは大体どのくらいを見据えてつくるようなお考えでいらっしゃいますか。</p>
産業建設課長	<p>我々少し素人なもので、いろいろな方面の専門家にお話を聞きながら、それでもやはりすぐというわけにはいかないんですが、調査、研究をプロジェクトチームという大げさなんですけれども、作りまして、考えていきたいなというふうに考えております。早ければ早いほどいいんですが、1年ぐらいはかかるんじゃないかなというふうに考えています。ですので、今の現状の草は地道に刈っていくと、除草していくという形を取っていきながら、計画を立てていくという形になるというふうに考えております。</p>
2番議員	<p>1年ぐらいということなもので、ぜひその辺で総合的な計画をお示しいただいて、それで各種団体と連携を取りながら進めていくようにぜひお願いいたします。</p> <p>我々地元としましても、コカナダモに関しては一生懸命除草していきたいと思えます。昨年度は、コカナダモについては2回駆除しました。今年度も既に2回しております。ただ、今年度2回ではとても足りなくて、今後数回駆除を計画しないと駄目なような状況にあります。</p> <p>その総合的な計画の中で、例えばというお話ですが、モモ刈り取りというものもありますけれども、本来は港とかでよく見かけるかい掘りをすれば、草と下にたまった底泥の処理と両方できるので、改善していくとは思いますが、松原湖の場合、かい掘りというわけにはちょっといけないと思えます。そうした場合、先ほど課長おっしゃいましたように、底の泥の富栄養化、要するに栄養過多の状態、窒素とリンが非常に高いという状況にあるんだと思うんです。なので、植物が旺盛に繁殖していくということと、もう一つはその泥自体、今、湖底を探ってみると、ここから泥だなと思ってから1メートルぐらいは下がりますので、泥が1メートルはあると思うんです。</p> <p>そうした中で、かい掘りが無理ということならば、ポンプを活用したドレナージュ法とかそういうものを検討してみたらいかがでしょうか。湖底に蓄積した底泥をポンプでくみ上げて、ゲオチューブとかいうのが、特殊繊維でできたバッグなんですけれども、そこへその泥水を入れるという方式</p>

	<p>なんです、それがよく海岸線とかで海岸線の砂を波が侵食しちゃうんで、そのゲオチューブを使って、防波堤というか土留めをしているみたいな事例があるんですけども、そういう中へ泥水を入れるとろ過されるというか、泥だけは残るんですけども、ある程度ろ過された水が周りから排出されて、だんだん固まっていくというものなんですけれども、よくあるのがそれで、防波堤みたいな形なのをやるのと、あとは最近いろんな大きさが出ているので、遊歩道ですとか、そういう感じのものに活用しているようです。ついては、そういうものを使って、そのくみ上げた泥を使って、遊歩道を整備していくとか、いろんな考え方ができると思うんです。あとは、ヨシは取れるところは重機等で根っこごと取ったほうがいいと思うんですけども、既に緑地化しちゃったようなところが数か所見られます。そういうところにも、そのゲオチューブを使って緑地帯をつくるとか、そのような考え方をしていけば、その湖底の泥も有効に使えるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>湖水のよくテレビでやっているんですけども、何か先ほど冗談交じりに池の水を抜いて根こそぎ根っこから取っちゃえばというようないろいろな意見が出てくるんですけども、鷹野議員さんの言ったご意見もお聞きしながら、ちょっと後ほどいろいろなことを協議しながら、方策を練っていきたいと思います。というのは、お金もかかるし、日数もかかるということで、慎重にちょっと方策を考えていきたいと思いますので、また、ご指導、よろしくお願いいたします。</p>
町長	<p>小海町に取っても大変貴重な財産である松原湖ということでございます。どこかで思い切った施策をしなければ、これは行き詰ってしまうというふうに感じております。その時期がいつか、あるいはどういう方法かというものはまだちょっと分からないわけですけども、日頃よりの風通しのいい間柄をつくってやっていけたらというふうに思っております。よろしくお願ひします。</p>
2番議員	<p>確かにテレビでやっている池の水全部抜きます、これやりたいんですけども、なかなかできないので、数年前にもそういう話が出て、テレビ局へ申し込むみたいな話になったんですけども。やはりあれ、湖底から水が湧いておりまして、恐らく湧いているんですよ。なかなか冬、氷がいつまでも張らない場所は水が湧いているんだと思う。だもんで、その水を抜くというのは大変厳しい状況かなと思います。</p> <p>そんなんで、できれば中期的な計画を早急に練っていただいて、まずはコ</p>

	<p>カナダモと葦を退治して、その後、松原湖の環境保全を図っていければいいかなというふうに思います。</p> <p>ところで、水質の検査をされていると思うんですけども、現在の状況は分かりますか。</p>
産業建設課長	<p>分かりませんので、また後ほど提供させていただきます。</p>
2番議員	<p>じゃ、後ほどお願いします。</p> <p>そういう中で、先ほど言いましたように、窒素とリンが過剰なんだと思うんですよ。恐らくその辺のところは検査項目に入っていないんじゃないかと思うんですけども、何かその業者さんと相談して、湖底の窒素とリンをはかるとか、ちょっとそこら辺についても検討していただければありがたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>県とも相談して、ちょっとこういう状況だということを諮りながら、その水質のことに関しても考えていきたいと思います。</p>
2番議員	<p>じゃ、よろしく願いいたします。</p> <p>そういうことで、明確な計画を立て、目標を設定していただくことで環境保全が進み、藻やなんかの駆除をしている団体の方のモチベーションも上がっていくんだというふうに思います。今後、明るく希望の持てる環境保全計画をできることを期待しまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第2番 鷹野文則議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第6番 的埜 美香子 議員</u></p>	
議長	<p>次に第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>6番、的埜美香子です。最後の質問になりました。皆さん、もうしばらくお付き合いをお願いします。</p> <p>今日は、高過ぎる国保税についてと、このほど改定されました食料・農業・農村基本法ですが、地域農業に与える影響はないか、改定を踏まえて地域農業をどう守るか、この2点について質問をいたします。</p> <p>初めに、毎年この時期は国保税率を決定する時期ですので、改めて高過ぎる国保税について議論していきたいと思います。</p> <p>その前に、趣旨のほう、少し前後しますが、ご了承ください。</p> <p>さて、お茶飲み話の中でももっぱら話題になるのは、物の値段が上がり過</p>

	<p>ぎて本当に大変だという話と、また、どうして国保税はあんなに高いのか。年金は下がる一方で、税金は上がる。一方で政治家の裏金は当たり前、こんなのひど過ぎるじゃないかと、私の周りは国保加入者が多いので、特に国保税は何であんなに高いのという話題になります。若い人たちはめったに病院にかからないので、万が一の保険、それと自分のためというよりも親の世代のためだと思って、高い国保税を払い続けていると、こういう話になります。そういった側面ももちろんありますが、国保は支え合いの制度なんでしょうか。改めて国保とは、国保の役割とは、一言で説明できるものではないと思いますが、自治体として国保の役割をどのように考えているのか、まずお答えください。</p>
町民課長	<p>お疲れさまでございます。国民健康保険の役割ということでございます。国民健康保険制度というものは、医療の負担を軽くするために加入者がお金を出し合い、病気やけがをしたときの医療費に充てる相互扶助を目的とした制度であるということであり、国民健康保険制度の加入者は、職場の保険に加入している人、生活保護を受けている人、または後期高齢者制度の対象となる人を除く全ての人を対象というふうになってございます。この国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹を支えているというところでありまして、国民が公平な診療の機会を得て、必要な医療を受けることで、生命と健康に対する安心を確保することが役割というふうに認識しております。</p>
6 番議員	<p>制度は医療を守ると、皆保険制度として守っていくということです。国保は公的医療保険の一つです。人々の医療を受ける権利を公的責任で保障する、つまり人々の医療保障を実現するものです。国保にはほかの医療保険に加入できない人々、先ほど町民課長のほうからありました。加入できない人々を支えるという重要な役割があります。低所得者を対象とした医療保険制度は、日本では生活保護の医療費扶助しかありません。つまり、生活保護一步手前のセーフティーネットとして医療を保障しているのが国保です。だからこそ、国保の中身が充実する方向で政策展開を行えば、皆保険制度の充実にもつながるというわけです。</p> <p>では、なぜ国保税がこんなに高いのか考えていきたいと思えます。国保の運営協議会の中で、なかなかそういう話にはならないので、ここでやりたいと思えますが、なぜなら国保の仕組みが複雑過ぎて、それを理解するところまでなかなかいかないと。どこからどう考えていいのか、運協で出された資料からは、低所得者や世帯人員が多いほど負担率は高くなっ</p>

	<p>ている。そういうことは見てとれても、仕組みを理解するところまでなかなかいかない。それが、委員の皆さんの正直なところだと思います。ですから、国の制度や県からの指導に基づいて、国保の安定的運営を財源をとわれれば、国保税での負担は仕方ないのかなというふうになると思います。</p> <p>では、なぜ国保税が高いのか。高い国保料となる理由の一つとして、国保加入者の年齢構成は、高齢者が多いという特徴があります。全国平均で見ると、高齢者65歳以上75歳未満の方々の加入者は32.3%、32から33%ぐらいになると思います。小海はさらにそれが10%以上上がり、44%とかなり高い数字となります。誰でも高齢者になると病院を受診することが多くなります。つまり、高齢者の特徴は、医療を必要とする度合いが高いことにあります。国保には医療をより必要とする年齢層が多く加入しているので、ほかの公的医療保険よりもそもそも医療費が高くなる傾向にあります。にもかかわらず、負担能力は低い高齢者層や無業者層が多いため、国保料はかなり高くなるという状況を生み出していると思います。都市部よりも山間地になるほどその傾向は大きくなる、それは多分そのせいだと思います。</p> <p>高い国保料となる2つ目の理由として、国保は必要な医療費を加入者に割り振る仕組みになっています。国保料は加入者が支払えるかどうかという観点から設定されていません。それが一番滞納状況に現れているのではないのでしょうか。</p> <p>今回、滞納者の所得階層別割合の資料を提出いただきましたので、この説明をお願いします。</p>
町民課長	<p>こちらにつきまして、資料の20ページということでございます。4年度、5年度につきましての所得階層別の滞納者数ということでございます。令和4年度と令和5年度と比べますと、件数的には46件から37件ということでございますので、滞納数の件数は減少しているというところでございます。</p> <p>金額につきましても、合計金額233万1,800円から若干増えておりますね、244万4,000円というところで若干は増えてございますが、件数的には減っているという部分では所得層が低いという中でも、一番件数が減っているのがゼロから33万円の階層の方です。件数が10件も減少しているというところでは滞納的には件数的に減っているというところで、ある程度低所得者のほうでも滞納が少なくなっているのかなというふうな感じでは分析しております。</p>

6 番議員	<p>今、ただいま説明ありましたように、件数を見ると前年度と比較し減ったものの、51%が所得階層の一番低い世帯で、件数は減ったけれども滞納額で見ると41%と金額も割合も増えています。必要な医療費を加入者に負担させるという観点から国保料を算出するため保険料は高くなり、国保料を滞納せざるを得ない人々を生み出すという構造がつくられています。この資料を見れば分かるのではないのでしょうか。</p> <p>保険料が高くなると、新たに保険料を納めることができない世帯が増え、さらに保険料が高騰するという悪循環となっています。加入者が支払えるかどうか、そういった視点で自治体は保険料を設定すべきではないでしょうか。</p> <p>保険料の算定方式の統一化の動きの中で、小海では令和9年には今の4方式から資産割をなくした3方式にということで、段階的に資産割をゼロにするシミュレーションが組まれています。これまで小海は、低所得者対策として応能割を基準とされる数値より高く設置してきたと思います。基準数値より高く設定してきたと思います。運協のほうでもこのことは議論になり、低所得者対策として応能割である所得割を増やすことが、要望としても出されました。これに対して、どのように考えているかお答えください。</p>
町民課長	<p>確かに運営協議会のほうで、要望として出てきているということは承知しております。現在、確かに所得割等を増やすことによれば、均等割、平等割を少なくすることの対策にはなるというふうには考えております。しかし、現状としましては、令和9年には資産割をゼロにするという中で、3方式にする、その中では、ある程度今までどおりのやはり国保税を入れていただくという形になりますと、どうしても所得割を上げる以上に均等割、平等割という部分を上げていかざるを得ないという部分もございます。</p> <p>近隣町村の国保税というものの表もございしますが、やはり全体的には今現在でも令和5年度の状況見ましても、圏域内の平均が、均等割で4万円ほどですが、うちの町ですと2万8,900円というような状況です。平等割についても、圏域平均3万8,300円ほどですが、うちの町ですと2万7,900円ぐらいというような状況ですので、やはり近隣町村に比べますと高いという状況ではないというふうに感じてはおります。</p> <p>ですが、やはりこれからはこの資産割をなくしていく、その中ではやはり均等割、平等割はある程度上げていくという方向でないといけないなというところでありまして、近隣町村の中を見ても、平均で、所得割の平均が11.21%ですので、所得割、うちの町は11.5%ですので、平均には近い数値</p>

	<p>での所得割となっているので、それをもう少し上げるところは、ちょっとまた考えていかなきゃいけないかなと思うところだと思います。</p> <p>また、これ、資産割がこれで令和9年でなくなるというところで、またその一歩を先については、国保のほう圏域、いわゆる佐久圏域内とか、その先は県内ということで、国保税の統一というような話も県のほうからロードマップで示されておりますので、それに向けてはある程度安い国保税にするのはもっともなんですけど、やはりそれに近づけていくということも一つでありまして、また、それをその一定の金額に合わせるということになりますと、今の金額が平均よりも低い部分もありますので、ある程度平均値までは押し上げておいたほうが、圏域内での保険料が決まったときに、あまりにもうちの町の保険料に格差があると、そこで一気に上げなきゃいけないという状況も出てきますので、それはやはりそのときに加入されている保険者の皆さんの負担が急激に上がってしまうという状況も招きますので、そこら辺加味しながら、また国保税については来年度以降も調整しながら考えていきたいというふうに思っております。</p>
6 番議員	<p>3方式にする方向というのは致し方ないかなと思いますが、削る資産割の分がどこに、じゃ、かかってくるか、これがやはり低所得者のほうにかかっていくとなれば、これまで町のほうで努力してきた部分、これはまた考えていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>冒頭に申し上げたように、この物価高で暮らしが本当に大変な時期のこの値上げ、本当にますます大変になり、特に低所得者にとっては払えない、さらに滞納が増えるのではないかと懸念されます。滞納が増えれば、その分をまた次の計算式で全体に振り分けるといって、そういう形になり、さらに国保税が上がる。悪循環に陥る、そういう仕組みになると思います。</p> <p>昨年度は、値上げ分を予備費のほうで補填をし、保険料は据え置きとなりました。今年はさらに値上げ幅も上がるようになっていますが、全体では幾らになるかお答えください。</p>
町民課長	<p>全体では課税所得が前年度より、前年度は課税所得9,000万ほど落ちましたので、その分税率の値上げというものを抑えたというところで、予備費として余っている分につきまして投入したということになります。今年度につきましては、課税総所得につきましては、前年度の減額になっておりました分が7,000万ほど上昇してきているということで、課税所得について多くまた戻ってきているというところがございますので、今回補填ということにはせずに現状のままの税率上げて補填はしないというような形で</p>

	<p>考えております。いずれ今、当初予算に対しまして820万ほど今回の税率上げることによってプラスになるということですが、この分につきましては、今のところ予備のほうへ充当しておくということで、それもまた不測の事態というようなところで利用をしていきたいというふうに考えてございます。</p>
6 番議員	<p>820万は税率として上がると、そういう説明でよろしいでしょうか。</p>
町民課長	<p>そうですね、前年度の税率で当初予算組んでおりますので、今年度の税率にすると820万ほど上がってくるということだと思います。</p>
6 番議員	<p>それでは、今回は予備費では補填しないという話ですが、現在の基金の保有額は幾らになっていますか。</p>
町民課長	<p>基金につきましては、4,300万円ほどになってございます。</p>
6 番議員	<p>今でも高過ぎる国保税です。せめて値上げはしない、やはり値上げ分に基金を活用していく、私はそのための基金ではないかと思いますが、改めて基金の在り方についてどのようにお考えかお答えください。</p>
町民課長	<p>基金の在り方ということですが、基金はやはり国民健康保険事業の安定的な運営のために設置されているものというふうに理解しております。用途については、国民健康保険事業の健全な財政運営に資する経費と規定されているというところでございます。具体的には使い道は決められておりませんが、国保税の収益不足による財源不足への対応や、県への納付金の増による税率改正への激変の緩和措置ということが考えられるということでございます。</p> <p>ですので、一定のストックを保有しているという必要はあるのではないかとこのように考えてございます。今回の国保税の値上げというものについては、急激な値上げではないというふうに考えてございますので、基金の繰入れというところまでは今のところ考えておりません。また、国民健康保険税を引き下げるための基金を活用しても、いずれ基金が底をついてしまうということも考えられます。そういう事態になった場合には、歳出を賄えるだけの税率にせざるをまた得ないという事態も発生してくるわけです。また、そのタイミングで先ほど申しました課税所得等が下がった場合には、さらなる税率を上げて国保税を確保しなければいけないというような状況も出てきますので、被保険者の負担が大きくなるように考えていかなきゃいけないと。そのようなことを踏まえると、基金というものが不測の事態に備えるために活用したいというふうに考えております。</p>
6 番議員	<p>今回は急激な激変ではないと、不測の事態ではないというふうなお答えだ</p>

	<p>ったと思います。基金の活用、今ありましたけれども、具体的には使い道というふうなことは示されていないと思います。以前でいえば、法定外繰入れ、そういったもので充てられると思い、やっぱり主に高い保険料を軽くするために行われる。国保会計の赤字決算を補填するために行うこともあって、やっぱりもし法定外繰入れがなかったら保険料の負担、そういったものはかさみ、支払い額が増えると、そういうようなことになってくると思います。国民皆保険制度としての国保制度そのものの維持ができなくなります。不測の事態に備えてとおっしゃいましたが、私は今、まさにそのときではないかと思っています。</p> <p>そして、国保の特徴として子どもにまで税金がかかる均等割、いわゆる人頭税があるということ。黒澤町政の下、子育て支援として18歳以下の第3子に補助という形で免除をしてきました。県でも、全国的にも先駆けた政策だと思います。子どもにまで税金をかける、子どもの数が多くなるほど税金が増える、おかしいじゃないかと、そういう声に応えざるを得なく、いよいよ昨年からは国も就学前の子ども分に半額補助を出すことになりました。そういった流れがあるわけですが、この均等割にかかるこの子ども分、18歳以下の影響額は小海では幾らになるのでしょうか。運協のほうでもお聞きしましたが、改めて幾らになるかお答えください。</p>
町民課長	<p>未就学児の均等割のほうですかね。未就学児の均等割につきましては、18歳以下、27万5,900円が今年度該当する金額になるということでございます。</p>
6番議員	<p>影響金額89名でしたか、89名で27万9,000円ということですか。町が見られない金額ではないと思いますが、これも改めて町長に伺います。これまでの枠を広げて子どもにかかる均等割分27万9,000円、町で負担してもいいのではないのでしょうか。町長、お答えください。</p>
町長	<p>この国保税につきましては、検討に検討を重ねた結果というご理解をさせていただきたいと思います。毎年毎年お答えをするわけですがけれども、これが精いっぱいということなもので、そして、未就学児という部分では本当に心傷むわけですがけれども、みんなで支える保険ということでご理解を願いたいと思います。</p>
6番議員	<p>精いっぱいの数字でしょうかということなんですが、黒澤町政の子育て政策として取ってきた政策の根拠は何だったかと。町長、議会の招集挨拶の中でも先ほどもありましたけれども、人口減少の話で述べられたように、これからどういった施策が必要か、そういったことを考えていかないとい</p>

	<p>けないと。まさにこれもそうだと思います。子育て支援、どこの市町村にも劣らない政策で、一貫性を持ってやるべきではないでしょうか。</p> <p>それと、国保は助け合いというもので運営されているわけではないということ、一般保険のような保険原理のみで運営されているものではないということです。あくまでも社会保障であり、保険原理だけでなく、むしろ社会原理を理解して国保を捉える必要があります。自己責任や相互扶助、個人の力や家族、地域の助け合いだけでは解決できない問題だからこそ、国保が整備されてきたわけです。国保は、皆保険体制を支える役割を担っています。国保があるからこそ、皆保険が成立しています。ほかの公的医療保険の対象とならない人、全て国保に加入することになっていて、無業者や高齢者が多いといった特徴があり、負担能力が高くない人々が加入している、そういった性格を持った国保の加入者に対して助け合いを強調することはいかなるものか、それはよく考えていただきたいと思います。</p> <p>しかし、年々高くなる国保料をつくり出している主な原因は、国保の運営に対して国が税金を出さなくなってきたからだだと思います。高い国保料が生み出される構造、国保料を滞納せざるを得ない状況を回避するには、国保に加入する人々の実情、国庫負担の減額により加入者に負担と責任が転嫁されている仕組み、構造的な問題への着手が急務となるわけで、やはり自治体からしっかりと声を上げること、そういったことが求められています。そういった点は、町長いかがでしょうか。</p>
町長	<p>先ほどから低所得者、低所得者というようなことばかり言っていますけれども、これ、高額所得の皆さんはたくさん払っているわけですよ。そうでしょう。滞納が多い、滞納が多いと申しますけれども、高額所得者の皆様はたくさんのお金を払っているわけですよ。そういったものを皆で平等だというお話にするには、今のことで精いっぱいだと私申し上げましたけれども、いろんな角度からいろんなことを考えて、そして、大切な子どもも育て、高額所得者の皆様にもご理解を得るということも、これは必要ではないかというふうに思っております。</p> <p>したがって、運協だとかいろんなところでもお話が出ますけれども、総合的なお話を聞いた中で、これは保険料を決めるという姿勢になっておりますので、ぜひご理解を願いたいと思います。</p>
6番議員	<p>国保の仕組みや役割を今一緒に共有したと思いました。やっぱり国保の性質を知っていただきたい、分かっていたいただきたいということで、今日、そういう議論をしたと思います。もちろん中間層、中間層もとても大変な支</p>

払いだと思えますし、高所得者もそうです。しかし、所得からの割合からすれば、本当に低所得者のほうが高い、今日、その資料は持ってきませんでした。高くなっている。そして、一般の協会健保とかに比べても、所得から見て割合がうんと高いんですね。そういった性質があるということ。今日、議論したつもりであります。

国保に関しても、介護保険に関してもそうですが、職員の皆さんも制度の理解から始まって大変ご苦労されていることも私は分かっているつもりです。国保の窓口は、加入者、住民にとって高い保険料負担や高い窓口負担といった切実な問題の相談の救いの場ではなく、行政からの申しわたしの場、そういったことにも捉えられるような、行政への怒りが直接ぶつけられる場となりがちです。一方、国保担当者にしてみれば、制度上、解決できない無理難題を問いかけられる、そういう場にもなってしまう。しかし、自治体職員が国が決めたことだから、県の指導だから、そういうことを理由にして、市町村として独自に判断することを避ける傾向にあります。そういったその結果、国保窓口では加入者、住民と国保担当者との間で壁がつくられてしまう、そういうこともあります。

確かに、国保制度が複雑過ぎて、どこに裁量の余地があるか分からない。公平、公正、平等取扱いの原則なので、むやみに取扱いは変えられないと。財政状況が厳しいので、新たな財政負担が伴う対応は困難といった事情が背景にあり、自治体労働者だけが責められるものではありません。それでも、法令解釈や国や県、通知の内容、ほかの市町村の状況等私自身もいまま一度、本来の国保の役割、目的は社会保障であるという、そういう認識に立って憲法の立場、町民の皆さんが健康で文化的な最低限度の生活を営めるかどうかということを中心に、職員の皆さんや議員の皆さん、運協の皆さんと一緒に国保の在り方を今後も考えていきたいと思っています。

今、国会では、今というか国会では、改定子育て支援法が成立しました。子育て支援に関する公費負担を削減し、財源を社会保障削減と国民負担によって確保するという新たな仕組みです。子育て予算の拡充というなら、公費そのものを増やすべきで、本当に矛盾していると思います。国保に関しても、介護保険もそうですが、職員の皆さんと一緒に国への国庫負担の増額等、また、国の役割を私はしっかりと求めていきたいと思えます。

続いて、次の質問に移ります。

食料・農業・農村基本法改定は、25年ぶりの大幅な改正となります。この

	<p>改正案をめぐり、これまでの基本計画の中で一度も自給率目標を達成できなかったことへの反省と検証がされてこなかったことが指摘され、改定案は現行法で唯一の目標としてきた食料自給率の向上を投げ出し、食料安全保障の確保に関する事項の目標の一つに格下げになると、そういった指摘や、農業や地域コミュニティを支える兼業農家などは、農業の担い手の補助者という位置づけになる法案に対して、廃案を求める声が多くの有識者や農業者、消費者から上がりましたが、改定食料・農業・農村基本法が29日の参院本会議で可決成立しました。</p> <p>改定農基法が、地域農業に与える影響はどうなっていくか、改定を踏まえて地域農業をどう守るか議論していきたいと思います。</p> <p>初めに、この農基法、問題点も今指摘されていること一部述べましたが、この改定農基法をどのように捉えているかまずお答えください。通告にはなかったですけれども。</p>
産業建設課長	<p>ご苦労さまです。大変に難しい問題で、的埜議員がおっしゃったとおり、25年ぶりの大幅な改正ということで、農業行政の憲法と言われるこの改正でございますが、どのように考えているかということ、私は小海町の産業建設課長として、農政のほうも承っております。</p> <p>まず、町の農業のことを考えていくというのは、これだけ実際に改正された的埜議員もおっしゃった、食料の安定供給というのがただ食料安全保障ということに置き換わったというふうに捉えています。ということは、これからいろいろなことを策定するんですけれども、なかなか机上の理論と現場のお話というのとはうまくかみ合っていないということで、まず、小海町の農業、例えば大変に福祉、土木、それから農業について、全てのことにに関してそうなんです人が人材不足ということで、人材不足が起こると農業の担い手もいなくなる、荒廃された農地がだんだん広がっていくということで、そういうところをまず基本のところを守っていく、これがこの新しい食料・農業・農村基本法の事業、いろいろなことを考えていく中で、必要ではないかなというふうに考えています。</p> <p>質問になっているかどうか分かりませんが。</p>
6番議員	<p>すみません、通告していなかったのです。</p> <p>見直しは4つの方向性ということで見直しされたわけですが、この25年間、そういった間で大きく変化した日本の農業の現状、また日本と世界の経済状況、進行し続ける地球温暖化の問題など、食糧危機の問題がますます深刻になっていると。そういったことから、それらの課題を明文化したもの</p>

	<p>と、そういうように言っているわけですが、果して農業・農村の疲弊を食い止めようと、そういう立場に立っているかということ、私はまるで逆行していると、そう感じています。</p> <p>これまでの農業基本法の前文がばっさり削除されてしまったということが、これ、物語っていると思います。農村政策の基本は、地域農業を再生するという、そういうことが基本理念でしたが、そこが削除されました。自給率を高める努力ではなく、輸入の安定供給を重視する。日本の一番の主食である米の生産、世界の食糧危機とも大きく関わってきます。水田を畑地に替え、生産性を高めるという農村の田風景や、水田、里山の豊かな財産、そういったものが環境に優しい農業といいながら削られるという、そういう矛盾した法律になったと思います。</p> <p>そして、先ほど産建課長のほうからありましたが、深刻な担い手不足の問題も削除され、新規就農者対策はありません。今、抱えている問題は、やはり独自策を強めて、いかにローカル需給圏形成していくことが必要か、そういうことが問われていると思いますが、そのあたりはどのように考えておられるかお願いします。</p>
産業建設課長	<p>町としては、ローカル需給圏の形成ということでございますが、地域社会が、この町が必要な資源やサービスを自ら需給し、外部の依存を減らす取組をとということで認識しております。環境負荷の軽減のために地域で生産された食品や製品を地元で消費するという、輸送に伴うエネルギーの消費量の削減ですとか、CO₂排出を削減でき、地元経済にとってはとても活性化につながるというふうに考えています。ですから、ローカル需給圏の形成ということは、大変に重要な事業だと考えています。農産物加工直売所や学校給食など、町の資源を積極的に活用していきたいと考えております。ローカル需給圏の理念を住民に広めるための教育や啓発活動も重要だと考えます。小中学校の教育の現場にも協力をいただき、持続可能な社会の実現に向けた取組をしていきたいというふうに考えております。</p>
6番議員	<p>自給率を高める、そして地産地消でCO₂の削減や地域経済の活性化、そういったものを考えていくと、そして、教育、農教育というのをしっかりやっていくということをお聞きしました。</p> <p>第6次長期振興計画の農業振興、農林業振興、改めて見ますと、町ならではの恵まれた自然環境など地域特性、地の利を生かした農林業振興を図りながら、後継者の確保や新規就農者の支援など担い手育成支援、生産性の向上や高付加価値化、地域における消費拡大のための地産地消を推進し、経</p>

	<p>営基盤の強化を図りますとしっかりうたわれています。この町の基本理念をどう具体化するかだと思います。その一つが、基本計画の農業振興の中にもあります、例えば無農薬・有機栽培、堆肥などの活用の推進という、そういう意味では支援策として補助のほうも始まりましたが、さらに環境に優しい持続可能な農業の展開へ、有機農業の推進をより具体化させてはどうかということで、質問の通告に上げましたが、いかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>環境に優しい持続可能な農業展開への有機農業の推進ということでございます。有機農業をはじめ、全ての農業が教育と啓発活動、そして知識を提供するために見識やスキルを身につけることなどはとても大切なのですが、時間と労力が必要だと考えております。現状、農家さんも高齢化していたり、有機農業の推進はかなり難しい問題と考えております。農業の生産物の質の部分からいくと、大変に有効な推進事業だというふうに考えています。例えば無農薬の野菜を食する、先ほどのローカル需給圏の形成の中でそういうことをやっていくことは重要だと思うんですが、なかなか後継者や新規就農の方々に対して支援策が見つからないのが現状でございます。そういうことを考えながら、有機農業の推進も農業の一つの一助として考えていきたいというふうに考えております。</p>
6番議員	<p>有機農業、質の部分から大変有効ということで、なかなか広がっていくことの条件というか、難しいということでありました。支援策がなかなか見つからないと。私は独自性を発揮させて、やはり有機農業推進の町ということでアピールすることで、新規就農者の受入れや、Iターン者の増加にもつながると思っています。</p> <p>以前にも若干触れたことがありましたが、国のみどりの食料システム戦略推進交付金というものが、そういうものを活用した事業の一つ、オーガニックビレッジ宣言というのがあります。こういうのを使って有機農業産地化を目指してはどうかと提案したいと思います。これには、農家だけではなく、地域を巻き込んだ事業展開が必要なので、学校給食や、先ほど課長おっしゃられた直売所、またスーパーとか飲食店、そして消費者と、町全体に付加価値がつき、町のイメージも大きく変わると思います。</p> <p>ちょうど今度長期振興計画の後期作成の時期になりますので、そういったことを私は具体化させてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>とてもこれも難しく、オーガニックという言葉を私知らなくて、よく調べますと、オーガニック給食に使用するための食品については、化学農薬や化学肥料を使わずに栽培、生産された有機認証を受けたものを使わなけ</p>

	<p>ればいけませんということが書いてありました。健康面への配慮、環境への配慮なども必要なことで、大変大きな事業だというふうに考えます。そして、子どもたちに食材の選び方や食の安全についても学ぶ機会を提供したり、持続可能な食文化の形成を担っていくということで、教育的にも大変よいことだと考えております。</p> <p>ただ、問題となるのが、コスト面や食材の確保といったところで課題になるということで、これも検討しながら取り組んでいければというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
6 番議員	<p>大きな事業ということで、私も有機農業やっていますので、なかなかそれを広げていくという大変さはよくよく分かっております。</p> <p>それでも、せっかくこういう国の制度として交付金制度としてあるので、そういったものが活用できるのではないかというご提案です。</p> <p>最近のオーガニックビレッジ宣言ではないんですが、最近の例、1つ紹介しますと、軽井沢町ですね、環境に優しい農業を推進するための施策として、農家が先ほどありました有機認証を取るためのJAS認証取得のための補助金制度を設けました。オーガニックビレッジ宣言したわけじゃないけれども、町の独自策として一つの例ではないでしょうか。</p> <p>またもう一つ、隣の北相木村では、小学校や老人施設の給食食材のオーガニック給食の検討を始めていると聞きました。調味料もオーガニックに切り替える、そのためにはという試算もされているようです。通常価格よりも2.5倍ほどかかってくるということなんですが、環境に負荷のかからない有機食材を使うことの意味や、村民の健康のことを考えたすばらしい施策だと思います。オーガニック給食や有機認証への補助にも、オーガニックビレッジ宣言で国の交付金を活用することもできると思います。町長、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>基本的には大変すばらしいお考えだと思います。しかし、私はこの大量に生産している白菜、レタス、キャベツ食っても、全然具合悪くなったことがないというのは私の考えでございます。たまたま私が健康だったからということで片づけられない問題だと思いますけれども、やはりこの的埒議員のおっしゃることは重々分かるわけですけれども、この町でたくさん作っているものを基幹産業として作っているものも大切にしていってらというふうに思います。なかなかそういう形になると、どうしてもふだん作っているものが悪いものだみたいな印象がどうしても出てくると私は思</p>

	います。とてもいいものだから、みんなで食べましょう。
6 番議員	<p>もちろん全ての農業推進、それは町の基幹産業として必要だと思っています。健康面の話、町長されましたけれども、私、今、軽井沢の例、出しましたけれども、やはり環境に優しい農業を推進するという、そういう目的で軽井沢は設置したそうです。そういうこともしっかりとこれからCO₂削減という話もありましたが、やっぱり環境に負荷のかからないそういった農業をぜひ進めていただきたい。やっぱりそれは町としての施策として私はこれから必要だと思います。</p> <p>米を中心とした食糧の安定供給、農業の多面的機能の発揮を全面に掲げ、農業の生産向上、構造改革を目指した農業の持続的発展、また人口減少社会を見据えた農村政策、さらに食料自給率の向上も政策目標に掲げられた基本法が大きく変わることの重要な課題をしっかりと捉えた地域農業政策を立てることの意義が求められている時期でもあります。長期振興計画、後期5か年計画でより具体化できることを期待し、私の一般質問を終わります。</p>
議 長	以上で第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。
<u>散 会</u>	
議 長	<p>以上で本日の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、今後の予定といたしまして10日月曜日午前10時から全員協議会を行います。</p> <p>これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">（ときに16時20分）</p>

令和 6 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 11 日」	
*	開会年月日時 令和 6 年 6 月 14 日 午後 2 時 00 分
*	閉会年月日時 令和 6 年 6 月 14 日 午後 4 時 00 分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、こんにちは。今回の定例会で招集日にも申し上げましたが、タブレットの試験的な実用を試みましたが、今までもタブレットに慣れ親しむために勉強会を幾度か行いましたが、使用が難しく思うように操作が出来なくて9月の定例会でも再チャレンジを行いたいと考えています。その9月の定例会であります、その頃には議場のシステム改修が終わり、議場にモニターが設置され画像や視聴、送信などが出来る運びであります。平成 14 年の 11 月に竣工されました役場新庁舎ですが、それ以来の初めての改修であり、議場がそして議会の在り方が大きく変わろうとしています。今日最終日に議員定数や議員報酬など、これからの議会の在り方を考える議会改革特別検討委員会が議長発議で承認される見通しであります。私たちの議会活動が、町民の皆さんや町政に対しても有意義であり、積極的に行動で示すことが結果的に町政に反映され、議員自身にとっても町民の皆さんの理解や信頼が得られますよう、取り組んでいただけるものと期待をいたすところであります。</p> <p>ただ今の出席議員数は 11 人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>尚、議会の ICT 化推進の目的から、議場へのタブレットの持ち込みを許可します。暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。</p>
<u>議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。

<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。
<u>日程第2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第2「行政報告」を行います。町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	1件の行政報告を申し上げます。 小海町八ヶ岳開山祭が8日土曜日、稲子湯において開催され議員の皆さんをはじめ大勢の皆様に参加を頂きました。 当日は晴天に恵まれ、山々の緑に癒されながら、山の安全を祈願しました。アルプホルンクラブの皆さんの演奏で始まり、本年は、直会(なおらい)の席も用意され、登山者の皆さんも一緒に盛大に開催することができました。 6月4日に開会しました令和6年第2回定例会であります、11日間の会期によりご審議をいただき本日が最終日でございます。 追加議案としまして、監査委員の選任同意もでございます。すべての案件につきまして、承認・同意、可決決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
	産業建設課長 【観光交流センター運営委員会の報告】 町長 【開発公社経営状況の報告】
議 長	以上で行政報告を終わります。本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・教育長・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。
<u>議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	

議 長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの4ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの4ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「承認第1号」</u>	
議 長	日程第4、承認第1号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
	(委員長報告 承認と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから承認第1号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第1号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第1号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第5～日程第8 「承認第2号～承認第5号」</u>	
議 長	日程第5、承認第2号から日程第8、承認第5号については一括して議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長

	より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
(委員長報告 全て承認と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これより承認第2号「小海町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
5番議員	はい、5番渡邊晃子です。お願いします。 私は本承認第2号に反対の立場で討論いたします。承認第5号まで共通していることではありますが、提出理由にあります令和6年厚生労働省令第16号は、令和6年1月25日に出されております。民生文教常任委員会の説明の中では、3月まで訂正があると連絡があったので、条例改正をしてからまた訂正というのは大変なので、今議会になってしまったという説明でした。 実際訂正の終了は3月末ごろとの事でしたが、この膨大な文量のものも専決処分にするにあたり、明確な説明が最初から来ていないことにも疑問を抱かざるを得ませんでした。今回の各条例改正で貫かれているものは、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点という点です。しかし、後ほど陳情にも出てきますけれども、何れも介護現場の実態を聞かず、根本原因を国が解決することなしに現場にばかり負担を押し付けてくる内容が多く見て取れると思います。現場の実態をよく把握してからこのような改正はなされるべきと考え、国の省令そのままにのりつた本条例改正には賛成いたしかねます。 以上反対討論といたします。
議長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから承認第2号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第2号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 5番議員、6番議員	
議長	挙手多数と認めます。 したがって承認第2号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。

議 長	つづいて承認第 3 号「小海町指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第 3 号を採決いたします。委員長の報告は、承認であります。承認第 3 号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 5 番議員、 6 番議員	
議 長	挙手多数と認めます。したがって承認第 3 号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第 4 号「小海町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
5 番議員	はい、5 番です。お願いします。 私は承認第 4 号に反対の立場で討論いたします。先ほどの承認第 2 号と同じですけれども、加えてこのケアマネージャーについては処遇改善加算の対象にはならないので、介護職員と比べ賃金改善も遅れており、さらにその数について全国的にも 2018 年から 22 年の 4 年間で 8,296 人も減少しているということです。小海町でも大変な部分だが、今の数で回しているというお話でした。 条例改正の具体的内容としては、人員基準の算定基礎となる利用者的人数についての部分において、ケアマネージャーの減少に対して一人当たりの担当件数を増やすことで対応しようというもので、やはり現場への負担増になると考えます。よって承認第 4 号は反対といたします。 以上です。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから承認第 4 号を採決いたします。委員長の報告は、承認であります。承認第 4 号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 5 番議員、 6 番議員	
議 長	挙手多数と認めます。したがって承認第 4 号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。

議 長	つづいて承認第5号「小海町指定介護予防支援等の事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第5号を採決いたします。委員長の報告は、承認であります。承認第5号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 5番議員、6番議員	
議 長	挙手多数と認めます。したがって承認第5号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第9～日程第12 「承認第6号～承認第9号」</u>	
議 長	日程第9、承認第6号から日程第12、承認第9号までについては一括して議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 品田宗久 君。
(委員長報告 全て承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	これより承認第6号「令和5年度小海町一般会計補正予算(第9号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第6号を採決いたします。委員長の報告は、承認であります。承認第6号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第6号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第7号「令和5年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第 7 号を採決いたします。委員長の報告は、承認であります。承認第 7 号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第 7 号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第 8 号「令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第 8 号を採決いたします。委員長の報告は、承認であります。承認第 8 号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第 8 号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第 9 号「令和 5 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第 9 号を採決いたします。委員長の報告は、承認であります。承認第 9 号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第 9 号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<p style="margin: 0;"><u>日程第 13 「議案第 22 号」</u></p>	
議 長	日程第 13、議案第 22 号「防災行政無線施設改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
(委員長報告 可決と決定)	

議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第 22 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 22 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 14 「議案第 23 号」</u>	
議長	日程第 14、議案第 23 号 「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
(委員長報告 可決と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6 番議員	はい、第 6 番的埜美香子です。 私は議案第 23 号を反対の立場で討論いたします。本条例による国保税率の引き上げには反対です。一般質問でも議論をさせていただきました。9 年度までに 4 方式から 3 方式にという流れの中で、そのことに関しては仕方ない面もありますが、ではその分がどこにかかってくるのかという点においてはまだまだ議論が必要ですし、この物価高騰が続く時期に値上げは、特に低所得者にとっては大変なことです。払えない状況が新たに生まれることが懸念されます。イコール病院にかかれない状況も心配されますし、滞納になってしまうと次の税率決定に影響が出てき

	てしまいます。 医療費推計は安定しており、基金の活用や予備費で補える範囲ではないかと私は考えています。さらに国庫負担の増額を国へ求めていただきたい。そのことも併せて要望いたします。これまでの議論も踏まえ、本条例に反対とし討論といたします。
議 長	他に討論のある方はございませんか。これで討論を終わります。これから議案第 23 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第 23 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 5 番議員、6 番議員	
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 15 「議案第 24 号」</u>	
議 長	日程第 15、議案第 24 号「小海町給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
(委員長報告 可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 24 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第 24 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 16 「議案第 25 号」</u>	

議 長	<p>日程第 16、議案第 25 号</p> <p>「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 鷹野文則 君。</p>
(委員長報告 可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 25 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 25 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<p><u>日程第 17 「議案第 26 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 17、議案第 26 号</p> <p>「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 鷹野文則 君。</p>
(委員長報告 可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 26 号を採決いたします。</p>

	委員長の報告は、可決であります。議案第 26 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
	<u>日程第 18～日程第 19 「議案第 27 号～議案第 28 号」</u>
議 長	日程第 18、議案第 27 号と日程第 19、議案第 28 号については、一括議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 品田宗久 君。
	(委員長報告 全て承認と決定) (委員会からの要望事項 - 1 件)
	委員会からの要望事項 町営住宅建て替え等については、町営住宅整備の全体計画を早急に作成して実施されたい。
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	ただ今の、予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。 黒澤町長。
町 長	老朽化による町営住宅建替え等につきましては、現在、入居対象者や供給量、場所等の調査をしておりますので、住宅整備計画を作成して実施してまいります。 以上でございます。
議 長	これより議案第 27 号「令和 6 年度小海町一般会計補正予算(第 1 号) について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6 番議員	はい、6 番的埜美香子です。 私は議案第 27 号に賛成の立場で討論いたします。賛成ではありますが、諸手を挙げて賛成とはいかないものが 2 点ほどあります。1 点目は町営

	<p>住宅耐震調査委託料に関してです。馬流団地・小海団地は昭和 55 年、56 年建設ということで、老朽化もかなり進んでいます。長期振興計画の中でも、町長の年頭挨拶の中でも、只今答弁の中でも触れられているように、今後移転計画・住宅整備計画があるという中でこの耐震調査が必要なのかは疑問でございます。安全性を考えた中では、両団地とも急傾斜地特別警戒区域に面しており、むしろ移転のほうを急ぐべきではないかと思えます。町営住宅移設計画をまずしっかりと立てていただきたいと要望します。</p> <p>2 点目は定額減税についてです。先ほどの小海町税条例にも関する内容ですが、これは町へというよりも国に対してということでありますが、定額減税の実施により自治体や企業に膨大な負担となっております。減税と給付金が一体となっている上、一人 4 万円の減税の内訳が所得税と住民税に分かれているなど、仕組みが非常に複雑なためです。町でも調整給付の対象者を推定し、給付額を計算し、対象者に確認書を送るなどの事務作業に追われていることもお聞きしました。来年春に確定申告をしないと給付を受けることができない方も出てくるとのことです。新たな負担も生じると思えます。制度の矛盾が噴出しております。増税イメージを払拭したい政府の思惑が見え隠れする一回限りの定額減税。本当に物価高騰対策というなら、消費税減税と低所得者への手厚い支援こそ必要だとこの場をお借りして付け加えさせていただきまして、議案第 27 号については賛成といたします。</p>
議 長	<p>他に討論のある方はございますか。</p> <p>これで討論を終わります。これから議案第 27 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 27 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて議案第 28 号「令和 6 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 28 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 28 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	

議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p> <p>これより 3 時 15 分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 14 時 54 分)</p>
<p><u>日程第 20 「陳情第 1 号」</u></p> <p><u>日程第 24 「発議第 2 号」</u></p>	
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。</p> <p>日程第 20、陳情第 1 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情及び 日程第 24、発議第 2 号「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書は関連がありますので、一括して議題と致します。</p> <p>陳情第 1 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 鷹野文則 君。</p>
(委員長報告 採択と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第 1 号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。陳情第 1 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって陳情第 1 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>事務局長に発議第 2 号の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>第 7 番 井出幸実 君。</p>

7 番議員	<p>只今上程されました発議第 2 号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を提出することにご説明をいたします。</p> <p>令和 7 年度の国の予算編成に伴い、小海町議会として 3 プラス 1 点の意見書を政府及び関係行政官庁あて、別紙のとおり意見書を提出したいと思います。議員皆様のご賛同をお願いいたします。長野県では 2013 年度に小中学校とも 35 人学級が実現しました。現場では一人一人の子供に寄り添った対応を求められています。教材研究や授業準備等で教員は多忙を極めています。そんな中において、教員は深刻な人手不足の状況にあります。豊かな学びを実現するため、少人数学級を推進していく必要があると思っております。また、教育国庫負担を 3 分の 1 から 2 分の 1 に率を上げていただき、国の責任において教育財源保障をしていただきたいと思います。子どもは小海町だけでなく、日本の宝であります。資源の無い日本であります。教育こそ、これからの日本を発展させていく中で最も必要なことと確信をしています。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。意見書提出の発議の説明といたします。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから発議第 2 号を採決いたします。提出者の説明のとおり発議第 2 号に賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって発議第 2 号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。</p>
<p><u>日程第 21 「陳情第 2 号」</u></p> <p><u>日程第 25 「発議第 3 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 21、陳情第 2 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情及び 日程第 25、発議第 3 号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率</p>

	<p>を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書は関連がありますので、一括して議題と致します。</p> <p>陳情第2号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 鷹野文則 君。</p>
	(委員長報告 採択と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。陳情第2号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議長	事務局長に発議第3号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
	第5番 渡邊晃子 君。
5番議員	<p>第5番、渡邊晃子です。</p> <p>「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出理由を申し述べます。</p> <p>ご存じのとおり毎年我が町議会で全会一致で採択、県に提出しているものであります。文部科学省のへき地教育振興法制定の文章によれば、「へき地学校は交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等のへき地に所在しているため、へき地における教育は教員の確保、施設、設備の整備、学習の指導方法等、各種の面について多くの困難な条件を背負っている。へき地教育振興法は、へき地におけるこのような困難な条件に基づく教育の地域的格差を是正し、その水準の向上を図るため、国及び地方公共団体が協力し総合的な施策を進めるようにするものである。」となっています。この説明からしても近隣県と比べ、手当支給率が未だに低い状態を看過するわけにはいきません。どの</p>

	<p>地域に着任されても、教職員の先生方が生活面での不安、負担を感じる こと無くその職務を全うできるようにするよう県は努力すべきです。県 人事委員会が2年続けて、現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地 手当や辺地手当と同様に低い水準にある特地勤務手当の支給率につい て、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要と言及していること も重大です。</p> <p>教員不足は我が町にも影響を及ぼしています。憲法 26 条が保証する等 しく教育が受けられる権利を、子ども達から奪うことにもつながりま す。へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことは当然と考え、 提出理由といたします。</p> <p>全議員のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願 いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙 手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第3号を採決いたします。提出 者の説明のとおり、発議第3号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって発議第3号は、原案のとおり可決され、 関係機関に提出することといたします。
<u>日程第 22 「陳情第 3 号」</u>	
議 長	<p>日程第 22、陳情第 3 号「訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再 改定を求める陳情書」を議題といたします。陳情第 3 号については、民 生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告 を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 鷹野文則 君。</p>
	(委員長報告 趣旨採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いし ます。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙 手をお願いいたします。

5 番議員	<p>5 番渡邊晃子です。</p> <p>私は本陳情書を趣旨採択することへの反対の立場で討論をいたします。皆さんご存じのように、衆議院厚生労働委員会は今月 5 日、介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議を、異例の全会一致であげました。事業者らの意見を聞いて、改定の速やかな検証をするよう求めています。12 日民生文教常任委員会でも言及がありました。その日の信濃毎日新聞でも 3 年後を待たずに引き上げよと社説で掲載をしていました。小海町においては、各事業所で最上位と 2 番目の処遇改善加算が可能ということですが、第 9 期介護保険事業を策定する際のヒアリング結果によれば、現状は訪問看護、訪問リハビリテーションを必要とされている方は増加傾向。課題としては慢性的な人手不足、若手の育成が挙げられました。長野県社会保障推進協議会が行ったアンケート結果は、陳情書に添付されており、県内での深刻な実態は皆さん良くお分かりのことと思います。ここには無いですけれども、事業継続が難しくなると答えた事業所が 14.6%あるということも深刻です。自由記述では訪問介護は人員不足なのに、益々訪問ヘルパーの働く意欲が低下し、離職に繋がるのではとの不安や心配があります。訪問の事業所が少なくなると困るのは、利用者様です。国は現場をわかっていないと思います。などの声が書かれていました。</p> <p>民生文教常任委員会では、この陳情書どおりにすれば介護保険料が上がるという話が出ました。しかし、国民健康保険事業と同じく制度の問題があります。国は市町村に交付金を出して競争させ、要介護高齢者を自立させようとする一方で、公費投入を抑えています。例えば国が進める防衛費倍増の予算 5 兆円ですが、それがあればどうか。介護保険料を 0 にするには 2.8 兆円。全国 200 万人の介護労働者に月 8 万円の賃上げ 2 兆円で。また、介護保険サービス利用者負担 0 は 1 兆円でできるという試算もあります。現場の悲痛な叫びを聞くこと無しに、制度を押し付けていくこの国の姿勢に、地方がものを言わずしてどうするのでしょうか。現場の疲弊は利用者の負担に直結します。全県の介護事業者の声に小海町としてもしっかりと耳を傾け、この陳情書を採択し、国に意見書を提出することを全議員の皆さんに強く求めて趣旨採択には反対の討論とします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。</p> <p>これから陳情第 3 号を採決いたします。委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第 3 号を委員長報告のとおり、趣旨採択と決定することに</p>

	賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 5 番議員、6 番議員
議長	挙手多数と認めます。したがって陳情第 3 号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。
<u>日程第 23 「陳情第 4 号」</u>	
議長	日程第 23、陳情第 4 号 「マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書」を議題といたします。陳情第 4 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野 文則 君。
	(委員長報告 継続審査と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
5 番議員	5 番渡邊晃子です。 私は、本陳情第 4 号を継続審査とすることには反対の立場で討論いたします。大原則として、そもそもマイナンバー法で取得は任意原則です。これだけ政府が様々な施策を講じて大金を投じて、我が町でも依然 2 割強の町民がマイナンバーカード自体を取得していないのが現状です。国による不当な圧力が強まっているとはいえ、町内医療機関において、あたかもマイナ保険証を保持するのが義務であるかのような高圧的な言動がされているということも看過できません。 我が町においてトラブルがあるとの報告は今のところは無いということですが、全国的には別人の情報が紐づけされた、機器がマイナ保険証の情報を読めないなど、トラブルが相次いでいます。私がお世話になっている医療機関においても、マイナ保険証は利用できますがトラブル続出なので普通の保険証もお持ちくださいという備えがされています。利用者が保険資格を証明できず、窓口で 10 割負担を求められる。別人の医療情報に基づく誤った診断、薬の処方など命にかかわる問題、懸念は尽きません。日本弁護士連合会もこの方針はそもそもマイナンバーカードの取得は任意であるという原則に反するうえに、特に高齢者や障がい者に対してマイナ保険証発行のための申請行為等を課して、現行制度よ

	<p>りも保健医療を受ける権利の水準を低下させるなど数々の弊害が発生するものであるとして、マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行保険証の発行存続を求める意見書を昨年 11 月 28 日付で、関係各大臣、機関に提出しています。県内では 34 市町村で、佐久管内ではお隣南相木村、立科町、軽井沢町で意見書を提出しています。これだけ意見書を提出している、されているのはなぜでしょうか。世論調査でも未だに半数以上が現行保険証廃止に反対している、その世論に押されたものでもあると思います。日弁連も申されているとおり、特に高齢の方や障害のある方にとっては、健康や命を損なう危険性を高めるものです。国民の権利の侵害です。12 月に原則廃止が迫る中、昨年について継続審査にする理由は全くないと考えます。高齢の方が多く住まわれている我が町においても、この意見書を提出すべきではないでしょうか。町民の医療を受ける権利を守るためにも、継続審査とした民生文教委員の皆さんも今一度どうかお考えいただきたいと思います。</p> <p>以上で、この陳情書を継続審査とすることに反対の討論といたします。</p>
議 長	<p>他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから陳情第 4 号を採決いたします。委員長の報告は、継続審査であります。陳情第 4 号は、委員長の報告のとおり継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手多数) × 5 番議員、6 番議員	
議 長	<p>挙手多数と認めます。したがって陳情第 4 号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。</p>
<p><u>日程第 26 「同意第 4 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 26、同意第 4 号 「監査委員の選任同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤町長。</p>
(町長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから同意第 4 号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって同意第 4 号は原案とおり同意することに決定いたしました。
<u>日程第 27 「議会改革特別委員会の設置について」</u>	
議 長	日程第 27、 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。 議会改革特別委員会については、議員のなり手不足解消や開かれた議会への取り組みに向けた調査、研究を目的に、お手元に配付した事項を審査及び調査する委員 6 人で構成する特別委員会を設置し、審査及び調査が終了するまで閉会中の継続審査及び調査することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。 よって、委員 6 人をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。 ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長においてお手元に配付した名簿のとおり指名いたします。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。

散 会

議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和6年第2回小海町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 <p style="text-align: right;">(ときに 16時00分)</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

1 番 議 員

2 番 議 員